

平成29年3月10日

◎桑名委員長 それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

それでは、小中学校課の説明は昨日終わりましたので、質疑に入ります。

◎米田委員 塚地議員が本会議でも取り上げた大学の推薦枠問題、現在、全国で大学推薦やっている県が何県あるかというのと。それと15日に教員採用の募集要項が出ますよね。大学名とか、そういうものも一緒に公表されるのか。

◎坂田教職員・福利課長 大学等推薦特別選考でございますけれども、現在私どもが把握しておる中では、8都府県5政令都市ということになっておりますけれども、ほかにもあるのではないかとお聞きしております。確実に把握できているのは、今そういった状況でございます。

募集要項につきましては、来週になりますけれども、15日に公表したいと思っております。その中で人数等につきましては、中山間で勤務する小学校、中学校、それと特別支援学校とで3つの区分でこの大学等の推薦特別選考を行いたいと思っておりますので、全体の人数はお示ししたいと考えております。ただ、大学名につきましては、初めて来年度行うということもありますし、その中で、大学側にも今回は公表しないということでお話しておりますので、募集要項の中で大学名を公表することは考えておりません。

◎米田委員 今回しないということは、今後公表することもあり得る、検討してと、そういう意味ですか。

◎坂田教職員・福利課長 先ほども申しましたけれども、本県にとっては初めて制度を入れるということになります。それが終わった中で、また指定大学についても見直しをしていきたいと考えております。その中で指定する大学の御意見であるとかも参考にしながら考えていきたいと思っております。

◎米田委員 この制度がええかどうかは別にしても、やるに当たって、先進県では事実上多くが公表していますよね。ホームページ拾うだけで大変な数が出てきます。さっと拾えます。例えば、国立の上越教育大学教職員大学院なんかも、東京都小学校1名、神奈川県人数枠なし、横浜市何名とかと出ているんですよ、具体的に。それから早稲田大学は、教員採用試験大学推薦募集要項配布を開始しますということで、わざわざこの都道府県市が何名ですよ。武蔵野大学や東北女子大学や芦屋大学、どっさり出てきます。初めてやるというんなら、こうやって公表してするほうが、平等にやっぱり希望する人誰もが受けられると。希望する側ですよ、推薦してもらおう側、そういうことが保障できる制度ですし、やましいことなければ、きちっと公表してスタートすべきではないかと思うんですけれど、そういうことは、他県の例は参考にしませんでしたか。

◎坂田教職員・福利課長 他県が、それぞれの教育委員会で公表しているものではないとお聞きしています。各大学の中で、確かにどの自治体が、どの段階で、いつから始めているというところまでは把握しておりませんが、そういった経過を踏まえて、大学の中で公表しているという事例については承知をしております。ただ、先ほども申し上げましたけれども、本県にとっては29年度が初めての制度になります。その中で、各大学にお話しておりますけれども、これはとりあえず29年度限りですと、その中で見直しもしっかりやっていきますと、そういうことで申しますと、30年度についてお約束したものではありませんし、また指定する大学も、今回は限られた大学にしております。その中で指定していない大学からすると、ここが指定されていないということがわかってしまうということになります。指定を受ける大学で申しますと、学生に対しては、大学のほうから周知をした上で選考を行うんじゃないかと考えておりますので、そういった意味で今回大学名については、大学側の中との話もございますので、公開をしないということに判断したものでございます。

◎米田委員 議会の論戦の中で教育長も、それは言うたらいかんというのに、言わんように話ししますわと言うたら、全くおかしい話でね。今の私の質問は、大学が公表していると。わざわざ教育行政、教育機関の側から公表したらだめですよとはなっていないと思うんですよ。大学側が利益供与かどうか別に、仮にしたとしても、学生あるいは高校側にそのことを周知徹底するために、大学は公表しないと意味がないわけですよ、ある意味ね。だから、大学側がそうやって公表している、自主的にしゅうところまで、うちの教育委員会はそれまで伏せると、したらいかんぜという、それはいかんじゃないですか。

◎田村教育長 申し上げたのは、さっき課長からもお話しさせていただいたように、来年度は指定をさせていただきます。来年の卒業生については対象になるということですので、これから入る高校生が必ずその大学の対象になるというものでもございませんので、そういうようなことも含めて、高校側に対する大学側のある意味宣伝的な使い方は控えていただきたいという趣旨かと思っております。

◎米田委員 教育長の言うことは、わかります。

ただ、ホームページで、来年4年生になる人向けに広く大学側はPRというか、学校案内をしているわけですからね。だから、そういう作業して当たり前やし、せっかく制度やるなら、そうせんと学生に周知徹底できませんからね、だから学校名を伏せるということ自体、私は制度のあり方が本当にいいのかどうかということも強く疑問を感じていますので、指摘しておきたいと思います。

それで、今のところ5校ですかね。結局、優秀な先生を集めたい。しかし、その大学推薦枠が優秀な先生を集める方法なのかと、僕はそうやないと思うんですよ。結局、教育長の答弁にあったように、たくさん来ゆう大学から推薦枠をと言うわけですから、何十人か

受けてくれゆう大学になったら、しっかりと採用審査で審査すれば立派な人が入ってくるわけだね、わざわざ推薦せえでもと思うんで、全国的に8県がやっていますけれど、それでそういうよさというか、いい成果が上がっていると他県に聞いているのか、どうですか。

◎坂田教職員・福利課長 この制度入れるに当たって、秋ですけれども、3大学を訪問させていただきました。その中では、この制度を入れたことによって優秀な学生が教職員として入ってきておるという実態をお聞きしております。

◎田村教育長 この目的というのは、本会議でも御答弁させていただいたように、優秀な学生に高知県を志願してもらいたいということを目指した制度ということで考えておりました、例えて言うならば、学生は教職を選ぶときに、もちろん高知県も選択肢の一つ、いろんな県の教育委員会に対しての選択肢がある中で、ぜひ優秀な学生に高知県を志願してもらおうということ、どこ受けようかといういろいろ迷っているときに、ぜひ高知県を志願してくださいということにインセンティブが働くんじゃないかなと、それを我々としては狙いにしているということをございますし、それから先ほど課長から申しましたけれども、大学名の公表ということは、なお来年度に向けては検討させていただきたいと思っておりますけれども、今回公表しなかったことの一つには、先行県でも大学名は公表していないとお聞きもしていますんで、そういうようなこともあって、今回こういうような形にさせていただいたということは御理解いただきたいと思っております。

◎米田委員 教育行政の側がそれを公表していなくても、事実上、推薦枠をとるところが公表しているわけだね。だから、してないしてないと言うても、まあ言うたら行政の都合で物言うだけのことで、推薦枠を組んじゅう大学がわざわざホームページに出してまでやりゆうわけですから、そこはやっぱり十分考えていただきたいと思っております。

それで、大学推薦の場合も結局、1次免除、それから2次の実技免除ですかね、高知県の場合、そういうんでやろうと。しかし、100%推薦の人が合格するというのは限られていないわけですよ。ですから、このホームページ見たときに、先月かどうかよくわかりませんが、ある意味、炎上しちゃう面があるんですよ。例えば、某国立大学の推薦した子供さんが受けました。推薦枠で行きました。落ちているんですよ。ほんで、注目の有名な国立大学の教授が投書して、うちの大学もなめられたもんだと。今言ったように優秀な人を送ったのに落ちているんですよ。そういう優先枠に対する意見が出ています。

そして、学生さんみずからも投書されていて、確かに推薦枠を受けて申し込みしたけれど、自分の出身県受けて先に通ったと。受験断ろうと、もう断っていいでしょうかと悩んだ投書がされているわけですよ。そこへ、こうしたらどうですかと。だから、推薦枠と言いながら本当にそれが、優秀優秀と言いながら、そういう人を集められるツールには、決して大きな流れにはなっていない。もっと太い流れをちゃんとつくっていく必要

があるんじゃないかと思うんですね。そういうこと考えたときに、私は、あたかも優先枠で合格間違いなしみたいなニュアンスもあり、決してそうではないんで、そういうことはせられませんので、けれど優先枠として受けると、地元大学も受けたいというふうな、やっぱり学生の迷いもいろいろあるわけですね。

そういうことから考えたときに、本当にこの制度を高知県が進め、優秀な人を入れるためにそういう制度を取り入れずに、きちんと今までの、従来のやり方で審査をして、優秀な人をそこから採っていくと。できるだけたくさんのお機会を設けてやるというのが一番いいと思うんですけど、これは一遍やってみんといかんとは思いますが、大学名の公表を含めて次年度やるかやらんかも含めて検討するということですよ。

◎桑名委員長 ちょっと所管外の質問ですので、大体質問の意は通じたと思いますので、最後、教育長、まとめて答弁をお願いします。

◎田村教育長 公表については、先ほども申しましたように、なお検討もさせていただきたいと思いますが、制度そのものは、この制度入れましたのは、今大量退職、大量採用の時代の中で優秀な教員の確保というのは本当に喫緊の課題ということもあって、そういった危機感もあって我々取り組まさせていただいていると思っています。他県においても、そういうことだと思っております、これは、一定の期間は続けさせていただきたいと考えております。

◎横山委員 放課後等学習支援事業費補助金、放課後の学習支援ですけれども、配置状況も拡大して、大分普及してきたんだろうと思うんですけども、実際、学力が上がったとか、定着したとか、学習習慣が変わってきたとかというような、その質的な評価はどうされていますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 これを配置している学校については、具体的に全部聞き取り調査に入っております。その中でどういった効果があるのかということ、校長さん初め担当する教師と面談をして、その効果等を聞いておると。その中では、やはり学習時間がふえてきたとか、あるいは家庭での学習習慣が定着してきたといったこと、そして学力的にも上がってきた子供たちがこれぐらいいますといった話を、個々具体的に聞いておるといふ状況でございます。

◎横山委員 そうした中で放課後学習支援員ですかね、その方がキーになると思うんですけど、しっかり指導ができる方と、指導するにもまだ成果が上がっていないとかというようなことも、熱意とは別にですよ、そういうこともあるんだろうと、そういう放課後の学習支援員さんの中で、こうやってやったら学力が定着したとか習慣が変わったとかというような、そういう情報共有みたいなものって考えられたりしていますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 確かに一番いいのは人材面で、例えば学校が一番要望してきているのは、今までに経験のある方、あるいは退職した先生であるとか、あるいは大学生

で教職を目指している方とか、そういった方が来てくれたら非常にありがたいというお話はあります。ただ、そういった方を全て用意できるというのはなかなか難しい。その中で学校が効果を上げているのは、教員と支援員とのいわゆるコンビネーションというんですか、打ち合わせから始まって、きょうの子供の状況はこんなですと、この子供はここがわかっているんで、きょうはこれをやってくださいとか、そういう打ち合わせをかつちりして進めている。そういう学校はやはりかなり効果を上げてきていると。そういう事例については本年度各学校に、うまくいっている事例として広く紹介をしていきたいと思っております。

◎横山委員 その質を高めるということと、それと同時に、学習支援員がいない、やりたけれど、いないという地域もあるだろうと思うんですけれど、その辺をどういうふうに支援していかれるのか、お聞かせ願えますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 今年度というより来年度については、もう既に大学のほうにもお願いに回っております。大学からの支援をいただきたいという話とともに、特に退職されて再任用されない先生、そういった方にも援助いただきたいと。これは、教育長みずからが手紙を書いて退職される先生方にお配りをして、援助を求めるといったことも行っております。

◎三石委員 豊かな心を育む教育推進費というところで、主要事業説明資料にも出てきていますが、27ページ、道徳教育改革プランというのがある。これについて、見ればわかるんですけれど、ちょっと説明をしていただきたらと思うんですけれどね。

それと、家庭版道徳教育ハンドブック「高知の道徳」の改訂及び作成・配付ということで、以前見せていただいた。非常によくできているんですよ、ここらあたりの活用状況なんかも含めて、ちょっと詳しく説明していただけます。

◎長岡参事兼小中学校課長 この道徳教育改革プラン、これにつきましては平成30年度に、道徳科が始まります。これを目指して学校の指導力を上げていくとか、あわせて教材を作成していくとか、さらに道徳教育を牽引してくれる道徳リーダーをつくっていくとか、そういったことを実施しているものでございます。その中で、特に今お話しいただきましたハンドブック「高知の道徳」、これにつきましても、この29年度にさらに改訂をしてバージョンアップさせていくといったところを考えております。特にこの高知の道徳につきましては各学校で、例えば道徳参観日のときに活用するとか、そしてそれを家庭の中で親御さんと子供と一緒に話をするとか、そういったことで活用は全ての学校でされているところを、これは調査報告を聞いておるところです。

◎三石委員 道徳教育のハンドブックの改訂、バージョンアップということも言われたけれども、具体的にどうということをバージョンアップする。

◎長岡参事兼小中学校課長 今度の道徳科につきましては、議論をする道徳、極端に言う

たら単に教えていく道德というよりは、子供たちが議論できるようにというところを考えられております。どうしたら議論ができるのか、子供たちが道徳的に価値を発見していくことができるのか、あるいは2つの道徳的価値の葛藤の中で、どちらの道がいいのかと考えていくのかとか、そういったことも考えて教材をつくらないといけないと考えているのが1点です。

あわせて、土佐の、あるいは日本の偉人のお話とか、こういったものをふんだんに入れていきたいと考えておるところです。

◎三石委員 道德教育というたら、今から20年ほど以前、軍国主義の復活だとかというようなことで、特に高知市内なんかの学校ではほとんど行われていない。それが実態でした。そういう現状だったんですけれども、現在は一生懸命のほうも頑張ってもらっていて、非常に取り組んできていると思うんですけれども、特に高知市を初め道德教育、いまだに戦争につながるからやるな、修身につながるからやるなということを言われている現場の先生方はおられるんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 道德教育を、いわゆる戦争につながると否定している方はいないと思います。ただ、道德教育、道德の時間が、内容の充実したものとしてきちっとできているかどうかということについては、まだまだ課題はあると思います。ただ、高知市においても、今度、中四国の道德の大会がありますけれども、それも1つは、1校は高知市でそれを受けて公開しようといったところもございますので、やはり徐々には道德教育に対する理解、そういったものができてきていると思っております。

◎三石委員 時代が進めば進むほど、道德教育というのは非常に大事になってくると思うんですね。いろいろ課題もあろうと思いますけれども、ぜひ頑張って、しっかり推進をしていていただきたいと思います。

◎米田委員 610ページの学力状況調査集計等委託料、これは、業者はどこに委託しゆうんですかね。例えば、ことしか去年。

◎長岡参事兼小中学校課長 創育という会社になります。

◎米田委員 この何年間、業者はかわっているわけですかね。

◎長岡参事兼小中学校課長 はい、会社はかわっております。創育のほかには学友社という会社もあります。そして実際は、例えば東京書籍とか教育出版とかベネッセコーポレーションとか、そういったところに指名をしてプランを上げてもらっていると。そういう中で決定をしていっているという状況でございます。

◎米田委員 この4年生、5年生、中学校1年生、2年生、1月受けて、また年度新しくなって全国学テということで、子供たちにとったら、テスト漬けになって、結局落ちついて、年度の終わりに、それから新学期の最初ということに、なかなか先生も含めてなりませんよね。私はもうええかげんテストテストでいっているような教育課程はやっぱり改

善、あるいは見直し、検討すべきではないかと率直に思うんですけれど、全国学テとの関係を含めて、どんなふうに関わっているんですかね。

◎長岡参事兼小中学校課長 全て全国学テに通じるというのではなくて、特にこの県版学力調査については、その1年でどれだけの力がつけられたのか、あるいはどれだけまだついていないのか、これを把握した上で、次の学年にしっかりと学力を定着させてあげるというものでございます。そういう意味で、例えば小学校4年生でまだ十分に身につけていないものがあるならば、あと少しの期間にはなりますけれども、そこをしっかりと学習をして、次の学年に上げると。あわせて教員自身が、なぜそこが身につけていなかったのか、自分の教え方がどうだったのかというのを振り返ってもらうという目的で、これは実施しているものでございます。

◎米田委員 それは全国学テをやる、仮に今まで実施を認めたとしても、そういうことを含めて、全国学テで教育の指導のあり方、子供たち一人一人のつまずきがどこにあるかということ、まあ言うたら見るために全国学テもやっているわけでしょう。それをもう年度がわりの直前にやり、また上へ上がったならクラスが違ってもいいですね、そういう中でテストテストで追い立てるようなやり方が本当に子供と学校の先生にとってプラスになるのかと。全国学テの結果、その一つで見ても十分材料にできるし、全国学テなくてもそれぞれ、今までもずっと単元テストとかいろいろ先生がやっているわけで、先生一人一人が子供たち一人一人のつまずき、皆さん知っていますからね。それをまた屋上屋を重ねてやって、本当に子供たちの力をつけることに役立っているのかということ、率直に思うざるを得ないわけで、なくてもええんじゃないですかと思うんですけれど、余り現場でやって、先生たちから悲鳴の声とかは上がっていませんか。

◎長岡参事兼小中学校課長 全国学力調査で、例えばこれ6年生で実施をします。そうして6年生で実施をして、例えば1年生から5年生までの間につまずきがずうっと積み重なってきて、そこでの手の入れ方というのは余計大きくなると思います。それを一年一年きめ細かく見ていって、その時々手を足してあげる。そうすることによって、余計子供たちには学力がついていくと考えております。あわせて、委員おっしゃる教員の悲鳴ということですが、そこまでは、我々のほうには聞こえてきていない。むしろ、これがあることによってチェックができるといったことは聞いておるところです。

◎池脇委員 三石委員の質問に関連するんですけれども、当初予算の中にも道德教育研究事業委託料ってありますよね。これ、どういう中身になっているんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 これにつきましては、研究指定校10校ほど、いわゆる道德科の研究をするというところをいただいている分になります。

◎池脇委員 具体的に、どういう道德教育の研究をその指定校ではされているんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 先ほど少しお話しさせていただいたんですけれども、やはり

道徳の教授方法が変わってまいります。これは極端に言うと、今まで読み物資料を中心に、徳の価値を聞いて習っていく、自分の中に身につけていくということがメインでありました。今度は、道徳的価値を子供たちが議論しながら見つけていく、そういう授業が一つ必要になってまいります。あわせて、体験活動とかそういったものとあわせて、道徳の価値をさらに体の中に身につけていく、そういった授業を開発してもらっているというところになります。

◎池脇委員 議論をするということ、これはアメリカあるいはヨーロッパのほうでも、子供たちに気づかせるというんですか、そういう研究は進んでいますよね。日本でも道徳教育の研究も、そういう形の部分で進められてきておりますけれども、この指定校ではそういう基本的なパターンがありますよね、その開発された先生のやり方というのがね。だから具体的には、その部分はどういう方のやり方を、例えば現場で応用されているのか、それともそのまま指定校の先生方に投げているのか、そのあたりはどうなんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 これにつきましては、うちの道徳担当の指導主事が入って一緒に研究をする。単純に学校にお任せということではなく、県の指導主事、それから大学のほう、高知大学とかの協力もいただいて実施をしているというところになります。

◎池脇委員 だから、具体的な方法論ですよ。その議論の方法論、何パターンかあるわけで、名前がついたやつが。前に僕も議会で取り上げて質問させていただいたんです。今ちょっと名前が出てこないんですけども、そういうものを、きちっと事前に方法論がある意味マスターして、その上で実際の道徳の時間等に応用していかないと身につかないと思うんですよね。

◎長岡参事兼小中学校課長 その理論ということについて言いますと、私も不勉強でまだ十分にあれですけど、特に「みんなのどうとく」という、現在、道徳の副読本として国が作成したものがございます。これを作成した担当者と一緒に、この道徳を研究しているという状況であります。

◎池脇委員 スウェーデンとか、たしかデンマークかノルウェーだったと思うんですけども、いじめの問題を通して、なぜいじめがだめなのか研究もされていて、それがヨーロッパの、日本で言えば道徳教育に当たるわけですよ。研究成果も出ているわけで、それは実際スウェーデンの中でも効果が出ているわけですよ。そういうものを、ある意味は下敷きにしておかないと、行き当たりばったりでは、先生も答えが見えないから難しいのじゃないかなと思うんですよね、答えを先生は言っちゃいけないんだろうけれども、気づかせなくちゃいけませんから。

そうしないと、今マスコミなんかでも最近よく出てきているのは、福島原発で転校された子のいじめが表面化してきていますよね。なぜ、ああいう現象がふえてきておさまら

ないのか。子供たちは、低学年は善悪の概念が余り発達していないから、いじめという感覚がないわけなんです。だから、そういうものを踏まえて、きちっと道徳の授業で子供たちに気づかせていかないと、こうした問題というのは、先生方から見たら一応静まって解決しているんじゃないかって見えるかもしれないけれど、実は子供たちの間では潜在的にずっと存在していて、なかなか解決していないという状況が続いているんじゃないかと思うんです。

だから、教科になって道徳の授業というのは非常に大事になってくるので、その意味で指定校でしっかりやっているのであれば、そういう道徳の授業が充実するような凡例をしっかりと作り上げないといけないので、ぜひ一定の、先進国ではそうした事例も出て、日本でもそれをもとにして大学で研究もされているわけですから、そうしたものをしっかり事前に学習した上で、現場の指定校で実践して効果を出していくという、課題は何なのかというものを出していかないと、実際に道徳の授業が開始されても、効果が出てきにくいんじゃないかと思うので、そのあたりのところをしっかりとやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 道徳の根本になる理論的な研究、これもあわせて、これからも進めていきたいと思います。

◎金岡委員 英語教育について幾つかあるんですが、このプロジェクト事業等も書かれていますけれど、具体的にかいつまんで構いませんが、どうやられるのか、お伺います。

◎長岡参事兼小中学校課長 英語も、小学校5、6年生での教科化が新しい学習指導要領では入ってまいります。そういう意味で特に教科化に伴う、先進的に教科化をした場合どうなるかといった研究を1つは行っております、学校指定で一緒にですね。あわせて、現在のいわゆる外国語活動、これをどのように活発化していくのかということをお中学校と一緒に、これも研究指定ですけれども、研究している状況でございます。

◎金岡委員 一生懸命やってほしいんですが、この期待される効果というところに、教員が確かな指導力・英語力を身につけることで小中学生の英語によるコミュニケーション能力が向上するというふうに書かれております。ここが一つの狙いであるのではなかろうかと思いますが、あっさり言いまして、なかなか心もとないです。要するに、ずばり先生方、どれだけできるのかと思います。どのような工夫をされるのか。地元でそういうことのできる外部の方いらっしゃいます。そういう者の活用をどうするのかというようなこと、どうでしょう。

◎長岡参事兼小中学校課長 確かに、例えば小学校教員であれば、これまでの中で、英語についての指導を大学の中で習ってきているものではありません。そういう意味で、どう教えたらいいだろうと悩んでいた教員が、かつて非常に多くいた状況でございます。外国語活動が入ってきて、やはり一人一人の全ての教員が教えないといけないという状況にな

ってきて、この研究も始めていったところでは、例えばALTを活用しての研究であるとか、それから小中連携して、例えば中学校の英語の先生にも来てもらう。あわせて、下手であっても小学校の教員がまず率先して見せるといったようなことで、子供にも一緒にやってみようという感じで実践しているところもあります。

そして、今金岡委員言われたように、これからはさらに外部人材、こういったことを活用して学校の先生と一緒に授業をしていくということは必要になってくると思います。

◎**金岡委員** まれなケースなんですけれど、お子さんが帰国してきました。小学校の低学年、それから保育園、この方たちに英語が通じなかったらどうするんでしょう。ちゃんと話して聞き取ってもらえるような英語がしゃべれるかどうか、そういうことも懸念をされるわけですが、非常に心もとないというのは、私もいろんなところでお話をしよって、ALTの方とお話をする機会もあるんですが、ともすれば先生の英語が、私の英語とそう変わるのじゃないろうかということもございます。ですから、あっさり言って十分に私も聞き取れない、それから十分に伝えることもできないという状況ですから、先生がそんなことでええんかなというところも、見受けられます。

どうしゃべったらええか、どうやったらええかというのは、もちろん知っていると思いますが、発音がいま一つ首をかしげているような状況も多々ありますので、それが例えば子供にそういう話をしたときに、お子さんがいっぱいいらっしゃって、生徒さんいらっしゃって話したときに、先生の英語が通じなかったら、これはもう指導もなかなかしにくいんじゃないろうかと思いますが、要するに、英語力を先生方上げていかないと、本当に指導ができないんじゃないかと思いますが。

◎**長岡参事兼小中学校課長** そういう意味では、やはり教員に勉強してもらわなければいけない。特に英語については勉強していただかないといけないということで、指定校もつくって、一緒に先生、そこへ勉強に来てくださいといったところで学習はしております。ただ、すぐに全ての教員が、英語がどこでも通じるようにぺらぺらというのは、まだ当然なっていないんですけれども、そこに向かっては、一つ一つ段階を踏んでやっていきたいと思えます。

◎**金岡委員** 目的、期待される効果としては、コミュニケーション能力を向上させるということを目眼にやられるということでもよろしいのでしょうか。

◎**長岡参事兼小中学校課長** そういうことでございます。

◎**池脇委員** 本会議で時間切れで聞けなかったんですけれども、ビブリオバトル、図書館等では浸透してきているけれども、義務教育の中での浸透はどうかということですが、状況はいかがですか。

◎**長岡参事兼小中学校課長** 学校図書館を使いたいいわゆる授業というものは、どんどんふえてきております。そういう意味では、非常に図書が子供たちに近くなってきたというこ

とで、我々もうれしく思っているところです。

そして、このビブリオバトルにつきましては、まだ全ての学校で実施されているという状況ではございませんが、やはり徐々に学校の中で、これを実施する学校はふえてきています。我々のほうは理解をしております。

◎池脇委員 ちなみに、県下でモデル的な学校ってありますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 特に高知市の初月小学校とか、こういったところではこのビブリオバトルも含めて、図書館教育を実施しているというような状況でございます。

◎池脇委員 具体的には、放課後とか授業中とか、どういう形での展開をされているんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 1番は国語の時間を使ったり、あるいは状況によっては特別活動の時間を使って実施していると聞いておりますが。

◎池脇委員 その結果、読み、書き、話す、その基本的な能力の開発につながっていかないといけないんですけども、そのあたりの評価の声はどんな形で上がっていますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 この初月小学校については、図書館教育とともに国語の学習に非常に力を入れておまして、そういうトータルの中で、例えば全国学力学習状況調査の国語の結果あるいは県版の結果を見ても、非常に高いものがございます。

◎池脇委員 高知県は国語の先生方は研究を非常に熱心にやられていますよね。ですから、あとの教科の先生方の研究も、国語科の先生方のこういう取り組みをもっともっと学んでいただくように、県教委のほうからも叱咤激励をしていただければと。また同時に、国語科の先生方、もっともっと褒めてあげてもいいんじゃないかと思えます。

◎長岡参事兼小中学校課長 おっしゃっていただいたように、国語を研究している先生というのは非常によく熱心に勉強もしております。こういったことを他教科にも広げていきたい。あわせて、よく頑張っているというところについては、評価もしていきたいと思えます。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎桑名委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎高岸高等学校課長 高等学校課でございます。

平成29年度当初予算につきまして説明をさせていただきます。

お手元の資料番号②当初予算の612ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

当課の歳入の主なものは、科目11教育使用料の欄にあります専攻科を含む県立高等学校の授業料、受講料と、また、12教育手数料の欄にございます県立高校入学時に徴収いたします入学料、そして受験の際に徴収いたします入学手数料がございます。

次に、613ページをお願いいたします。

科目12教育費補助金、節の区分（8）高等学校費補助金といたしまして、高等学校の授業料の支援のための高等学校等就学支援金交付金と、授業料以外の教育費の支援といたしまして、奨学給付金を高等学校等修学支援事業費補助金などを計上しております。そのページの中ほどにあります10財産収入のうち、3生産物売払収入は、農業高校等の実習において生産加工したものや土佐海援丸の水産実習時の漁獲物の売払収入でございます。

続きまして、615ページの歳出をお願いいたします。

当課の平成29年度一般会計歳出予算総額は219億7,133万3,000円、対前年度比109.7%となっております。増額の主なものは、高知国際中学校・高等学校及び須崎総合高等学校の校舎の新築や既存校舎の改修等のために22億6,903万円を増額したことによるものでございます。

それでは、右端の説明欄の1情報教育推進費でございますけれども、この情報教育推進費は、県立学校の授業用パソコンと教職員の校務用パソコンの整備費等に要する経費でございます。

続きまして、616ページをお願いいたします。

2高等学校費でございますが、右側の説明欄の中の1高等学校教職員人件費でございます。高等学校における教職員1,866人の給料、職員手当、共済費でございます。

その下の5管理指導諸費でございます。この管理指導諸費は、校長会等開催経費、また人事関係業務や県立中学校・高校の教育活動を推進するための支援・指導に要する経費などでございます。

次に、617ページをお願いいたします。

右側の6高校教育推進費でございます。全ての学校の特色ある教育活動を推進するとともに、学校組織マネジメント力を高めることにより、チーム学校づくりを推進するためのチーム学校づくり推進事業でございますとか、キャリア教育という視点で生徒一人一人の進路実現を支援し、学習意欲を向上させるために多様な進路希望支援事業などを実施する予定でございます。その中で、3つ目にあります遠隔教育システム構築等委託料につきましては、平成27年度から3年間、国の事業を活用して遠隔教育を実施する際の具体的な手法の研究を行っており、平成29年度で3年目となるものでございます。そのすぐ下の基礎学力把握検査等委託料につきましては、県内全ての県立高等学校の全日制、そして昼間部の生徒を対象に、高校入学時から高校3年生までの学力・学習状況の推移を、全国的な共通指標であります基礎学力把握検査を受検することにより把握し、基礎学力の定着や学習習慣の確立に向けた具体的手だてを生徒の実態に応じて実施、また検証する取り組みとして行っているものでございます。

続いて、618ページをお願いいたします。

9 就職支援対策事業費でございます。平成29年度は県内9名、県外アドバイザーとして大阪事務所に1名、計10名を生徒の就職支援などに取り組んでいてもらいたいと思っております。

その下の10県立中学校等運営費、また11全日制高等学校運営費から620ページの15定時制高等学校運営費までの経費につきましては、県立中学校、全日制高校及び定時制高校の学校運営、産業教育設備の整備、農林水産実習に要する経費、水産指導実習船の運営に要する経費などでございます。

620ページの一番下にあります17高校再編推進費は、高知南中学校・高校、そして高知西高校で取り組んでおりますグローバル教育推進事業に関するものでございます。

続きまして、次の621ページの18施設整備費でございます。この施設整備費は、高知国際中学校・高校と須崎総合高校の校舎の新築、既存校舎の改修等の工事を行うものでございます。

少し飛ばしまして、次は623ページの債務負担行為をお願いいたします。

1つ目の県立学校整備事業費、そして高知国際中学校・高等学校、そしてその下の須崎総合高等学校についてでございます。1つ目の高知国際中学校の施設整備について、新校舎の建築とは別に既存校舎の改修工事を平成29年度から平成30年度にかけて行うため、また食堂棟の解体及び駐輪場の新築工事の入札業務、工事請負費及び工事監理委託料について債務負担をお願いするものでございます。その下の須崎総合高等学校のものにつきましては、須崎総合高等学校の校舎の増築、新体育館の建築及び既存校舎の改修工事等について、同様に債務負担をお願いするものでございます。

続きまして、835ページの特別会計のほうをお願いいたします。

高等学校等奨学金特別会計でございます。

この高等学校等奨学金貸付事業につきましては、高等学校等への進学を経済的な理由で断念することのないよう奨学金を貸与するものでございます。

まず、836ページの歳入でございます。

歳入につきましては、節の区分（1）貸付金元金収入は、貸付金の返還金でございます。

続きまして、837ページの歳出をお願いいたします。

平成29年度の奨学金の貸与見込み者数は、新規で450名、前年度からの継続を612名の計1,062名を予定しております。結果といたしまして、最上段にあります平成29年度高等学校等奨学金特別会計予算総額は3億4,693万5,000円、前年度比2,099万2,000円の減となっております。

以上で高等学校課の当初予算の説明を終わらせていただきまして、続いて補正予算のほうに移らせていただきますので、資料④補正予算の306ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。科目12教育費補助金でございます。教育費補助金は、高校生国際交流促進費補助金では、留学希望者が当初見込みを下回ったこと、また高等学校等就学支援金及び高校生修学給付金支給対象世帯が当初見込みを下回ったことに伴う減額でございます。

続きまして、307ページの歳出をお願いいたします。

科目2高等学校費の減額理由につきましては、共済費や補助費等が見込みを下回ったことや委託料につきましては、指名競争入札により予算を下回る額で落札したためでございます。また、右側の説明欄の2高校教育推進費については、先ほど歳入の見込みと同様に、高校生国際交流促進費補助金が当初の見込みを下回ったため減額するものであり、また高等学校等就学支援金事業費につきましても、当初見込みを下回ったために減額するものでございます。

続いて、309ページの繰越明許費明細書についてお願いをいたします。

高知国際中学校・高等学校及び須崎総合高等学校の工事等の計画調整に日時を要したことなどによるものでございます。

最後になりますけれども、特別会計をお願いをいたします。

394ページをお願いいたします。

上段の高等学校等奨学金貸付事業は、奨学金貸与者数が当初の見込みを下回りましたために不用となりました貸付金及び市町村への貸付事務費交付金を減額するためのものでございます。結果といたしまして、当初の特別会計歳出予算総額3億6,792万7,000円が5,558万円の減となりまして、3億1,234万4,000円となっております。

長くなりましたが、以上で高等学校課の説明を終わらせていただきます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎上田（貢）委員 定時制の関係の運営というか、人事に関して申し上げたいと思いますけれども、御存じのように定時制の生徒の多くが不登校経験者とかということで、少なからず心に傷を負った方が多くいるわけでございます。ですから、その人たちにとっては最後のとりでということなんですけれども、そういう中で先日、卒業生の方から1通の手紙をいただきました。内容としては、先生に対する不満です。先ほど池脇委員から、人事で一番大切なのはやっぱり適材適所だということで、そこにはまる人をセレクトすることが大事だということで、もちろん教育委員会もその辺のことは慎重にやっていると思うんですけれども、定通の場合は教科の指導力というよりも、どちらかといえば基礎の部分丁寧を教えてくれる先生であったりとか、心のほうにたけた先生とか、逆に言うとメンタルを経験して、それで復帰した先生といった方が、各学校、手厚く配置していただくことを望んでいるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどんなに考えていますか。

◎高岸高等学校課長 上田委員おっしゃるように、定時制、通信制の教職員につきまして

は、よりカウンセリングマインドを持った教職員が必要だというふうに認識しております。異動につきましても校長の意見も参考にしながら適材適所の配置に、現在も努めておるところでございますけれども、より適材適所になるように、いろんな情報を聞きながら異動に努めてまいりたいと考えております。

◎上田（貢）委員 その手紙の内容では、全日感覚で、やっぱり上から目線で、反論すると怒られたり、いじめられたりとかということがあったそうです。ですんで、全日の高校、ある程度決まった教育方針で授業を進めていくわけですが、定通の場合は一人一人に対するエネルギーとかというのも変わってくるんで、先生方も本当に大変かと思うんですが、その辺はぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎高岸高等学校課長 おっしゃるように、上から目線という教員がまだ実際におるといふことについては、残念な結果だと思ひます。それは重く受けとめまして、それぞれの指導に努めてまいりたいと思ひます。

子供たちの話を聞ける、意見を聞ける教職員、先ほども申し上げましたが、カウンセリングマインドを持った教職員を育てていく、また支援していくことで、生徒たちが安心して学校で生活できる、そして学習できるという環境をつくっていきたくて思ひます。

◎上田（貢）委員 世の中には生きづらさだったりとか働きづらさを感じている方というのがかなりいるといふことを、私も感じています。その中で、その生徒さんには直接お会いしまして、これから高校のそういう経験を生かして、ぜひ校友会のそういうメンバー、理事に入っていて、学校のために一緒に働いてくれといふことで推薦をさせていただくことにしていますんで、ぜひそういった声を反映するように、教師の改革のために頑張りたいと思ひます。

◎高岸高等学校課長 定時制通信制教育振興会のほうもありますので、それぞれの外部からの意見もそういった場を通じて聴取もしながら、より一層定時制通信制教育の充実に努めてまいりたいと思ひます。

◎横山委員 補正予算のほうで、307ページの高等学校等就学支援金事業費というのが4,200万円減ですか。これって、主な理由といふか、どういう内容のものなんですか。

◎高岸高等学校課長 これは見込みを下回ったために補正をさせていただいたものです。

◎横山委員 高等学校等就学支援金は、どういうメニューですか。

◎高岸高等学校課長 高等学校等就学支援金といふのは、従来の授業料に相当するものを貸与するものでございます。

◎横山委員 見込みが下回ったといふのはどういう理由で。

◎高岸高等学校課長 入学者を想定して見込みを予算上立てます。それで、その入学者の全員が就学支援金対象者になるとは限らなくって、就学支援金対象者にもいわゆる所得制

限がございまして、ほぼ8割程度の方々が支援金対象者にはなるんですけども、その全員がなるということではございませんので、それで見込みが少し変わってきて、こういう補正を組ませていただいたところです。

◎横山委員 それと、インターネットの遠隔教育ですね。小規模校、本当に中山間にありがたいと思うんですけど、吾北分校へ一番最初に導入していただいたということ。実際、生徒さんとかからどんな感想とか成果があるかですよね。どんな捉え方をされていますか。

◎高岸高等学校課長 まず、最初に始まったのが追手前本校と吾北分校、28年度が窪川高校と四万十高校、来年度は岡豊高校と嶺北高校で進める予定になっております。

委員がおっしゃるように、吾北分校は非常に生徒数が少ない中で、教員の数も少ないところがありますので、教員の専門性が少し足りないところを、本校の先生に補っていただくというような形で実施をしておるところでございます。

生徒からは、ふだん学校にいない先生から教えていただくということで、多少最初違和感もあったようですけども、本校の先生方が事前に打ち合わせに分校のほうにも行ってやりとりをしてということで、通常の授業として、だんだんなじんできておるところでございます。来年度につきましては、単位認定等についてもできるような形で、さらに研究を深めるということでございます。

その中で学校のアンケート結果によりますと、肯定的な意見が非常に多いというような状況も出ております。

◎横山委員 3年目ですかね、今。これから先、どんどん小規模校をカバーしていく、支援していくというのは、この遠隔教育がやはりメインになってくるんじゃないかと思うんですけども、そういう中において磨き上げ、またそのための研究ですよね、どういうことをされていますか。

◎高岸高等学校課長 今までの取り組みの中でわかってきたことは、機材の導入等に非常に経費がかかるということが大きいんですけど、その機材になれるための時間が必要だと。例えば、映像と音声が少しずれるというようなこととか、細かいことにはなってくるんですが、カメラの角度をどのような形に持っていったほうが、受け手側の生徒には見やすいのかというようなことを2年間かけて、そういったことも改善しながら、よりよい遠隔教育の実施ができるような形で、県外からも多くの視察に来ていただいているような状況ではございます。県外とも情報交換しながら、遠隔教育としてどのような形がいいのかというのは、さらに研究を進めていきたいと思っております。

◎横山委員 遠隔教育をやって質を高めていくことによって、小規模校でもしっかりした進路というか、将来性が図られていくんだと、地元の小規模校でも進学して充実した学習を受けれるというようなことに、最後はそこへつなげていくということも一つ大事なんだ

ろうと思うんですけど、その辺に対する所見というのはどうですか。

◎高岸高等学校課長 小規模校であっても大学等の進学意欲が高い生徒については、きめ細かい指導をしていきたいと思っております。その中の一つがこの遠隔教育でもありますし、他のいろんな手法を使って進学等の後押しをしていきたいと思っております。吾北分校におきましては、今年度も高知大学のほうにまた合格を果たしたという情報も入っておりますので、それぞれの学校で子供たちに合った方法を見つけながら進めていきたいと思っております。

◎横山委員 そういい事例をしっかりと捉えて分析して、PRして、小規模校でもできるんだということを広くアピールしてもらうことも一つかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎米田委員 人事のことで、本会議でも特別選考審査について、教育長もこれから広く周知していきたいということを述べられたんですが、採用審査に当たって一番大事な、私は公正・公平さから言うて、極めて今回は問題残したし、大きな禍根を残したというふうに思っています。

それで、特別選考審査1、2、3とやられて、2と3は、例えば2であれば教員の資格なくても特別免許でいくというのが、応募したのは1人で、受審したのは1人で、合格したのは1人ですよ。ほいで英語教育、外国語教育は3人応募されて、2人受審をして、合格2人なんです。これは競争原理が働いていないし、本当に優秀な人材を確保する結果になったのかと。1のほうは、確かに応募者20人で、受審20人で、合格2人なんですけれどね、それはそれなりにと思っておりますけれど。全体としては本当に優秀な人材を集める、そういう約2週間の公表から募集までの短い期間の間で、本当に受けた人への対応が十分できていなかったんじゃないかと強く言わざるを得ません。

あと、特別選考審査で、1と2の人で国際競技大会あるいは全国大会で優秀な成績というて、優秀な成績というのは何位のことを指すのか、そして今回3人のスポーツ指導者、どういう競技の人が合格したのか、それは公表できますかね。

◎高岸高等学校課長 今回、特別選考審査ということで、スポーツの場合1と2ということでございます。その中で、今回21人の方が応募されまして、おっしゃるとおり合格3名ということでございます。これは名簿登載ということでございますので、特別選考2の方については、特別免許を付与するための審査会を開いてということでございますので、今の段階では名簿登載という状況でございます。

どういった種目でということでございましたけれども、今回は柔道とレスリングとカヌーということでございます。

全体の採点基準、どういった基準でというお話がございました。これにつきましては、審査するに当たりまして競技実績を見るための加点基準というものを設けております。オ

オリンピック、世界大会レベルのものであるとか、あるいはアジア大会、国体、そういったものを3つの区分におきまして、あるいは個人競技なのか、団体競技なのか、団体競技の場合は中心選手なのか、それともサブの控え的な選手なのか、競技選手なのか、指導者なのかそういったことを一定整理しまして、加点表の中で競技実績を見たということでございます。

◎米田委員 それで、本会議の答弁でも勤務形態を聞いて、普通の先生の半分ぐらい、二十数時間こまと言いましたかね、それ詳しく聞きたいのと。あと、競技団体にかかわるというふうな話もされたと思うんですけど、それは学校の外へわざわざ出ていかんといきませんよね。だから、そのスポーツ指導者の方は、授業を持つ以外はどこで何をしているのか、誰が監督権を持つのか、どうなんですか。

◎高岸高等学校課長 勤務につきましては、授業時数としては半分程度ということで、教員として採用されましたら、いわゆる初任者研修等もあります、それから競技力向上のために地域を回るというようなこともありますので、いわゆる初任者研修で学校は1日あける可能性があります、それで、もう一日を地域の競技力向上のための日に使うというようなことを、現在スポーツ健康教育課と最終調整をしておるところでございます。で、その地域の競技力向上をどのようにするのかということは、委員御指摘のとおり、競技団体との連携でありますとか確認が必要でありますけれども、その部分はスポーツ健康教育課のほうで今お願いをしているところでございます。

◎米田委員 その先生は、例えば月曜日は学校におる、火曜日は地域へと、そうなんですか。

◎高岸高等学校課長 そういう形です。通常初任者は月曜から金曜、月火水木金でございます、1日は、例えばセンターでの初任者研修等がありますので、例えば木曜日をあけると。もう一日は、地域の競技力向上のために振りかえ休日としてあけておくと。土曜、日曜日の勤務があり得るというようなことを現在検討しております。あくまで学校の教員ですので、服務監督権は校長にお願いをしたいと考えております。ですから授業は、例えば月曜日から金曜日の3日程度に集中をさせて、授業をしていただいて、もちろんその配置校での部活動も担当しながら、競技団体との相談をして全体地域の競技力向上に当たる。職務も担うと考えています。

◎米田委員 それは、しかし、例えば生徒とのかかわりよね、授業だけやったら、もうおりませんということになりますよね。教育活動からしたら、半分おらんわけですから、それは大変重大な教育活動の停滞ではないでしょうかね。

◎高岸高等学校課長 毎日毎日いないということではないんですけども、委員おっしゃるように、競技力向上のために出ていくときには、その学校にはいないということになりますけれども、今そこを競技団体と最終調整をスポーツ健康教育課のほうでお願いしている

んですけれど、地域に回って競技力指導に当たるのは、例えば土曜日であるとか日曜日であるとかというところを基本にさせていただいて、学校のほうの指導もできるような形を考えていこうと思っております。

◎米田委員 何か妙にようわからん。競技団体が相手になると、確かに土日が多くなる可能性があるんで、平日やっぱり休みますよね、結局2日、3日、授業する以外は。子供たちと接触する、あるいは先生の教師集団の一人として、力なり役割を發揮できんじゃないですか。

◎高岸高等学校課長 例えば土曜日とか日曜日でありますとか、終日その地域の競技力向上のために勤務していただいたら、その振りかえが必要になります。その振りかえのために1日あけるような形を現在検討しております。それで先ほど申し上げたように、平日5日の中の3日の中に授業を組み込んでいくというスタイルがどうかと今検討しております、委員御指摘のように学校にいない時間が生じるというのは、地域の競技力向上のために外へ出ていくという役割もありますので、一定学校から出ていくということも出てくるということになります。

◎田村教育長 その授業を半分ということで申し上げたことについては、別に今回の特別採用の教員に限らず、ほかの場面でも、例えば生徒指導のため授業時間は軽減をして、そちらの活動に当たってもらうということもありますし、あるいは特別支援教育的なことを、授業を軽減してそれに当たってもらうということもありますし、そういう中でスポーツ活動について、授業時間は軽減した上でその他の運動部活動の指導とか、そういうことに当たっていただくということなので、このこと自体はとりたてておかしいというか、変わったことではないんじゃないかと思っております。

勤務形態として、土日に勤務することが多くなるというようなことはあるかとは思いますが、それは業務の内容によってそういうことも出てくるということかと思っておりますけれども。

◎米田委員 それはそう言うても、5日の平日のうち3日は授業する。あと2日は土日の代休の可能性があるんですよ、競技団体ちゅうかね。だから、5日間のうち3日しか学校にいないと、生徒のかかわりはそれだけだと、あと2日ですよ、今競技団体の指導、競技力向上に行くと言いましたけれど、それは生徒たち相手じゃないでしょう。対象も全く違うでしょう。私は、それは教育委員会の所掌事務から逸脱している、一般の競技団体相手にやるわけですから。それやったら、知事部局から給料出んといかんじゃないですか。おかしゅうないですか。

◎高岸高等学校課長 いや、そこは、例えば土曜日に小学生から高校生までを体育館に集めて、一斉にジュニアから高校生まで指導するときに、今回の採用した競技力向上のための教員が出向いて、そこで競技力アップのための指導をしていただくケースも考えており

ますので、全く生徒、高校生がかかわらないというような、小学生だけにずうっとやるとか、中学生だけにずうっとやるとかということではない状況でございますので。

◎米田委員 いろいろなケースはあるろうけれど、例えば小学生を集めて、びっしりそんなことできんわけでね、余りないでしょう。だから土日、今レスリングとかカヌーとかそういう競技団体、学生以外も含めて競技団体へ指導なり行くようになるがやないですかと聞きゆうが、土日。

◎高岸高等学校課長 そこは競技団体のほうと最終的な確認が必要ですが、例えばある種目ですと、既に土曜、日曜、ジュニアから地域と一体化して小学生から高校生まで、同じような場所で同じように活動している種目もあるわけでございますので、そういったところに今回の特別選考で採用された方に行っていただいて、小学生から高校生まで全体を通した指導ができるんじゃないかと考えております。

◎米田委員 でも、バスケットボールだとかバレーボールの協会とかいろいろ、例えばですよ、そういうところへ行って一般の県民の人らの指導援助もすることもあるんじゃないですかと聞いている。それが正規の本人の仕事としてやるとなると、これは教育委員会の所掌事務からいうと、また給料支払い者からいうと、逸脱した形の本人の仕事になりやせんでしょうかということ聞きゆうわけです。

◎高岸高等学校課長 今回は、あくまで県立学校の教諭としての採用でございますし、県立学校の教諭としての職務が主でございますので、そういった競技団体との活動の中においても、基本としては高校生がかかわるということがベースになるということでございます。

◎米田委員 それで、スポーツの一元化ということで知事部局へ持っていきますよね、私はそのスポーツ指導者と銘打った人が、学校教育だけではなくて、そういう知事部局のそういう競技団体まで行って仕事をすることというのは、それは逸脱ではないかということ心配しゆうわけですよ。だから、スポーツ一元化一元化と言うけれど、実際に指導者をなかなか雇えませんから、そういう人を。教育委員会が雇用した人を派遣するみたいな形になってしまうがじゃないですか。そうやないと、なかなか一元化して他の競技のレベルを引き上げるといことにならんじゃないですか。実際、そういうところへ行ってしまいうんじゃないですか、その先生。

◎田村教育長 先ほども課長からお答えしたように、あくまで学校での教諭として採用すると。ですから、学校の教育活動としていろんな外部に対するということも、それは当該学校の生徒と一緒にあって、ほかの中学生なり小学生なりも入ってというような場合にはやってもらうということですので、競技団体の主催に業務として参加をすることかという形では考えておりません。仮にあったとしても、それはある意味、ボランティアというのか、自主的な活動という位置づけになると思います。

◎米田委員　それで、教育長が議会で質問に答えて、3つの形態でスポーツ強化をしたいということで、そのスポーツ強化校というのは何校とか、学校名を言えますかね。

◎高岸高等学校課長　具体校は、まだ決定しておりません。教育長が答弁したとおりでございまして、1つは、学校全体で文武両道で盛り上げて、しかるべき一定の規模がある、全国を目指すことができる、地域性を考えた学校を強化拠点校として数校選びたいと思っています。

2つ目が強化推進校といいまして、今でも現在全国でトップクラスの、どの方が見ても、ああトップクラスでやっているんだなという学校の部を強化推進校としてやる学校です。

そして、推進校のうちのBがあります。それが全体的に3つ目になるんですけども、それは地域の特性とかそういった考慮して、比較的中長期的なプランを立てて、全国へも狙えるというような形で、教育的配慮を重んじたこの3つのパターンでやっているというのが、教育長答弁したとおりでございます。

◎米田委員　時々動く可能性は、そらありますよね、子供たちのクラブの状況によってね。ただ、教育長が言われたように人的な配置すると、それから特別の強化試合への支援でも、派遣かね、全国的な遠征費用も重点的に支援すると。そういう手厚い、施設の整備とか含めてやるわけですよ。そしたら、これから採用される、またされたいと思うスポーツ指導者の人数とか、それからそういう派遣の費用、遠征費用だとか、トータルとしてはどんなふうに考えちゃうか、全体はやっぱり出さんといかんじゃないですか。それは、まだ検討できてないということですか。

◎田村教育長　最終的に、今回行います特別選考的なことで何人までという人数までは、現時点でトータルとしては想定できておりません。ただし、今回5名を募集して、これはやはり周知期間が短かったということも影響あったと思いますけれども、結果として3名しか、今の時点では名簿登載ができてないということありますんで、そこは、一定の採用はこういう形で続けさせていただきたいと思っております。

◎米田委員　特別選考審査を、種類によっては廃止している県もあるんですよ。例えば、これは埼玉県だと思うんですけど、スポーツ実績特別選考、英語に関する特別選考、国際貢献活動経験者特別選考というのを一般選考にもう変えると、戻すということで、スポーツの実績を20点あるいは40点加点をして通常の審査でやるとしている、戻している県もあるわけですね。

本会議でも明らかにしたし、私も改めて県のホームページ見て知ったんですけど、本当に面接20分、A3のペラ1枚で本人の高知県でやる理由は何かと、スポーツ指導者として今後どんな展望ありますかと、たった1枚の文書書いて、それで選ぶわけですよ。私は6月、7月にある通常の採用審査からいうと、全く不公正やし、不公平な審査のあり方だ

ということ、これは強く感じるわけですね。誰が考えてもおかしいでしょう。

世界大会に出たかもしれない、また全国大会で優秀な、何位かわかりませんが、優秀なと。これさえあればもうフリーパスなんですよ、實際上。そんな採用の仕方ありますか、教育者として。と思うんで、私はその5人云々と言われますが、その5人選ぶにしても通常の採用審査に戻して、そこでいい優秀な人を採用すると。

一番、人事というのは不公平があってははいけません。不正があってもいきません。公正でなければならんという、もう最大の根幹の問題ですよ。そのことを考えたときに、私は再度検討すべきだと思うんですが、5人まではどうしてもやるということなのか、その後どうするつもりなのか、お考えがあれば。

◎田村教育長 5人なのかどうかは別にして、引き続いてやりたいということなんですけれど、要は、今回こういったことを行ったのは、高知県のスポーツ活動が国体で3年連続最下位であるように、非常にある意味全体として低迷をしていると。高知県の場合は、特に高校の生徒の本県のスポーツ振興におけるウエートが非常に高いということもあって、特にそこを強化したいということで、やらせていただいたとっております。

その際に、おっしゃるように一般的な採用でそういう優秀な指導者、指導ができる人材を確保できるかということだと思っております、それは今までどおりなわけですよ。今までどおりの中でそういったことができていないので、我々はこういう形をとって本当に優秀な、今の3名の方は全国大会で、大学以上の時点で優勝したりとか、あるいは世界大会で入賞したりとかというようなレベルの方でございまして、そういった方が、言われるような一般的な採用の中で、本当に我々として採用することができるのかというのが、今までの経験からいって、それは難しいということでやらせていただいたとっておりますので、そこはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

◎米田委員 さっき言った埼玉なんかも、一般に戻すけれど加点をするわけですよ、今言うたように。だから、そういうことも含めて改善すべきところは検討してやっていただきたいと思えますし、やっぱり大事なのは、その人が幾ら実績があったとしても、教育者として、またスポーツ、真の指導者として優秀かどうかは別問題ですよ、本人の実績とは。それはもう言わいでもわかると思えますが、だから、そういうことを総合的にやっぱり審査する。しかも、幾ら教育行政が必要な人物、そういう必要な分野であったとしても、他の審査と分け隔てのあるような人事というのは、これは絶対だめですよ、いろんな事情があっても。その根幹は、ぜひ十分心得ていただきたいということを重ねて申し上げておきたいと思えます。

それで最後に、講師3の、いわゆるこれALTとはまた違うんじゃないかなと思うんですけど、英語の教育ね。結局2人受けて2人合格ということなんですけれども、こちら辺のあり方も、もっと広くせんといかんじゃないですか。何か形だけの審査みたいに受け

取らざるを得ませんが、この人の役割とか。

◎高岸高等学校課長 大きくは、新たにできます国際中学校・高等学校のIB等にもかかわってもらいたいと思っています。ただ、それだけではなく、現在進めております国際化への対応でありますとか、英語運用能力を高めていく仕事を中心に担っていただきたいと思っています。

バカロレア校が中心になってくるとは思いますけれども、それだけではなく、広く英語を使うというところでの職務と考えております。

◎米田委員 最後に、この間ずっと委託で契約したりしよったALTの役割の人とは、また全然違う身分になるのかということと、仕事自身も違うという理解でいいのか。

◎高岸高等学校課長 それは教諭という形でのお願いになりますので、もっと生徒に入り込んでいていただくと。授業時数も一定TTになるのか、どういう形になるのかというのは、これからいろんな形態を検討していきますけれど、教諭という形でかかわっていただくとのことですから。

◎永野教育次長 これにつきましては日本国籍を有しないため、期限を付さない常勤の講師としての任用になります。ただ、授業を持ってもらう中身としては、先ほど高等学校課長がお答えしているとおりでございまして、本県のグローバル教育推進とかに全面的に協力してもらう教諭として、仕事をしていくことになります。

◎橋本委員 特別会計、貸付金回収について、ある一定の実態を求めたいと思います。

◎高岸高等学校課長 27年度ベースで申し上げますと、現年分の滞納額といたしましては2,600万円ほどございます。最終的には、27年度の高等学校奨学金の残高としては8,733万円程度になっておりますけれども、26年度が最終的に9,300万円程度でございましたので、26年度から27年度にかけましては580万円程度落としてきたという実態で、回収に努めているという状況でございます。

◎橋本委員 頑張っているなと思いますけれども、ただ、貸与型のこれ奨学金ですので、要はいろんな議論があるのは、給付型にという方向性もちらほら言われています。教育の貧困を断つという意味では、こういうことに対してきちっとデータ蓄積をしていただいて、ある一定の方向性も、模索してもらいたいという思いで質問をさせていただいています。また、よろしくお願ひしたい。教育長、どうですかね。

◎田村教育長 奨学金の貸付金ですので、しっかり返していただける能力のある方は、しっかり返していただくと。そこはきっちりやっていく必要はあるとは思いますが、貧困問題との絡みもありますので、将来的には給付とかということも、これは国に考えていただく話ですけれども、そういう方向性もぜひ考えていただきたいと思っています。

◎池脇委員 米田委員の質問に関連ですけれども、学校教育も捉え直しの時代に入ったん

ですよね、今までのような形だけでは学校教育が成り立たない。社会のニーズが多くなってきている。だから、今回の次期学習指導要領でも、学校教育捉え直しをどうしていくと突き詰めていくと、社会教育まで広がった意味での学校教育の位置づけになってきているんですよ。ですから、そうなってくると、今までのような教員採用のワンパターンでは、現場の教育に即対応するということは、手が足らなくなっている。これ多分全国的に、こういう特別な人材を確保する採用の仕方というのは、傾向性としては求められてくると思いますよ。そうしないと現場で対応できないということです。今までのように一律に採用して、一律に研修をやって育てていって、やっていただける教員、これは基本ですけども、それ以外に求められていることが多くなってきている。だから、今回もIBにしてもそうですよ。それから学校スポーツ、クラブ活動の問題についても、多忙化の問題もありますし、それから競技力を高めるということについても、今までの対応ではもう十分じゃない。いろんなそごが出てきている。それをどう解決していくのか、それができる、いわゆるマクロ的な視野から人材を確保していくというのが今求められている時代なんだということは、これはしっかり認識しておく必要があると思うんです。どうですか。

◎高岸高等学校課長 それは、もう池脇委員おっしゃるとおりだと思っております。現在でも開かれた学校づくりでありますとか教育振興基本計画においても、外部の専門の方々の力をかりるということは非常に大事なことでございまして、学校の教職員集団だけでできることというのは非常に限られた状況になってきていると思いますので、外部の方々にどんどん学校も開いて、地域の方々の力もかりて、それで大きな意味で学校を支えていくという形で取り組むべき時代に来ていると考えております。

◎池脇委員 それで、本県ではIBをやるわけですけども、IBをやるに当たって、その担当する教員を、現在の日本の教員採用の枠の中では採れないんですよ。だから国としても、それを越えた採用の仕方を考えていかないとIBは成り立たないんです、公立高校では。だから、今回のそういう採用の仕方、それでも不十分なんですよ。IBで授業できる外国の先生とか、非常に報酬が高いんですよ。けれど、今の公立高校の報酬で来てくださいと言ったって誰も来てくれません。よそから話があったら全部出ていきますよ。そうするとIBの国際バカロレア事業なんてできないんですよ、学校として。だから、そういう意味では特別枠で報酬も高くして、そういう軸になる、核になる先生はしっかり据えておかないと、高知国際高校なんかの成功が見込めないんですね。だから、そういう意味では特別な教員の採用も必要であって、そこに工夫をしていかないとだめなわけですよ。

スポーツにしても同じような要件もありますよね。待遇面においては、スポーツについては、教育長が話されたみたいに補導専任とか、もう授業なんか持っていないですよ、現場では。もう忙しくて学校にもおらんわ。そういう扱いの枠の中で、とりあえず学校スポーツのことで競技力のことをしっかりやりましょうということで、しかも一般では、特別

なキャリアですから、そういうアスリートの経験とそれなりのレベルまで行った人は、受けてきた訓練が、練習の質が全然違いますから、それを踏まえてしっかりその競技の競技力をつけていく生徒にも指導できるし、それを担当している先生方の指導の仕方、スポーツ科学にのっとった、その競技に特異な筋肉とかの使い方、育て方を明確に持っていられるんですよ、自分の体で持っていますから、こういう人というのは普通の教員採用では採れないわけですね、そういうところに特化して仕事をしていただくということで採ったわけですから、もっと自信を持って明確に答えなくちゃいけないですよ。そうでしょう。そういうことで採られたんでしょう。

◎田村教育長 池脇委員におっしゃっていただいたとおりでございます。

◎池脇委員 聞いていたら、何か自信なさそうに答えるから、そんなんやったら成功しないですよ。もっと自信を持って、それなりの人を採って、その人にしっかり働いていただいて高知県の競技力を高めますと、信頼してくださいというぐらい、しっかり言い切っていたきたいと思います。そうしなかったら、我々だって不安に思いますよ。何のためにやっているんだということになる。

それからもう一点、上田委員が質問されたことは、非常にこれ重要な指摘があったと思いますね、いわゆる定通の学校での位置づけが質的に変わってきていると思うんですね、それはもう、どう認識をされているんですか。

◎高岸高等学校課長 定時制、通信制につきましては、いわゆる従前の働いている方々が中心とした学校ではもうなくて、いわゆる学齢期の子供さんがほとんどの状況であります。プラス、各委員御存じのように、いわゆる特別な配慮が必要な子供たちの割合が非常に高いという状況がありますので、そういう状況に教職員が対応していくためには教職員側の質、能力の向上というのも非常に大事だと思っております。

先ほど、上から目線というような言葉がありましたけれども、そういったことが現状としてまだあるのは非常に重く受けとめまして、教職員のカウンセリングマインドの育成、養成を初め、さらに教職員側の指導体制についても、我々指導を徹底していきたいと思っております。

◎池脇委員 そういう中で人事配置されていると思うんですけども、卒業生から学校とか、あるいは教育の状況について、大変苦情というか思いをつづったお手紙を書かなくちゃいけなかったという、その卒業生の心情をどう受けとめるかですよ。特に北高校は公立の中で、そうした生徒さんをたくさん集めて教育をされていますから、そこはしっかり反省材料として新学期からの対応について、それでその先生、多分匿名でなくて名前も出てきていると思いますよ。その先生に対する指導とか、その先生がどうであったのかということも、先生からもちゃんとお話も聞いていただいて、心改めていただくということも大切でしょうし、そのあたりのケア、サポートをしっかりやっていかないと、まだ先生方の

意識が変わっていないところが反映されているんじゃないかと感じたんでね、そういう対応はぜひとっていただきたいと思いますが、いかがですか。

◎高岸高等学校課長 私どもの情報が今不足しておりますので、上田委員に少し情報をお伺いさせていただいて、学校長とも連携をとって教職員の指導について、我々のほうで徹底してやっていきたいと考えております。

◎池脇委員 特に今高知県の場合は、普通科でもD問題がありますよね。ですから、ただ、定通が学力的な問題だけじゃないということなんですよ、今は。ひきこもりとか不登校の子供たちが、学力はというか、能力はしっかりある。ただ、学習機会を奪われていたために基礎学力がついていない。しかし、問題意識もしっかり持っているという子供さんも定通で学習をするという状況にあるわけですから、そうした面も含めて、しっかり厚い教育体制をぜひ整えていただきたいと、これ要請しておきます。

◎金岡委員 予算の中の高校教育推進費、それから英会話講座等実施委託料というのがあるんですが、まず英会話講座等の実施に係る委託先、どういうところへ委託されておるのか。

それからもう一つ、その推進費のほうですが、アクティブ・ラーニングや国際共通語としての英語力の向上というのがされていると思うんですが、そういうことの中において指導力の向上、これが一番の問題であるんですが、外部講師はどのように招聘する。外部講師、先ほどからいっぱいありますけれど、どんな人をどのように使うのかということをお教えいただきたいのと。

それから、郡部校の進学力が、私の感じるところでは、中学校のレベルというのはそれほどこぼこはないんですよ。ずうっと同じようなレベルであるんですが、高校に行きますと、もちろん希望者が多い少ないというのはあるかもしれませんが、物すごくでこぼこする。指導者の指導力がどうなのかというところが問われると思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

◎高岸高等学校課長 最後の郡部校の教職員の力がというようなお話がありましたけれども、郡部校におきましても我々適材適所の配置で、いわゆる市内校から郡部校にも行っていただくということも含めて、極端に郡部校の教職員の力が低くなるということがないように工夫に努めております。

また、教育力としましては、先ほど遠隔教育の話も出てきておりましたが、遠隔教育でありますとかその他もろもろの環境づくりをしながら、郡部校にあっても生徒個々の進学希望がかなえられるような、生徒に多様な方法ができることを、できる限り高等学校課としては支援をしていきたいと思っております。

また、英語関係につきましては、先ほどの小中学校課の話にもありましたけれども、小中学校課とともに英語教員の教育力の向上に努めているところでございます。高校教員

は、基本的に教育センターのほうで研修を受けながら、まずは英語教員個人の能力を高めて、それを生徒たちに還元していくという形をとっておりますし、小・中・高が連携した英語教育というのは、それぞれの地域で取り組んで研究を進めているところもありますので、高校教員から中学校あるいは小学校の先生方にノウハウを伝授できるところもありますし、逆に小学校、中学校の先生方からいただくということもできるかと思っておりますので、そこは小・中・高連携をした取り組みを進めていきたいと考えております。

それから、英語の委託先でございますが、委託先につきましては、インタラックでありますとか日章学園とかというところにしております。

外部講師につきましては、それぞれの地域でどのような方がおられるのかという情報を集めて、各学校と相談をしながらということになっておりまして、県教委のほうでこの人がというような、まだまだそういった紹介できる状況ではありませんので、各学校と連携しながら進めているというのが実態でございます。

◎**金岡委員** 地域に外部講師がいらっしゃったら、それは支援をしていくということで構いませんか、そういう理解で。

◎**高岸高等学校課長** 地域にそういった人材がおりましたら、活用できる方法を考えていければと思います。あくまで学校の教育活動が中心でございますので、学校にどういう形でかかわっていただけるのかというのは、学校のほうとどういうかかわりをするのでこの講師をという話が、まずは大前提ではございますけれども、そういった地域の人材の方々の力をかりなければ、我々全て県教委のほうから派遣をするという現状にはないというところでございます。

◎**金岡委員** 支援をしていただけるということですね。

それともう一つは、クラブ活動についてお尋ねをしたいんですが、クラブ活動で社会人の方々と一緒にやるとした場合に、その社会人の練習をしているところへ、クラブ活動へ入っていくとか、あるいは逆に学校のほうへそういう方々が入ってくるとかというのは、どう考えていますか。

◎**高岸高等学校課長** 現在でも、スポーツ健康教育課のほうで運動部活動エキスパート事業ということで、外部の方々が部活動の指導をしていただくという派遣事業はさせていただいております。そういった形で外部の力をかりるという状況のものは既に進めておりますし、また地域地域によっては、本当に地域の方々が部活動の応援をしてくれているという状況もお伺いしますので、そういったところは地域の実態に応じた形で、教育活動の一環としての部活動のあり方を含めて、学校と一緒にやっていける方法を検討すればと思っております。

◎**桑名委員長** 私も質問がありますので、ここで一旦休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

(昼食のため休憩 11時57分～13時8分)

◎桑名委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

まず、昨日の委員会で米田委員から教育政策課に対する質問があり、それに対する資料の提出がありましたので、各委員の皆さん方にお配りをしております。

あと何か質問がなければ、私から質問させていただきます。

このバカロレア教育で、私も本会議で質問をしてお聞きしたんですが、ディプロマ教育のコースなんですが、これは日本の学習指導要領の授業というのは大体高校1年までやって、あと2年間をディプロマ課程に入っていくんでしょうか。

◎高岸高等学校課長 委員長おっしゃるとおりでございます。現在、最終文科省と調整をしておるところではございますけれども、高校1年生の前期、前半部分でいわゆる高等学校の必修である部分をやって、日本のいわゆる学習指導要領上にもものつとった形で、高校生が履修できる制度を現在考えております。

◎桑名委員長 ということで、高校の卒業資格ももらえて、ディプロマの資格ももらえるということなんですけれども、その高校1年までにやる学習指導要領の内容というレベルはどれくらいのもんです。要は、日本の難関校へ行くぐらいの教科の勉強というのを高校1年までに終わらせて、それからディプロマの課程に入っていくのか、最小限度の高校卒業ぐらいまで終わらせて、あとはディプロマ課程に入っていくのかといえば、どうなんでしょう。

◎高岸高等学校課長 そういう観点で言えば、いわゆる高校の必修の部分でございますので、基礎的な教科科目を先にやるという状況になります。それから、ディプロマのプログラムにのっとり順次高度な難易度の高い内容を学んでいく形になっていきます。

◎桑名委員長 そこで私がちょっと心配するのは、保護者の皆さん方も、このディプロマコースの20人に入ったら相当高度な授業が受けられるんでしょうけれども、ただ、授業の内容というのが、単なる進学校の高度な授業とは違ってくると思うんですよね。それで、例えばこのディプロマの20人が国際バカロレアのこの世界の共通試験を受けて、全員通って大学資格をもらえたらいいんですけれども、もし万が一、それを取れない子がいたときに、さあ次は日本の大学の受験制度にのり通って試験を受けようと思っても、なかなか対応ができなくなっているんじゃないかなと思うんですけれども、そのところは。

◎高岸高等学校課長 そのところは大きく言いますと、ディプロマのほうが非常に難易度が高くて難しい内容までやるようになりますので、その内容をやることによって、通常の日本の大学のいわゆる大学試験等にも対応できる部分というのは、十分範囲としてありますけれども、個々の大学によっては、やはり通常の大学に行く場合には個別にまた支

援、指導が必要という形にはなってこようかと思えます。

◎桑名委員長 そうですね。ですから、この間の説明会で500人のところ1,000人来て、これはすごいことで、皆さんに興味持ってもらったらいいんですけれど、このディプロマを受けるといふときに、そういった違いというものをしっかり認識していないと、あれれということになって、例えばこれを、パンフレット見たら、国公立120名とか125名とか、医学部10名以上とかというんですけれども、例えばディプロマで医学部って多分受けれないと思うんですけれども、受けるような授業にはなっていないと思うんですよね、医学部に入るとかといったときは。これは、普通科とかこっちのほうのことでしょうけれど。

◎高岸高等学校課長 コースとしましては、理系、文系それぞれ設けておりますので、理系も十分受けられます。それから、世界的にIB修了生の専攻の分布を見ますと、坪谷さんの声にもございましたが、医学部のほうが多いという結果も出ております。バランス的に文系に特化するということとはございません。いろんな分野で、芸術も含め、いろんな分野へ進んでおるといふのが今の世界の状況です。

◎桑名委員長 いや、世界の状況は大体そうなのでしょうけれど、日本の場合、例えば国立の医学部受けるときにセンター試験で相当高い点数とるような授業は、ディプロマの人たちはしていないと思うんですけれども。

◎永野教育次長 現実には、岡山大学あるいは筑波大学は、既にIBのスコアをもって推薦入試をやっています。そういったところのことの結果でいけば、岡山とか筑波の大学の医学部にIBの推薦入試が入っておりますので、基本、推薦入試が一番力を発揮できる部分はあると思いますけれども、そういった面でかなり文系、理系問わず大学が求める人材という意味では、特にアドミッションポリシーであるとか英語入試とか、そういったところにはすごく強みが出てくる。大学の1年生レベルまでの内容を事前に探求までしていきますので、そういったところでは非常に強みが出てくるのではないかと思います。

◎桑名委員長 これから日本の大学制度も変わってくるんで、このIBの資格で行けるところがこれから年々広がっていくということを期待もしつつですけれども、要はもう一つの進学校ができたみたいな感じで安易に子供たちが入ってきたときに、苦勞するんじゃないかなと思っていますので、そこのところは、これから第2回目の説明会もあると思うんですけれども、しっかり、また大変な勉強していかなくちゃいけないところですので、覚悟を持って入ってきてもらうというところ、そこが大事なところかなと思います。ちょっと疑問点があったんで質問させてもらいました。

それでは、高等学校課の質疑を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎桑名委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎橋本特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

平成29年度当初予算について御説明をいたします。

資料No.②議案説明資料（当初予算）の624ページをお開きください。

歳入でございます。主なものについて御説明いたします。

中ほどの9国庫支出金でございますが、6教育費負担金の右側の説明欄、義務教育費国庫負担金は、特別支援学校教職員の給与に係る国庫負担金でございます。その下の特別支援教育就学奨励費負担金とその下の12の欄の補助金は、特別支援学校に就学する児童生徒について、通学費、給食費、校外学習費などの経費を補助し、保護者の経済的な負担を軽減する国の制度がございますが、この制度に係る国庫負担金、補助金でございます。また、同じ欄の教育支援体制整備事業費補助金は、特別支援教育の体制整備の推進に係る補助金でございます。

11教育費委託金の説明欄、初等中等教育等振興事業委託金は、文部科学省委託事業に係る委託金であり、国の委託を受け特別支援教育の充実を図るものです。事業内容は、歳出で御説明申し上げます。

次の625ページ、1財産貸付収入は、県有施設に設置する飲料用自動販売機に係る貸付料収入でございます。

3生産物売払収入は、特別支援学校の職業教育実習の収入でございます。特別支援学校では、卒業後の自立と社会参加を見据えまして作業学習や職業教育を重視しております。そういった授業では、物品の生産から販売までを一連の学習として行っており、その売上収入見込み額となっています。日高養護学校高知みかづき分校では、喫茶コーナーのある店舗を運営しておりますが、来客数も安定し、パンやケーキの食品製造、接客サービスなどの作業学習を通して働く基礎となる力や自信が培われ、卒業後の進路決定においても成果が上がっています。今年度、みかづき分校第4期の卒業生ですが、15名が就職を希望し、13名の一般就労が内定をしております。

3つ下の（7）特別支援教育課収入は、盲学校のはり、きゅう、マッサージの実習収入や期限つき講師、臨時職員等の労働保険料などでございます。

続きまして、626ページをお開きください。

歳出でございます。

特別支援教育課の平成29年度の当初予算総額は65億6,662万7,000円で、前年度当初予算額と比較しますと885万円の減額となっております。

それでは、3の特別支援教育費の主なものについて御説明いたします。

右の説明欄1から3は、教職員等の人件費でございます。4は、生徒引率などの教職員の行動旅費でございます。5学校運営費は、県立特別支援学校の本校7校、分校6校の学校運営に要する光熱水費や委託料等でございます。

次のページへ行きまして、6職業教育実習費から7、8の教育内容充実費までは、学校

の教育活動や進路指導に要する経費でございます。そのうち教育内容充実費は、特別支援学校の生徒一人一人の円滑な社会参加を促すため、キャリア教育の充実と進路指導の推進に係る経費で、主な事業としまして就職アドバイザーの配置や特別支援学校技能検定を実施いたします。特別支援学校技能検定は、今年度に第1回を開催し、知的障害の生徒の清掃業務に関する技能をプロの方に判定をしていただき、級の認定を行ったものです。緊張感の中、日ごろの学習の成果を発揮し、評価をもらうことで生徒は自信をつけ、就労や学習に対する意欲が向上するなど、生徒や保護者からも高い評価をいただきましたので、充実し継続させてまいります。また、病弱特別支援学校の再編・振興に関連し、国の委託事業を活用しまして、病院に入院している児童生徒の教育保障のため、ICT機器を活用することなどについて研究を行うための経費等も計上しております。

続いて、9就学奨励費は、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学に要する経費の一部を助成するための経費でございます。

10特別支援教育理解推進費は、障害のある子供たちの適切な就学を図るための教育支援委員会の開催や、特別支援学校が福祉保健所等の関係機関と連携して行う各種教育相談事業に要する経費でございます。年間600回を上回る実績がありますので、同程度のものを予定しております。

11特色ある教育活動推進費は、校長のリーダーシップのもと各学校の創意工夫による特色ある学校づくりのため、スクールプランニング推進事業を実施するための経費でございます。

次のページ、628ページをお開きください。

12特別支援教育推進費は、発達障害を含めた障害のある児童生徒の指導の充実を目指す事業に係る予算です。特別支援学校の教員の専門性向上や合理的配慮の充実のため、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、ICT支援員などの外部専門家を派遣する経費や、小中学校等の通常の学級や特別支援学級などに対し指導主事や大学、医療等の専門家がチームを組んで支援を行うための経費でございます。また、小中学校につきましては、来年度から校内支援力アップのための新規事業を実施し、校内支援体制の強化や発達障害等のある児童生徒の特性に応じた効果的な指導、支援に取り組むため、県内3地域に1名ずつ配置します特別支援教育巡回アドバイザーの雇用に係る経費と活動旅費などです。

13施設整備費は、県立特別支援学校再編振興計画に基づく、病弱特別支援学校の移転整備を進めるために今年度から着手している校舎の基本設計に係るものでございます。

続いて、債務負担行為に係る調書でございます。

629ページをごらんください。

県立特別支援学校では、学校給食及び寄宿舎の食事の調理を民間の専門業者に委託して

おり、指名競争入札により業者と2年間の複数年契約を結んでおります。今回は5校について複数年契約を実施するため、債務負担をお願いするものでございます。また、一番下の県立学校整備事業費ですが、先ほど申し上げました病弱特別支援学校の移転整備に関する実施設計及び工損事前調査等に係る委託料について債務負担をお願いするものです。

当初予算の説明は以上です。

続いて、補正予算について御説明いたします。

資料No.④の議案説明書（補正予算）の310ページをお開きください。

減額の主なものとしまして、学校運営費の各種委託料の入札残の減額、就学奨励費では、学用品の購入や寄宿舎に入所する児童生徒が当初の見込みを下回ったために減額補正をするものでございます。

以上で特別支援教育課の説明を終わらせていただきます。

◎桑名委員長 質疑に入ります。

◎横山委員 特別支援教育推進費の御説明の中で、来年からですかね、その特別支援教育巡回アドバイザーを県内3カ所と言われていましたかね、設置されて巡回をするということですけど、こういった職務内容で、こういった方がなられる予定なんでしょうか。

◎橋本特別支援教育課長 小中学校の校内支援体制の強化というところをメインに支援をしていく業務に当たっていただくということで、人材としましては、特別支援学校でありますとか小中学校を管理職で退職された方をお願いをすることにしております。特別支援教育の障害のある子供たちの指導、支援に結構高い専門性もあり、なおかつ学校経営に関してもアドバイスができるということで、そういう人材を選んでおまして、学校経営計画の中に適切に特別支援学校を位置づけていただきますとともに、校内では校内支援体制を構築して支援会議を行ったりしているんですけども、それが実効性があるものになるように、学校に配置をしております特別支援コーディネーターに支援をしながら、そういう校内での支援が充実していくためのさまざまな支援を行うということと、市町村レベルで横の連携、あるいは縦の保・幼・小・中とかという、そういう連携の強化で切れ目のない支援を行うということがありますので、そういう学校間連携とか市町村内での横の連携とかというあたりにも、支援をしていただけるようなアドバイスをお願いすることにしております。

◎横山委員 もう一点、6の職業教育実習でしたかね、すごく保護者からも何か高い評価を得ていると、清掃の技能を事前に検定して、それから就業するということやったですかね、中身をもうちょっと詳しく教えていただけたらなと思うんですが。

◎橋本特別支援教育課長 特別支援学校技能検定といいます。高知県の場合はことし初めて行いましたので、清掃ということで、清掃業者が行うようなモップの使い方だったり、ほうきの使い方だったり、机の拭き方だったりという清掃の技能というのがあるんですけ

れども、そういったものをそれぞれの学校で作業学習で取り組んでいたり、あるいは日常生活のいろんな指導の中でそういう取り組みをしています。それをビルメンテナンス協会のほうにお願いをしまして、実際にプロの方が検定を受けるような形で、子供の練習の成果を評価していただいて、1級から10級まであるんですけれども、それぞれ項目によって級を認定していただくような取り組みです。県外では、清掃だけではなくて接客であったりとか物流みたいなことの検定内容を設けているところもあると聞いているんですが、高知県はことし初めてでしたので、一つの清掃という業務の中で3つの種目を準備しまして、実施をいたしました。

ふだん学校でも練習してきている成果もあるんですけれども、本当に検定ということで、たくさんの人が見ている中で、本当に静かな中で検定を行いましたので、子供たちも非常に緊張感を持って参加しましたので、そこで自信を持って日ごろの学習の成果を発揮して、それが1級であったり2級であったり、かなり高い級を認定してもらった子供たちも多かったので、非常に自信になったという報告を学校のほうからも聞いています。ぜひ種目とか競技の内容を少しふやして、継続して取り組んでいけたらいいと考えていまして、そういう自信が子供たちの就労に対する意欲の向上でありましたりとか、あと保護者も一緒になって就労させたいという気持ちを持ってもらうことも大事ですし、あと、今回はできなかったんですけれども、企業のほうにも見学をしていただくような就労セミナーみたいなものを一緒に実施して、企業の啓発等にもなればということも考えています。

◎横山委員 大変すばらしい取り組みだなと、よくわかりました。

先ほど言われたように、やっぱり人前とか、そういうしっかりした試験、試験というか検定に臨める自信というのは、必ずその後の、それから先の子供の人生に、必ずそのときの経験というのが生きてくると思うんで、またそういう機会を捉えて、また磨き上げしたり、接客だとか物流とかも、また機会を捉えて検討して行って、これからもぜひよろしくお願いたします。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈生涯学習課〉

◎桑名委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎森生涯学習課長 生涯学習課でございます。

平成29年度当初予算の概要につきまして御説明をいたします。

資料No.②の当初予算議案説明書の630ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

8の使用料及び手数料は、主に青少年教育施設の使用料でございます。

次の9の国庫支出金のうち、2の国庫補助金につきましては、右端の説明欄をごらんください。学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、市町村が実施いたします放課後

子ども教室や学校支援地域本部の運営への助成などに充てるものでございます。児童育成事業費補助金は、放課後児童クラブの研修経費などに充てるものでございます。

また、3の委託金の地方創生人材育成事業委託金は、高等学校と若者サポートステーションが連携し、在学中からの就職支援を行います学校連携就職支援事業に充てるものでございます。

次に、左端科目欄の12繰入金でございます。一番下の行のこうちふるさと寄附金基金繰入は、ふるさと教育推進事業費に充てるものでございます。

次のページに移りまして、森林環境保全基金繰入は、環境学習推進事業費に充てるものでございます。

上から5行目の15県債は、青少年センター体育館の天井改修工事並びに塩見記念青少年プラザの改築事業費のほか、市町村が行う放課後児童クラブの施設整備への助成に充てるものでございます。

以上、生涯学習課の平成29年度歳入当初予算額は10億6,152万円余りとなっております。

632ページをお開きください。

歳出でございます。主な事業を中心に御説明をさせていただきます。

まず、左端の科目欄、上から3つ目の学校施設等整備費でございます。右端の説明欄をごらんください。1 青少年教育施設整備費のうち、1つ目の設計等委託料は、青少年センターの陸上競技場改修工事の測量設計業務や塩見記念青少年プラザ改築工事などの監理業務のほか、青少年センター解体工事の完了後の工損事後調査業務などを委託しようとするものでございます。

2つ目の物品搬送委託料は、塩見記念青少年プラザの改築工事等で移設し保管しております銅像等を、新施設に搬送する業務を委託するものでございます。

3つ目の建築等工事請負費は、青少年センターの駐車場整備工事や体育館のつり天井改修工事及び塩見記念青少年プラザの改築工事を実施しようとするものでございます。

それから、4つ目の補償補填賠償金ですが、青少年センター解体工事の完了後に実施いたします周辺家屋の工事損害事後調査の結果に基づき補償を行うものでございます。

633ページをお願いいたします。

1 生涯学習費でございます。右端の説明欄の生涯学習推進事業費の1つ目、若者サポートステーション事業実施委託料につきましては、別とじの主要事業説明書のほうの42ページをお開きいただきたいと思います。

若者の学びなおしと自立支援事業とあるものでございます。

この事業ですが、ニートやひきこもり傾向にある若者を若者サポートステーションで就学や就労に向けた支援を行うものでございます。

現状の囲みにありますように、本年度まで高知市周辺をカバーしますこうち若者サポートステーションと、高知市以外の地域をカバーします高知黒潮若者サポートステーションで実施しておりましたが、29年度より支援体制を再構築し、強化を図ります。具体的には、資料下段の地図にありますような形で、高知市と南国市の2カ所に設置してありました常設拠点を、東部、中部、西部の3カ所に拡大するとともに、安芸市、須崎市で月4回開設してありましたサテライトを週5日の常設とし、送迎、訪問などのアウトリーチ型支援の強化を図ってまいります。

また、当初予算案の説明書の633ページにお戻りください。

上から3つ目の読書ボランティア養成講座実施委託料は、地域や学校で読み聞かせを行うなど、子供たちの読書活動を支援する人材を養成するものでございます。その次のブックスタート応援事業実施委託料は、新生児訪問などを活用して、読み聞かせをしていただきたい本の推薦図書リストなどをお子さんの生まれた御家庭へ配付する事業でございます。次の生涯学習活性化推進事業委託料は、生涯学習の機会の充実を図ることを目的として生涯学習ボランティアセンターの運営のほか、視聴覚ライブラリーや塩見文庫の管理などをNPO法人に委託して行うものでございます。

1つ飛ばしまして、長期宿泊体験活動推進事業費補助金は、小学校等が実施する3泊4日以上宿泊体験活動に要する経費につきまして、市町村に対し助成を行うものです。本年度の新規事業ということで6校の小学校に活用していただきましたが、29年度は小学校11校と中学校1校の計12校での実施を予定しております。

次に、2の社会教育振興費でございます。634ページをお開きください。1行目の社会教育振興事業費補助金は、高知県連合婦人会やPTAの連合組織などの社会教育関係団体に対して助成を行うものでございます。次のふるさと教育推進事業費補助金は、子供たちがふるさとへの理解を深め、郷土愛を育むための教育活動を行う団体への支援を行うものでございます。

次に、1つ飛ばしまして、3の学校・家庭・地域教育支援事業費でございます。このうち、2つ目の放課後児童支援員認定資格研修実施委託料から職員研修等負担金を除きまして、下から4つ目の放課後児童クラブ施設整備助成事業費補助金までにつきまして、先ほどの別とじの主要事業説明資料41ページのほうで御説明をさせていただきたいと思えます。

この事業は、放課後に子供たちの安全・安心な居場所を設け、留守家庭の子供の放課後の生活の場である児童クラブと、放課後においてさまざまな体験・交流活動を行う子ども教室を総合的に推進するものでございます。資料左下の実施内容にありますとおり、来年度の実施予定箇所は、児童クラブが169カ所、子ども教室が149カ所となる予定でございます。

29年度に予定している主な取り組みは右側に記載しておりますが、同事業の運営費や児童クラブの施設整備に関する補助などを引き続き行いますとともに、来年度は新たに放課後子ども教室において食育学習に取り組む市町村への助成を行うこととしております。人材育成につきましては、引き続き児童クラブの支援員に対する認定資格研修の開催や、児童クラブの補助員を養成するための子育て支援員研修（放課後児童コース）を実施することとしております。資料右下の学び場人材バンクですが、放課後の学びや体験活動と学校支援地域本部の取り組みの充実強化のため、人材紹介や出前講座などを行うものでございます。

また、当初予算議案説明書の634ページにお戻りください。

下から3つ目の家庭教育支援基盤形成事業費補助金ですが、子育て講座の開催など、市町村の行う家庭教育支援の取り組みについて助成をするものでございます。

次の学校支援地域本部等事業費補助金につきまして、もう一度、主要事業説明資料の40ページをお願いします。

この事業ですが、学校と地域が連携・協働して社会全体で子供たちを見守り、支え、育んでいく仕組みづくりを推進するものでございます。厳しい環境にある子供たちの見守り体制の強化、生徒指導上の諸問題の解決に向けましては、学校支援地域本部の活動に今以上の地域からの御協力が必要です。そのために資料左下の実施内容の欄にありますイメージ図のとおり、より多くのより幅広い層の地域の皆様や団体に、より主体的に地域の子供たちにかかわっていただく形をつくるなど、学校支援地域本部の活動を充実強化することによりまして、地域と学校がパートナーということで子供を見守り育てる地域学校協働本部を目指していく必要があります。

来年度は右側に記載のとおり、34市町村183校で実施予定となっております。29年度に予定をしています主な取り組みはその下に記載しておりますが、34市町村のうち、中核市であります高知市を除く33市町村に対しまして運営費の補助を行いますとともに、全市町村への設置促進支援や人材育成研修などを引き続き行ってまいります。

また、29年度は県内で7校程度をモデル校として選定しまして、地域から学校への一方向の支援から双方向の連携・協働へと発展させました地域学校協働本部を学校経営計画に位置づけて取り組んでまいります。そしてPDCAサイクルによって取り組み状況を検証しまして、蓄積されたノウハウを県内に広げてまいります。

再度、予算議案説明書にお戻りいただきまして、635ページをお願いいたします。

2段目の環境学習推進事業費でございます。この事業は、自然体験の指導者の養成や学校への派遣などを通じて子供たちが自然に親しむ環境づくりを進めるとともに、子ども地域学習推進事業委託料では、異年齢の子供たちが中山間地域の課題解決に主体的に取り組む体験型の地域学習をNPO法人に委託して行うものでございます。

次に、1つ飛びまして、青少年教育施設管理運営費でございます。こちらは、県が直接運営する青少年センター及び幡多青少年の家の人件費や管理運営費、主催事業に係る経費のほか、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館の3つの施設の運営に係る指定管理委託料などがございます。

以上、生涯学習課の平成29年度歳出当初予算は22億1,643万2,000円で、前年度当初予算比91.9%となっております。減額の主な内容は、青少年センター本館及び宿泊棟改修工事の完了などによるものでございます。

以上が当初予算の説明となります。

続きまして、補正予算について御説明をいたします。

お手元の資料No.④補正予算議案説明書の313ページをお願いいたします。

まず、左の科目欄上から3つ目、学校施設等整備費でございます。右端の説明欄をごらんください。

1 青少年教育施設整備費でございますが、1つ目の設計等委託料は、青少年センター体育館天井補強工事に係る設計委託料の執行残に伴う減額でございます。2つ目の物品搬送委託料は、塩見記念青少年プラザの改修工事に伴います重機類や銅像、樹木などの移設に係る費用で入札残などが発生したことに伴う減額でございます。3つ目の建築等工事請負費は、青少年センターの改築工事に係る工事請負費の設計の精算による減額や、塩見記念青少年プラザの解体工事に係る工事請負費に入札残が発生したことに伴う減額でございます。

次に、科目1生涯学習費の1学校・家庭・地域教育支援事業費について御説明をいたします。1つ目の放課後子ども教室推進事業費補助金と2つ目の放課後児童クラブ推進事業費補助金、1つ飛ばしまして、4つ目の学校支援地域本部等事業費補助金は、市町村が見込んだそれぞれの活動に要する経費の額が当初の計画を下回ったことなどに伴う減額でございます。また、3つ目の放課後児童クラブ施設整備助成事業費補助金につきましては、当初国と県の補助率がそれぞれ3分の1でございましたが、要件により国の補助率が3分の2、県の補助率が6分の1となる要綱に改正されたことなどに伴い減額するものでございます。

同じく1の生涯学習費の青少年教育施設管理運営費は、幡多青少年の家及び青少年センターの管理運営費が当初の見込みを下回ったためでございます。

続きまして、315ページをお願いいたします。

繰越明許費について御説明をいたします。

まず、学校・家庭・地域教育支援事業費でございます。こちらは、高知市外3市が行います放課後児童クラブの施設整備事業に係る経費につきまして、設置場所等について関係者との調整や入札の不調等により工事が遅延しましたことから、3,902万3,000円を繰り越

すものでございます。次の青少年教育施設整備費は、青少年センターの解体工事につきまして、12月議会で御承認いただいた工事請負費1億551万2,000円に加えまして、塩見記念青少年プラザの改築工事請負費などにつきまして4,912万円を追加しまして、合計1億5,463万2,000円を繰り越すものでございます。

私からの説明は以上となります。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎米田委員 当初予算の634ページで、放課後児童クラブの推進で県が単独で人数19人以下かね、支援してくれよう。県単で児童クラブを支援しゆう箇所数はどれぐらいあるんですか。

◎森生涯学習課長 県単の場合、放課後学び場充実事業というのがございまして、メニューとしまして、例えば防災、あるいは障害児に対する支援、あるいは学習支援員の配置ですとか、そういったものがさまざまございますので、それぞれ支援の箇所数というのは違ってくるような状況になっております。

◎米田委員 放課後児童クラブで、たしか子供の人数で国の補助がありますよね。放課後児童クラブで19人以下やったと思うんですが、ないところは県が直接補助しようというのがあったと思うんですが。

◎森生涯学習課長 以前はそういう基準がございましたが、今はもうなくなっております。

◎米田委員 そしたら国の制度そのものも、19人以下云々というのは、国の補助対象外とかという、これなくなっているんですか。

◎森生涯学習課長 それはなくなっております。

◎米田委員 それと、この主要事業の説明であります保護者の利用料を市町村が減免した場合に、県が助成2分の1してくれますよね。これは実施している市町村が大体1人当たりどれぐらい、それぞれ利用料が違うかもしれんけれど。

◎森生涯学習課長 全ての市町村において、基本的に減免の規定がございます。基本的には、運営費の中でその減免が賄える場合は、県のほうにこういった県単の利用の申請は来ません。実際、県のほうに申請いただいたのは11ございます。先ほど委員がおっしゃったように、利用料それぞれですので、1カ月6,000円を上限に県が負担させていただいているというのが状況でございます。

◎米田委員 1人6,000円。

◎森生涯学習課長 上限です。

◎米田委員 上限ね。それで、これは放課後子ども総合プラン利用というのは、これ放課後児童クラブに通っている子供たちという意味でええのよね。

◎森生涯学習課長 基本的に、児童クラブのほうで利用料が発生します。ほんで、子ども

教室につきましても、場合によっては徴収してもよいということになっておりまして、県内2つの町村で徴収しておりますが、そちらも減免の規定がございますので、そこも対象にしております。

◎米田委員 わかりました。そしたら児童クラブも放課後子ども教室も、両方減免の対象ということで。市町村大変ですけれど、県が応援してやってくれるんで、ぜひ6,000円、8,000円で高い、よう出さん御家庭も多いんですよ、今。だから、よう行かせていないという御家庭もあるんで、これ実施は市町村ですけれど、広げる努力を県が何とかイニシアチブとしてやれんのかなと思うんですけれど、どんなですか。

◎森生涯学習課長 今おっしゃられたのは、多分、高知市なんかはたしか8,000円少しの金額やったと。それぞれは、児童員の配置ですとかいろんところで御利用いただいて、その全体的な費用を集めた分を運営費と合わせてやられている中で、その金額が設定されているものと思っております。

主体的には、やはり市町村の方で決めていただく必要があるものと思っておりますし、そこはまたそれぞれの議会等で議論もいただいた上で決定をされているものと思っておりますので、それは尊重していきたいと思えます。

◎米田委員 それぞれ市町村がどう子供の貧困問題に取り組むかという基本はあると思うんですけれど、県政にとっても非常に重要な分野になっていきますので、ぜひ市町村とも協力、喚起しながら、希望者が経済的な都合で放課後児童クラブに行けないとか、そういうことのないようにぜひ協力してやっていただきたいと思います。

◎森生涯学習課長 減免の規定については、水準につきましてはそれぞれの市町村ばらばらやと思います。そういったところも含めて、県としてもいろいろお話はさせていただきたいと考えます。

◎金岡委員 633ページの長期宿泊体験活動推進事業費補助金とそれから環境学習推進事業費というのは、子供の地域学習まであるんですが、まず、その長期宿泊の内容はどういうものでしょう。

◎森生涯学習課長 今年度から取り組みを始めた事業でして、各学校では1泊2日とか、そういった形での宿泊研修というのはよくやられております。それを長期、3泊4日以上という基準をつくらせていただいて、そこで集団生活等を通じる中で子供たちの成長を図っていくことを意図した事業でございます。先ほど申しました昨年度は6校、今年度は中学校も1校ふえまして、倍の12校で来年度やっていただくことになっております。

◎金岡委員 私も十五、六年こんなことやってきたんですが、4泊5日でやっていました。3泊4日じゃ子供はなかなか。4泊5日、4日目ぐらいから変わりますね。それはそれでいいんですが、その指導者ですね、どういう形で見守りをやっているのか。

◎森生涯学習課長 基本的には学校から来ていただく先生方、そして授業の一環というこ

ともございますので、そういった先生方プラス施設の職員、それと中身の活動によって地域の方に来ていただいたりとかという中でやらせていただいております。

◎**金岡委員** 私のやっているときには先生方をお誘いしても、まず来なかったですね。地域の者だけがやっていました。かなり厳しい、ある種危険な状況がいっぱいありましたので、指導者あるいは見守る人がいないと、できなくなるという状況。ところが、先生方は全く来なかったんでかなり厳しい状況でしたが、先生方が入っていらっしゃるといのは、私いいと思いますね。

その目的ですね、意図というのはどこにあるんでしょうか。

◎**森生涯学習課長** やはりこの長期宿泊を体験することによって、子供たちはこれまで経験したことのないようなところになる。いわゆる家庭から出て、そこで長期の宿泊体験をすることで、1つは、集団で生活することによって子供たち同士のつながりが強化されることもあると思います。

それからまた、こういった活動を通じて家から離れることで、子供自身が家のよさを感じたり、あるいはまたふだん体験できんような経験をすることで、それで子供自身の成長につながることを、一番意図しております。

◎**金岡委員** そこで、その後に環境学習というのがあるんですが、要するにそこら辺との絡みはないんですか。

◎**森生涯学習課長** 先ほどの長期宿泊は、学校単位でやらせていただくことを考えております。こちらの環境学習のほうは、市町村だとか学校にこだわらずに、そこに地域の課題を考え、その解決をNPOの法人とも一緒に考えていくような、社会教育的な要素を持った活動に子供たちが参加することで、子供たちの成長を促し、またその取り組みを県下に広げていくことを意図したもので、まずは枠組みのところは、先ほどの長期宿泊とは変わっております。

◎**金岡委員** ちょっと手法というのは違うんでしょうけれども、かつてやっておったのは、4泊5日のサバイバル合宿と称して瀬戸小学校へ連れていきました。ほんで、全く親には会わさない、食事も全部自分たちでつくることを、1つはやらせましたね。それからもう一つは、通学合宿をやりました。それは近くの集会所で泊まっていたいて、そこから通学さすことをやりましたね。

やっていく中で一番効果的だったのは、私は自然の中でいろいろやらすということが極めて効果的だったと、今でも思っています。極論を言うと、今の子供は刃物が使えない。ひもは使えない。もう生きることが、まず多分できないですね。そして親から隔絶すると、熱が出る、おなかが痛くなる、頭痛くなる、病気じゃないんですよ。2日、3日したら治りますね。こんな子供ですよ、今。物すごく私危険やと思いますね。

そういうふうなことを教えていけないかんし、それをまた先生方に知ってほしいと思

ますね。先生方も、そういうキャンプへ連れていくと子供と一緒にですよ。ほぼ何にもできません。一緒に先生方入っているといたから、ちょっと私救われていますけれど、これはいかなもんかなと思いましたね。

ですから、そういう子供たちがいるので、確かにその地域の中のどこかわかりませんが、学校かわかりませんが、そこで宿泊体験するのもいいんですけども、やっぱりその中で、フィールドがいっぱいあると思いますので、そこでいろんなことを教えられるというものと、やっぱり一緒にしていくみたいなことを考えなきゃいかんのかなと思いますね。それ、どうでしょう。

◎森生涯学習課長 金岡委員がおっしゃられた、いわゆる生きる力みたいところでいくと、学校のほうでもやはり、例えば朝食を食べてこない子供たちというのは、火を、ガスをつけるということすらようしない。あるいは御飯があっても、それを自分で食べることはようしないというお話も聞きます。そういうことも含めて、学校の現場では、そういったところに危機感というのは持っておりますので、あわせて、ここで生活体験を一緒にすることで、そういった子供たちの様子もよく知っていただいた上で、それを学校現場でも生かしていただけるんじゃないかということも感じております。

◎金岡委員 最後に、一番ちょっと大きめにやったのは富士山へ連れていきました。富士山へ行くぞと言ったら、先生方は反対するんですよ。かなり苦労しました。そこまでは行かなくていいですけど、先生方に積極的に参加してほしいと思います。そうすることによって子供たちも変わりますし、先生の考え方もまた変わってくると思いますので、積極的に参加するということではどうでしょう。

◎森生涯学習課長 学校行事ということであれば、それは命令的な部分もあって参加しやすい環境ができると思います。それ以外に、例えば青少年の社会教育的な団体がいろんな活動ですとか研修をやります。そういったところも含めて、我々、ぜひ参加をしませんかと広報はさせていただいてはおります。ぜひそういったところに積極的に、私自身も参加をしていただきたいという気持ちではおります。

◎金岡委員 もう一点。私の町の教育委員会がやって、それから富士山へ行ったのは学校行事で行きました。そこら辺、仕掛ける人間が要るんかもしれないですけども、そういうことがあったら、ぜひとも積極的に参加してほしいということをお願いしているんですけど。

◎森生涯学習課長 そういった課外の活動等にぜひ参加していただくような、まず、そういう情報を流すところから始めさせていただきます。

◎横山委員 学校支援地域本部事業、先日、伊野南小中にお伺いして、いろいろ話を聞かせていただいて、本当に大変ありがたい事業だなということで喜んでいました。効果としては、学校が困っているときは地域の方々にはいろんな面ですぐ助けてもらえる。放課後

の支援とか、図書ボランティアが図書館をすごくきれいに常に整理をしてくれるとか、あと、子供たちが地域に出て行って地域とともに、協力していろいろ田植えとかすることで自尊感情が高まっているのが手にとるようにわかるということで、すごくいい事業だなと思って聞かせていただきました。ほんでこれを拡大していくということで、ぜひとも取り組んでもらいたいところなんですけれど。

その中でこれからは、この事業のかなめはこのコーディネーターですか。コーディネーターをしっかり確保してですよ、これから先もずっと継承していけるような、そういうものをつくっていくのが大事なんじゃないかなと思うがですよ。地域には、老人クラブとか、民生委員とか、いろんな人がおるんですけれど、コーディネーターが窓口となって学校の困り事であったり、地域の困り事であったり、いろんなどころをつなげる役をしているでしょう。そういう意味で言うと、コーディネーターに対する何か手助けというか、コーディネーターの育成の何か一つの手法というか、そういうことを長い視点でこれずっとやっていかんといかん事業なんで、その辺に関して、コーディネーターに関してのちょっと一つ所見はどうですか。

◎森生涯学習課長 やはり、それぞれの学校で活動が盛んに行われているところというのは、キーになる地域コーディネーターの方がおられるというところが一つございます。学校側の校長先生のおよき理解者であり、そして地域のことをよく知っている方というのが一番ふさわしい方だろうと思っております。

今、高知県では、小中学校で126校で進んでおりますから、来年度は45校ふえまして171校までふえてまいります。それにあわせて当然コーディネーターの確保が必要になってくることで、昨年来、6カ所の各ブロックに分けて、我々も出ていきまして地域でそういう人材の発掘で、広くブロックの中でそういう方を募集するイベントもやりましたけれども、なかなか成果に結びついていないことがございましたので、今年度は各市町村に出向いて行って学校側の実情も聞いた上で、それぞれの地域にそういう方がいないか。そして、その動きとあわせて、ちょうど学び場人材バンクを委託している法人がございます。そこと一緒に、企業であるとか、あるいは先ほどの老人クラブですとか、あるいは保護者会、PTAなどのほうと一緒に話をしに行って、人材の確保というところで一緒にやっっていこうと考えておりますので、そういった中で、ぜひコーディネーターについても適正な方を確保していきたいと考えております。

◎横山委員 地域にとっても子供たちにとっても、本当にいい事業だなというのを、私聞きに行って本当にわかったんで、やはりこれからコーディネーターの確保ですよ、それを本当に取り組んでもらいたいなと思っております。

それともう一点、若者サポートステーションのことですけれど、アウトリーチ型でいろいろ広げて行ってやるということですが、この前、一般質問で上田貢太郎議員がひき

こもりとかニートの方の質問されてテレワークの話とかしたと思うんですけども、実際、アウトリーチというのは、そう呼びかけることじゃないですか。呼びかけに来てもらうんじゃないで、こっちから行くとかね。こっちから行こうが、向こうから来てくれるのも、どっちでも一緒なんですけれど、実際、ひきこもりとかニートの人たちがまず取り組める仕事というのは、テレワークに対する知見とか持っているような人が、実際、そういうサポートステーションにいるのかなというのが私一つ思って、その辺はどうですか。

◎森生涯学習課長 まず、アウトリーチのことで言いますと、1つは、それぞれの地区に出て行って相談を受けるような体制をつくることで、9つの市町村ところに出て行って相談を受けるような体制をまずはつくりま。それとあと、今年度まではサテライトだったところを常設にして、より外へ出ていきやすい体制をつくりま。その上で、各市町村のほうから、ひきこもりですとかニートの方の情報なんかをいただいて、こちらから出ていっているような支援をしていくわけですけども、先ほどおっしゃったいろいろな職業とかテレワークとかいろいろありますよという部分で言いますと、今回のスタッフの中にキャリアコンサルタントの方をぜひ入れてもらいたいということでもしてございまして、そういった方を通じて、先ほどおっしゃったような部分はカバーできるんじゃないかと思ひます。

◎横山委員 さっきの特別支援教育の検定を受けて級をもらって、みんなの前でそういう自分たちの努力を見せて、自信を持って送り出すと、ちょっと違うかもしれないけれど、実際そのキャリアコンサルタントの方が、こういう仕事ならできるよというのを、自信をつけらす。でも、実際その内容を知らん人が行って、聞くところによるとなんて言ったところで不安になるだけやと思ひますよね、もともとひきこもりとニートの方なんです。だから、実際そういうキャリアコンサルタントの方、さっき私、コーディネーターのことを重要ですよって、やっぱりその仕事仕事、事業事業に核となる方を置いていないと多分前に進まないと思ひ、難しい事業なんです。だから、キャリアコンサルの方をぜひとも人材活用していただいて、まずひきこもり、ニートの方が一歩社会に出ていけるような仕事はこんなにあるんだよというのをしっかりと説明して、支援してもらいたいと思ひます。

◎森生涯学習課長 おっしゃられたこととあわせまして、特にひきこもり、ニートの方というのは、労働意欲を湧き立たせるといふところまでが、一つは難しい状況がございませ。そういうところも含めて、臨床心理士の方にも入っていただくようなことにしてございませるので、そういった方と先ほどのキャリアコンサルタント、そして支援員と、力を合わせてという形で支援していただくようお願いをしまひます。

◎依光副委員長 地域学校協働本部のところ、生涯学習課の皆さんには課長初めたくさんの方に香美市にも来ていただいて、ありがとうございます。それで、横山委員のほうからもありましたけれど、自分はずっとコーディネーターにこだわってこれまでも質問されてもらっているんですけど、きのう幼保支援課のほうでも子育て家庭への支援というこ

とで、またコーディネーターが入ってきてということで、本当に地域、家庭をサポートすることがすごく教育委員会にふえてきていると思います。

その中で、地域のネットワークを教育委員会がどこまでやるかというのはあるんですけど、学校が地域の中心であって、子育てとか保育とかで、たくさんの方が協力してくれることがあると思うんです。そのときに一番大事なのは、この40ページのこの図でいくと、地域コーディネーターのところに協力依頼で、学校から矢印が行っているんですけど、ここの部分が実はすごく重要で、学校側が何を求めてやりたいのかがわからなくて、自分が危惧するのは、何かわからんけれど地域本部をつくらんといかんということで本部をつくって、何かやらんといかんってなると、学校も何かやらんといかんのかなと思い、地域も助けんといかんかなといつて、結局、何をしたいのか両者がわからんというのはすごくだめやと思います。きのうの校長先生の退職の話もあつたんですけど、基本は学校経営計画というのがあって、校長先生がこういう学校にしたいというのがあって、それからこういうことをやりたいと地域にお願いすると、その窓口がコーディネーターでないといかんと思うんです。

だから、きのうも校長先生の議論の中で、地域の方も、例えば香我美中学校やったら、こういう学校づくりをしたいって校長先生がかかわっても続いて、地域の方も安心して協力できる体制にならんといかんし、そういう意味で学校の校長先生というのは、任期がころころ、終わるのか終わらんのかわからんという状況やったら困るよというのはそこやったんです。

もっと言うと、学校の先生の負担が減らんと意味がないと思っていまして、だから、子供さんを育てる一つの手法であって、学校の先生の負担がふえて、かえって子供たちに別のところで行き届かんやったら余り意味がないと思うんです。そういう意味でいくと、先ほどもコーディネーターをどう位置づけて育てていくというか、協力体制をつくっていくかというところですけど、そこをもうちょっと議論していただいたら、生涯学習課の皆さん、本当大変やと思うんですけど、ブロックごとに今やっているコーディネーターの事例とか、どこまでやったらいいのかとか、そういうのとかも研究を来年はしてもらって、結局、子供たちを育てるための地域学校協働本部が何かやらんといかんことになつたらいかんと思うんで、ぜひその辺はよろしくをお願いします。

◎森生涯学習課長 今おっしゃられた、本当に地域学校協働本部の本当の意味ですとか、どういうところへ本当に機能すればこうなるんだというところのモデル的なものを、実は昨年9月にモデル集をつくりまして、それを持ってまず各学校長に、一人ずつの学校長のところに行って説明をしてもらい取り組みをいたしました。その上で来年度、先ほどの説明の中にありましたが、地域学校協働本部という形、つまり地域も学校のことをよく知っていただいて、その上で学校に、こういう取り組みはどうだという意見を言い、それに

ついて学校側もよく考えて、お互いが話し合うような場、そうすれば本当に学校が目指しているものとか、それから地域の考えもよく取り入れたものが、本当に一体的なものが出てくるだろうということを取り組もうとしておりまして、そういう取り組みをやった上でそのノウハウを集めて、それを県下に広げていきたいと考えておりますので、副委員長がおっしゃられたところにも通じるような取り組みになるのではないかなと考えております。

◎**依光副委員長** それと、学校に気軽にいろんな方が入っていただくというところで、学校施設も開放されているということは、今回質問でやらせてもらって初めて気づいた部分ではあって、学校の中にもなかなか入りづらい地域とか、本部事業を見ていたら、高知市というのは、ちょっと所管が違うこともあるかもしれないですけども、ちょっとやりやすく、田舎ほどやりやすいということもあるのかなということはずごく感じるんです。だから、都会であれば都会ほど、保育とかは特にそうやと思うんですけど、なかなかお母さんが困っているとかというところで、きのうの話ですけど、保育所に来て、地域で子育てをしようというところであつたら、その核になるところに集まりやすいようなという意味でいくと、学校の施設をこういうふうにご利用したらということも、課が違うかもしれないですけども、自分は、郡部は、勝手にできるということも思うんですけど、生涯学習課のほうからでも高知市とかそういうところでもできる工夫もぜひともお願いしたいと思います。

◎**桑名委員長** 質疑を終わります。

〈新図書館整備課〉

◎**桑名委員長** 次に、新図書館整備課の説明を求めます。

◎**国則新図書館整備課長** 新図書館整備課でございます。

まずは、平成29年度当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料No.②の議案説明書（当初予算）の637ページをお願いいたします。

歳入の主なものにつきまして御説明いたします。

7の分担金及び負担金、10の教育費負担金、新図書館整備費負担金でございます。これは、新図書館等の整備に係る事務費や新図書館情報システムに関連する経費などに関し、負担割合に応じて高知市から負担金として受け入れるものでございます。

次に、9の国庫支出金、12の教育費補助金、新図書館整備費補助金でございます。新図書館と複合施設、愛称オーテピアにつきましては、国の社会資本整備総合交付金の暮らし・にぎわい再生事業を活用し整備を行っておりますので、建築工事請負費や工事監理委託料などに国の交付金を充当するものでございます。

次の14の諸収入、新図書館等整備受託事業収入ですが、建築工事や新図書館情報システムの構築など新図書館等の整備に関しましては高知市から受託し、県の負担分と合わせて

県が発注しておりますので、高知市から受託事業収入を受け入れるものでございます。

次の638ページをお開きください。

諸収入の8雑入、新図書館整備課収入ですが、これは県立図書館の出版物の売り上げのほか、図書館利用者のコピー代や非常勤職員、臨時職員の労働保険料などがございます。

次の15の県債は、建築工事請負費や工事監理委託料などに充当するものでございます。

次に、639ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主な事業内容を御説明させていただきます。右側の説明欄をごらんください。

1の新図書館等整備事業費でございます。まず、建築工事監理等委託料につきましては、工事の施工管理のほか、高知みらい科学館の常設展示室の3つのゾーンに設置する展示物の制作や備品の購入に要する経費などがございます。次の新図書館情報システム等構築等委託料につきましては、642ページに債務負担行為も計上しておりますが、あわせて説明をさせていただきます。本業務は、システム構築に係る経費のほか、システムのLAN配線設備に必要なネットワーク機器の購入及び保守などに要する経費でございます。なお、新図書館情報システムにつきましては、東洋ゴム工業の免震装置問題による工期の延長に伴いシステムの構築期間も延長となりました。このため、既に契約をしているものの中から開館時からの本稼働に係るシステムの構築分を切り離し、来年度新たに契約を締結し直すことにし、これに要する経費を債務負担行為に計上しております。

続きまして、640ページをお願いいたします。

一番上の図書移転等業務委託料は、新図書館への図書館資料の移転に係る経費でございます。なお、当該移転業務に関しましては、今年度債務負担行為の承認をいただき、昨年11月に契約を締結し、現在移転業務を進めているところでございます。

次の広報等委託料は、債務負担行為も計上しておりますので、642ページの一番下の債務負担行為とあわせて御説明をさせていただきます。

広報等委託料は、オーテピアを広く県民に周知し、図書館や科学館に興味や関心を持って、できるだけ多くの方に利用していただくため、開館に向けてのさまざまな広報や開館時の記念イベントなどに関する業務を委託するものでございます。本業務につきましては科学館や声と点字の図書館も含めた複合施設全体の広報となりますことから、事業費の2分の1を高知市に負担し、高知市が一括して事業者に委託することにしております。なお、事業の計画作成や実施に当たりましては、高知市と十分に協議調整を行いながら進めてまいります。このほか、オーテピアの施設全体のホームページに係るデザインの作成などに係る経費も計上しております。

次に、建築等工事請負費でございますが、予算の説明の前にオーテピアの今後の整備スケジュールなどについて御説明をさせていただきます。

建物本体につきましては、この3月末には躯体部分の工事がほぼ完成する見込みで、その後は内外装工事のほか空調設備や電気設備などの工事を進め、本年末に引き渡しを受ける予定となっております。加えまして、来年度は建物の外構部分の整備や中の橋通りからオーテピア敷地への進入路の整備にも着手し、来年2月中旬ごろには周辺部分も含めた整備が完了する見込みでございます。

予算の説明に戻りまして、建築等工事請負費には、建築主体工事や電気空調などの設備工事のほか外構工事の整備に要する経費などを計上しております。このうち、建築主体工事につきましては事業費の増額変更を見込んでおりますが、これにつきましては後ほど御説明をさせていただきます。

次に、2つ下の事務費でございます。これは当課の執務室の賃料や消耗品などのほか、オーテピア高知図書館で使用する閲覧用の椅子や会議室の机、椅子など開館準備のため平成29年度内の納品が必要となる備品、消耗品を購入するための経費などを計上しております。なお、備品や消耗品などの購入経費の一部につきましては債務負担行為のほうにも計上しておりますので、後ほど説明をさせていただきます。

次に、2の図書館管理運営費をごらんください。これは県立図書館の職員の人件費や庁舎の清掃、警備などに要する経費のほか光熱水費などでございます。

次に、3の出版事業費でございます。これは県立図書館が行っております「土佐國群書類従拾遺」の第6巻の編集、刊行に要する経費でございます。

次に、4の図書館活動費でございます。

次の641ページをお願いいたします。

一番上の図書館資料電子化等委託料でございます。これは、オーテピア高知図書館ではデジタル資料を公開することにしておりますことから、県立図書館の貴重な郷土資料をデジタル化するための経費でございます。次に、2つ目のインターネットホームページ作成委託料は、開館に向け、新たにオーテピア高知図書館のホームページを作成することにしておりますので、利用方法や利用サービスなどに関するコンテンツを作成するための経費でございます。次に、2つ下の図書貸出業務負担金は、県立図書館と市民図書館本館との間の書籍の配送などに要する経費のうち、県分を負担として高知市に支払うものでございます。次の事務費でございますが、これは図書資料の購入費や市町村立図書館等への支援に係る経費のほか、開館前から前倒しして行う電子書籍の導入や、市町村立図書館などでの企画展示の実施を支援するためのセット貸出用の資料購入などに要する経費でございます。

以上、新図書館整備課の平成29年度現年予算額は53億2,997万5,000円でございます。なお、オーテピアは平成29年度末の竣工を予定しており、建物が引き渡された後には、維持管理経費が発生することになります。これに係る予算につきましては、現在高知市と協議

しながら内容を精査しておりますので、整理ができましたら、施設の管理運営体制などとあわせまして来年度の補正予算で説明をさせていただく予定にしております。

続きまして、債務負担行為につきまして御説明をいたします。

642ページをお開きください。

1つ目の新図書館等整備事業費でございます。限度額は8,816万6,000円で、内訳としましては、先ほど事務費のところでお説明をさせていただきましたが、開館に当たり必要な備品などのうち、契約から納品までに一定の期間を要するものや、オーテピア周辺の家屋や店舗などに対する工事の影響調査に要する経費を計上しております。次に、3つ目の新図書館情報システム機器整備等委託料でございます。限度額は2億763万4,000円で、セルフ式の貸出機や予約受け取り棚など、システムの本稼働にあわせて必要となる機器の購入及び保守などに要する経費を計上しております。2番目の新図書館情報システム等構築等委託料及び4番目の広報等委託料につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

次に、今後の契約の予定や来年度当初予算を踏まえた総事業費の推移につきまして御説明をさせていただきます。別とじの総務委員会資料、議案説明資料の赤いインデックスの新図書館整備課をお開きください。議案説明資料のほうをお願いいたします。

まず、1の現契約の状況についてでございますが、建築主体工事、電気空調など各設備工事の合計は127億7,630万2,000円となっております。

次に、2の今後の契約予定についてでございます。このうち建築主体工事では、照明設備のLEDへの変更や図書館利用者などとの協議を踏まえた館内の案内サインの増加など、実施設計完了後の内容変更や施設の運用に係る関係者との協議の結果を反映させるため、約1億700万円余りの変更契約を予定しております。なお、設備工事の増額変更につきましては予定をしておりません。

次に、3のオーテピアの整備に係る総事業費等でございますが、先ほど御説明しました建築主体工事の変更などを踏まえ整理しましたところ、表の右端の欄、合計金額は148億9,000万円と見込んでおります。財源内訳としましては、県市の負担割合に基づく県事業費は73億1,000万円余りで、交付金などを除く実質の負担額は46億8,000万円余りになると見込んでおります。なお、今後もスケジュール管理とともにコスト面でもしっかりとチェックを行いながら、工事の実施に努めてまいります。

以上が新図書館整備課の平成29年度当初予算の概要でございます。

続きまして、平成28年度2月補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料No.④の議案説明書（補正予算）の316ページをお願いいたします。

歳入の主なものにつきまして御説明いたします。

14の諸収入、8雑入、新図書館整備課収入に12億6,400万円余りを計上しております。

これは、平成27年度から28年度に繰り越ししました建築工事や電気空調など各設備工事に係る高知市分の費用を諸収入として受け入れるものでございます。

続きまして、317ページをお願いいたします。右側の説明欄をごらんください。

まず、1の新図書館等整備事業費につきましては、外部書庫の害虫駆除等に要した費用、当課の事務室の移転に要した費用が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次の2の図書館活動費につきましては、県立図書館で新たに導入するデータベースにつきまして、知の拠点としての新図書館サービス検討委員会での御意見などを参考にしながら選定したことから、導入時期が年度途中となったことなどによる事業費の減でございます。

次に、繰越明許費につきまして御説明いたします。

318ページをお願いいたします。

平成29年度への明許繰り越しとして46億9,410万4,000円を計上しております。これは、東洋ゴム工業の免震装置問題に伴い工事が一時中断となったことから、今年度の出来高が平成27年度からの繰越分までにとどまり、平成28年度分について来年度に繰り越すものなどでございます。なお、工事の再開後は計画どおりに順調に進んでおりますことから、今回工事費を繰り越しましても、今年末の工期への影響はございません。

私からの説明は以上でございます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎三石委員 何点かお聞きしたいと思いますが、平成30年の夏ごろ開館を目指して頑張っておられることなんですけれど、先ほどお話しありました東洋ゴムの耐震のことで問題になっていますよね、県も随分損害があったわけなんですけれども、補償などの話はどういう状況ですかね。

◎国則新図書館整備課長 27年度に合意書を工事の関係者、それから東洋ゴムの関係と県市で結んでおります。今後、建物が完成しまして、工期の遅延期間が確定しましたら、それに基づきまして、工事にかかわるものについては直接事業者が今のところ補償をやっておるんですけれども、県にかかわる分、例えば工期が延びて事務所の移転だとか、先ほどのシステムの構築だとか、事務費だとか、それから外構工事なんかも当時工期が延長しなければ単価のアップとかもございませんので、そういったものを一定整理しまして東洋ゴムのほうに、議会の承認もいただいた上で求償していく予定にしております。

◎三石委員 その話は順調に進んでいっているわけなんですか。県の思いというのが東洋ゴムに対して順調にしているわけ。

◎国則新図書館整備課長 情報交換も踏まえまして、定期的に東洋ゴムと面談を行いながら話し合いは行っております。

◎三石委員 それと、高知市の土地がありますよね。高知市のほうでも随分要望があったりして、こう使ってもらいたいということ、たくさん要望があるんですけども、新たな情報というのは何かありますか。

◎国則新図書館整備課長 高知市で検討されているという情報は、高知市から聞いておりますが、それ以上の情報については聞いてはおりません。

◎三石委員 その土地以外のことで、高知市との連携というか、調整というか、話し合いというか、こういう形にしていこうじゃないかという、そういう話し合いは順調にいつています。

◎国則新図書館整備課長 高知市との協議は、例えばオープニングをやるためのチームを組みまして、関係者が集まって検討し調整をしております。サービスにかかわるものについては、司書が週に1回、作業部会がございまして、そちらのほうで検討して、それぞれにかかわるものについて担当レベルでやりまして、管理職等が集まって県市の会とっておりますけれども、それを週に1回やりまして、いろいろな考え方なんかも調整した上で、それぞれ県市の教育長まで話を上げたりとかしまして、調整を行っているところでございます。

◎三石委員 最後に、移動図書館バスの運転業務等委託料で411万8,000円つけられていますけれど、詳しくはどういうような状況なのか、どういう活動されているのか。

◎国則新図書館整備課長 移動図書館ですね、県下に33コース設けまして、そのコースをことしで言いますと年間6回程度回っており、図書館なり、それから保育所とかもいろいろございまして、117の団体のところに行っております。貸出冊数は1月末現在で、28年度は5万9,878冊となっております。

◎三石委員 毎年、需要はあるわけですか。

◎国則新図書館整備課長 毎年、要望も聞きながらコースの設定だとか、図書も購入をしておるところでございます。

◎三石委員 十分に活用されているということ。

◎国則新図書館整備課長 活用していただいているものと思っております。

◎横山委員 新図書館がいろいろ着実に進んでいるという中で、司書の方の研修とかされゆうと思うんですが、育成状況とかはどんな状況ですか。

◎国則新図書館整備課長 県外研修で言いますと今年度約200万円ほど予算を組んでおりまして、実際にことし2月末時点で、県外のレファレンスだとか専門研修のほうに派遣が19名、18種類の研修に行っており、新図書館の開館に向けて専門性の向上を今やっているところなんです。

◎横山委員 県外に研修へ行くことなんですけれど、先進的なところへ行って、どういう研修目的で県外へ行かれるわけですか。

◎国則新図書館整備課長 先ほど説明させていただきましたのは、国立国会図書館とかそういった専門に研修をやる機関に行った県外研修でございます、ほかに長期研修と申しますか、3カ月の研修で、ことしで申しますと神奈川県立の川崎図書館、それから調布市の図書館のほうに3カ月行ってそれぞれ図書館での、例えば川崎図書館で申しますとビジネス支援が特徴的にやられているので、そういったところを、県と高知市の職員が1名ずつ行きまして勉強しております。

◎横山委員 電子書籍は、内容はどんなものを検討されるのか、どれぐらいの冊数というかね、検討されちゃうのか、計画を教えてください。

◎国則新図書館整備課長 電子書籍につきましては提供事業者が複数、何社かございますので、現在のところ、どのサービスが最もいいのかというところで、今県立図書館と検討しているところでございます。一応予算上で申しますと、新聞のほうにも出ておったと思いますけれども、数百冊というところで、ジャンルにつきましては、資格を取るための図書だとか、それから実用書だとか趣味に関するもの、それからベストセラーではないんですけれども、発売からは期間がたった小説とかといったような、ジャンルは広くございますので、どれがいいかというところを今検討しているところでございます。

◎横山委員 その検討の中に、県民の声というリクエストみたいなものを拾うつもりはあつたりするわけですか。

◎国則新図書館整備課長 1月の末に作成しましたサービス計画の中にも、開館時から電子書籍サービスを行うことになっておりまして、前倒しで実施ということで、利用者といひますか、県民の方に電子書籍サービスはこういうものだという、操作とかにもなれていただきますし、周知のこともございます。それから県立図書館の建物ができ上がって引っ越しということで一定期間休館になりますので、その対応もありますし、先ほどおっしゃいましたように、来年度行う事業でどういったニーズとか課題があるかというところもしっかりと把握した上で、30年度開館後はよりレベルの高いサービスといひますか、電子書籍のサービスができないか、しっかりと検証も行っていきたくと思っております。

◎横山委員 足しげく近くで来れる人やったらええけれども、来れないところの人とかにもやっぱり電子書籍というのは大事だから、いろんな著作権の問題かかわってくるんですかね、電子書籍っていろいろあるんでしょうけれども、ぜひできるだけ県民のニーズに敏感にいろんなものをそろえていただきたいなと思ひます。

◎米田委員 結局オープンが来年の夏で、当初計画からいへば開館は何年おくれたことになりますか。東洋ゴムの影響を含めて。

◎国則新図書館整備課長 1年程度というところでございます。

◎米田委員 その東洋ゴムとの補償の話は、新図書館整備課が直接話ししているのか、弁護士含めて総務部で話ししているのか、どこの部署で対応されていますか。

◎国則新図書館整備課長 直接、定期的に東洋ゴムの方と面談しながら情報交換とかしているのは新図書館整備課のほうで、私がやっております。教育委員会の顧問弁護士の方もいらっしゃいますので、そちらの方と相談しながら話を行っています。

◎米田委員 そしたら、補償の内容、額とかが大体確定するのは、もうオープンしてからということになるんですか。

◎国則新図書館整備課長 まず、工事の工期が決定して、それから開館の時期が決定してからになります。

◎米田委員 それと、全国で初めての県市合築の図書館で、市民、県民から見たら、余り市民とか県民の図書館の区別がなくて、多分いろんな図書館の機能、レファレンスも含めて、やっぱりサービスがうんとよくならんといかんで、その核というか中心的に、司書をどうふやし、また専門性を高めてもらうかが一番大きいと思うんですけど、もともと高知市の場合少なくて、その採用状況、また県もどんなふう採用、研修されているのか、ちょっとトータル的で構いませんが。

◎国則新図書館整備課長 高知市のほうも採用を開館に向けてされていて、今年度3名の方を採用されたと聞いております。県のほうも、計画的に新図書館に向けてということで人数をふやししながら、それからそのサービス提供体制という意味で、司書の専門性を高めて、より質の高いサービスができるようにと、先ほど御説明させていただきましたように、県外の専門機関への研修、それから長期にわたる研修、それから県と市の職員が一緒になって、県立の職員が行う研修と一緒にやったりとか、それから規模感を見るために、同程度の岡山県立図書館のほうに県と市の職員がバスを借りて一緒に行って施設を視察、見学してきたとか、そういったいろんな研修を行っています。

◎米田委員 大変ですけど、県市が運営と、中身そのものも連携してやるようにしていただきたいと思うんですが、心配しとるのは、高知市の司書が圧倒的に少なかったですよ、半分以上超えたのか、そこら辺、規模についてわかりますか。

◎国則新図書館整備課長 ことしの28年4月1日時点で、高知市の図書館本館のほうで、22人の職員のうち15名が司書の方となっております。で、今年度3名を採用されたと聞いております。

◎米田委員 合築の新しいスタートに当たって、高知市も努力されているということやね。

それと、さっき西敷地の問題出されていましたが、確かに情報を得ることも大事なんですけど、本当に新図書館の環境エリアからいうたら西の敷地は、市民のアンケートもとれば、空き地なり緑の広場という意見が圧倒的ですよね、そういうことからしたときに確かに市の所有地ですけど、合築図書館そのものをよい環境のもととなれば、そういう市民の皆さんの思いをきちっと県としても市に伝えて、そういう方向に努力してもら

うというのが大事じゃないだろうかと思うんですが、教育長なり、課長なり、何か市に物言えませんか。

◎田村教育長 おっしゃるように、基本的に市の土地ですので、そこへ県としてあれこれ申し上げるのはちょっと差し控えたほうがいいのかなど。市が考えていただく前提としては、周りの環境として図書館があるということは考えていただけるということではないかと思えますけれども、そのことでこちらが注文めいたことを言うのは、やっぱり差し控えさせていただいたほうがいいんじゃないかと思っています。

◎米田委員 言いにくいかもしれんけれど、県市連携の会をやって長期浸水のためにどう守るかとか、いろいろ今やっているわけですから、そら、もうええことは積極的にぜひ意見を言ってもらったらと思います。なお検討してみてください。はい、要請しておきたいと思います。

◎池脇委員 少し確認をしておきたいんですが、図書館のほうは県立図書館と市民図書館、それぞれ所管の行政が県と市で分かれますね、それぞれ館長を置かれると。それから点字図書館ですけども、ここは、運営主体はどこがやられるんですか。

◎国則新図書館整備課長 運営主体は高知市のほうで行われます。

◎池脇委員 科学館のほうは。

◎国則新図書館整備課長 科学館も高知市のほうで運営をされます。

◎池脇委員 ということは、事業費については、県は、点字図書館にしる科学館にしる折半で出しますよね。運営主体が市ということであれば、その後の運営費については、これは、県の負担はないと理解していいんですか。点字図書館と科学館については、市のほうが運営主体になってやるんで、運営費、人件費等含めたね、それは市が持つでしょうということを知っているんです。県が負担をするんですか。

◎国則新図書館整備課長 それにつきましてはそれぞれ、点字図書館は障害保健福祉課と、それから科学館については生涯学習課のほうで、現在いろんな話をしておるところです。

◎田村教育長 最終的には、どういう負担にするかはこれからになりますけれども、基本的な考え方としまして、例えばみらい科学館については内容を決める際に、県からも県民全体に活用ができるようなもの、当初高知市が考えていた施設規模からいうと、例えばプラネタリウムのことも含めて、もっと県民全体が活用できるようなものにしてもらいたいと、県から申し入れをして今の形になっているということで、その際にはそのことに伴う運営費の問題も、県も一定負担をしていきたいと思いますということとセットで話もさせていただいていると聞いておりますので、具体的にどのくらいの割合でについては、最終的に話もさせていただいて、議会にも御報告をさせていただいて決めさせていただきたいと思えますけれども、一定、県として負担をしていく方向性は持っております。

◎池脇委員 今であれば、総務委員会のいわゆる業務概要視察調査、対象には県と市が入っていますよね。で、新しい図書館になった場合に、委員会として業務概要行く場合に県立図書館の館長だけが業務概要するのか、けれども実態は一つの図書館ですから、市の館長も来ていただいて我々業務概要ができるのか、このあたりはどう理解したらいいんですか。

◎国則新図書館整備課長 そこまで具体的話は行っておりませんが、オーテピア高知図書館になりましても、県立図書館というものは、組織はつくっておりますので、少なくとも県立図書館にかかわる分はございますし、また、県と市で共通で一体的にやっているサービスもありますので、その分につきましても内容については説明をさせていただくことになるのではないかと考えております。

◎池脇委員 これから、まだ最終的に詰まっていない状況というお話ですけれども、しっかり詰めていただきたいことは、これだけ県も事業費も出している。それから運営費についても、どれだけの割合になるかわからないけれども出そうと、点字図書館にしる、科学館にしてもね。であれば、これはオーテピアという一つの建物ということで捉えていったならば、市が運営主体であったとしても、県から委員会として業務概要視察へ行ったときには、市のほうも、きちっと県と同じく業務概要の説明を受けなければならないんだという話はきちっとつけておくべきだと思いますけれども、いかがですか、教育長。

◎田村教育長 市の施設ということになりますんで、出先機関調査ということにはならないと思いますけれども、ただ、おっしゃるように一定県も負担しということですので、何らかの形でいろいろな説明を受けるといえることができるようにということについては、高知市とも、また協議もさせていただきたいと思います。

◎池脇委員 そういうことであれば、点字図書館にしる、みらい科学館にしる、県は運営費の負担は必要ないと思いますよ。もう事業費だけで、あとは市やってくださいとなる。そこがそういうふうに仕切られると、図書館というのは一体でやるのに、県立図書館の館長だけ我々が話を聞くと、それでは十分な業務概要を我々掌握することはできないんですよ。だから、管轄が違ったって同じ図書館、一体ですから、ただ管理するフロアが、県と市が分かちゅうだけであって、そうすると市が管理しているところについては、我々は口出しができないことになってしまいますね。それであれば我々は、この図書館がどういう形で運営されていくのかという、ある意味、整合性の合った議論ができないわけですよ。ここのところは市のほうとしっかり詰めておく必要性、僕あると思いますよ。

◎田村教育長 申し上げたのは、位置づけとして出先機関調査という形での調査にはならないと思いますけれども、ただ、内容として、どういったことをやっているのかとかということ、それに対するいろいろな御質問もしていただくとか、そういうような場合は、もちろん設けてもらうように話もさせていただきたいと考えておりますけれども。

◎池脇委員 気になるのは、我々が県立図書館に行って、業務概要で司書の働きとかいろんなことを受けますよね。そのときに、新しい図書館になって一般のオープンのフロアのところでは、それは市の館長が把握してやっていたらいいと。県がやっているところは、また別のところを管轄していると。だから、市がやっているところについて県の館長は答えられないじゃないですか、我々が聞いても。それは市の館長が把握しているから、市の館長が意見を述べることになるでしょう。だから十分な、これは図書館運営の視察ができないと危惧するわけですよ。だから、そういう場合には市の館長も、県の館長と同じようにそこできちっと立ち会っていただいて、私たちとの意見を交わせるようにしていただかないといけないので、このあたりはきちっと、市のほうは委員会で業務概要の視察なんかしてないですから、県市がやってないからね。だから、我々はいいい図書館がさらに発展するように、委員会としてもしっかり業務概要を見ていかないといけないわけですから、そこんところをきちんとしてもらってないと、困りますよ。

◎桑名委員長 教育長がその場に呼びますって言ったら、いいことじゃないんです。我々が業務概要行くときに、市の館長も同席させるということを教育長が言ったら、それよろしいかと思えますけれど。

◎田村教育長 そういう方向で、市とは調整をさせていただきたいと思います。

◎池脇委員 決めとかんと、市のほうは。

◎桑名委員長 そのときに、数年後の話になりますけれど、それは来てもらうことを言うということで、この話は終わらせましょう。

◎依光副委員長 細かい話なんですけれども、総事業費について、平成24年3月の基本設計時に109億円というものが、最終的に148億円になっているわけなんですけれど、その間、熊本の地震とか労務単価の上昇とかもあったんですけれど、大体40億円くらいふえている。で、一番高いところからいうたら4億円くらい減っていったりとか、例えば備品等整備費がぐっと減っていたりとか、いろいろな御苦労があったんだろうなと思いますけれど、そのあたりですよ、施設の費用をはかっていくというのは難しいということかとも思うんです。ただ、これ全国的に見たら、県市合築という本当にモデルになるケースで、別々につくるよりは多分安く上がったとは思いますが、そこら辺の感想みたいなものが教えていただければ、いかがでしょうか。

◎国則新図書館整備課長 当初の目的が、合築によりまして、経費の削減効果を目指すというところがございましたので、極力無駄がないようにという視点を持ってやっていかないといけないと思っています。ただ、当初からいいますと施設の規模が大きくなったりだとか、県民の方に提供していくサービスが広がったとかというところで、施設の規模が膨らんでいったところがございますので、経費はふえておるところがございます。

それから、先ほどおっしゃられましたように、やはり入札で不落になったりだというこ

とで、設計の中身を見直したところがございまして、それから地震対策で膨らんだところがございまして。

今後については、先ほど御説明もさせていただきましたように、建築主体工事については増額の変更させていただきますが、設備工事などについては変更もあるかもしれませんが、現契約の範囲内でおさまるようにといたしますか、変更がきくようにやっていきたいと思っております。

◎**金岡委員** 資料にも書かれていますけれど、東洋ゴムとのかかわりはもう一切しないという理解でいいんですか。事業者個々にと、こう書いていますが。

◎**国則新図書館整備課長** 工事につきまして、契約をしているものにつきましては、事業者と東洋ゴムで合意書を結んでいますので、県も一緒に入った合意書を結んでおり、ふえたものはそこで求めていくと。それで、東洋ゴム問題が起きたときに、まだ契約を結んでいない、例えば外構の工事だとかにつきましては単価アップしていますが、その分については今回の予算の中にも、東洋ゴムに求償する分も入っておりますが、それは後から東洋ゴムに求めるということになります。

◎**金岡委員** それは、県が求めるわけですか。それとも事業者が求めるわけですか。

◎**国則新図書館整備課長** 県が求めます。

◎**金岡委員** かなり厳しい状況になるかもしれませんね。できるだけ、また事業者に求められるようにされたほうがいいかと思えます。

◎**桑名委員長** 以上で質疑を終わります。

それでは、ここで3時15分まで休憩といたします。

(休憩 14時57分～15時13分)

◎**桑名委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開します。

〈文化財課〉

◎**桑名委員長** それでは次に、文化財課の説明を求めます。

◎**土居文化財課長** 文化財課でございます。

文化財課の平成29年度当初予算案及び平成28年度補正予算案について御説明いたします。

お手元の資料No.②の議案説明書の643ページをごらんください。

29年度当初予算案の歳入でございます。主なものについて御説明します。

中ほどの国庫補助金につきましては、文化財の保存や調査等の事業に対する文化庁からの補助金でございます。1,200万円程度の減となっておりますが、これは平成24年度から実施してきました追手門東北矢狭間塀の改修が終了しましたこと、28年度は中国・四国プロ

ック民俗芸能大会の開催に対する補助があったことなどによるものでございます。

下から4段目の受託事業収入につきましては、国直轄の公共事業等に伴って必要な埋蔵文化財の発掘調査を国土交通省から受託することに伴うもので、南国安芸道路で28年度までに発掘調査しました出土品の整理作業と29年度に行います発掘調査に要する経費でございます。東野土居遺跡の整理作業が完了しますことから、1,600万円程度の減となっております。

644ページをごらんください。

教育債につきましては、高知城の天守照明工事に起債を充当するものでございます。

645ページをごらんください。

次に、歳出でございます。

目5の文化財費でございます。約5,600万円の減となっておりますが、これは高知城歴史博物館の開館に合わせて行いました高知城城内展示更新事業や高知公園駐車場トイレ新築工事が終了することなどによるものでございます。

では、主なものについて、右の説明欄に沿って御説明いたします。

1の高知城保存管理費は、高知公園の管理運営や重要文化財並びに国指定遺跡として適切に保存整備を行っていくための経費でございます。上から2つ目の高知公園管理運営委託料は、高知公園全体の管理運営業務を行う指定管理者に対する委託料でございます。指定管理者は、25年度から29年度までの5年間、入交グループ高知公園管理組合を指定しております。

次の高知城保存整備等事業委託料とイベント開催委託料、それからページまたがりですがけれども、646ページの高知城保存整備工事請負費につきましては、「志国高知 幕末維新博」の開催に合わせ、本物の文化財が残る高知城の魅力をより楽しんでいただけるようなイベントの開催や、映像や解説を中心に楽しんでいただけるスマートフォン対応のソフトウェアの制作などを行います。天守をライトアップしております水銀灯照明が老朽化していますことから、光への着色を簡便に行うことができるLED照明に改修いたします。それから、板垣退助像北側の斜面が崩れてきておりますことから、地震や大雨による崩壊を防止するための工事を実施します。また、昨年度に引き続き高知城の重要文化財建造物に関する歴史資料などの調査を、専門家の指導を受けながら行います。

引き続き、646ページをごらんください。

2の文化財管理調査事業費は、文化財の新たな指定や解除、これまでに指定されております文化財を保護活用するための調査や市町村保存団体等に対する助成等に要する経費でございます。上から3つ目の調査委託料は、継続して行っております特別天然記念物のニホンカモシカの生息状況や生息環境についての調査に要する経費でございます。それから、3つ下の文化財保存事業費補助金は、国、県の指定文化財である建造物や仏像などの

修理、民俗芸能の伝承などの活動を支援するために補助を行うものでございます。

3の埋蔵文化財発掘調査事業費は、国土交通省から委託を受けて行います国直轄の公共事業に伴って必要な埋蔵文化財の発掘調査や、今後発掘調査が見込まれる箇所の試掘調査、また埋蔵文化財包蔵地の管理等に要する経費でございます。

上から2つ目の調査委託料につきましては、国から委託を受けた発掘調査業務を公益財団法人高知県文化財団に委託して行うものでございます。29年度は、東部自動車道南国芸道路の発掘調査や調査結果の整理、取りまとめ作業を行う予定をしております。

次の遺跡情報公開システム運用保守委託料は、26年度から埋蔵文化財包蔵地などの埋蔵文化財関連情報を公開しておりますが、この運用保守に係る委託料でございます。

647ページをごらんください。

4の埋蔵文化財センター管理運営費は、県立埋蔵文化財センターの管理運営などを行うものでございます。1つ目の管理運営委託料は、県立埋蔵文化財センターの管理運営について公益財団法人高知県文化財団を指定管理者として行い、これまでに発掘しました埋蔵文化財の保存や展示、また児童生徒を対象としました考古学教室の開催など、埋蔵文化財に関する広報、普及活動を行うものでございます。

次の改修工事監理委託料及び改修工事請負費は、埋蔵文化財センター西入り口付近のブロック塀が破損して倒壊する危険があるため改修を行うものでございます。

5の土地取得事業特別会計繰出金につきましては、平成19年度に特別会計で史跡用地を県債を財源として取得いたしました。この29年度の償還費の財源のうち、一般財源分について特別会計に繰り入れるものでございます。これにつきましては、後ほど特別会計の項の中で御説明いたします。

以上が一般会計でございます。

続きまして、飛びますが、776ページをごらんください。

土地取得事業特別会計について御説明します。

史跡等用地取得事業費につきましては、平成19年度に借り入れました県債の29年度分の元利償還金でございます。平成19年度に高知城西側の民有地を史跡高知城跡の一部とするための史跡用地として、国庫補助の採択を受けて購入いたしました。この際の補助の条件に沿いまして県債を財源に用地を先行取得し、毎年度、国庫補助金と補助残に対する一般会計からの繰入金等を合わせて償還を行っているものでございます。借入額は5億6,900万円で、償還期間は平成20年度から平成29年度までの10年間であり、29年度が最終年度となります。この用地につきましては平成27年度に整備を実施しまして、昨年4月から供用を開始しております。

次に、お手元の資料No.④の議案説明書（補正予算）320ページをごらんください。

28年度予算の補正について御説明いたします。

1の文化財管理調査事業費は、文化財を保存活用するため、文化財の所有者、市町村等が行う文化財保存事業に要する経費に対して補助を行う文化財保存事業費補助金について予算の減額をお願いするものでございます。減額の内容としましては、特別天然記念物オナガドリの保護増殖施設整備について、用地の確保ができなかったため整備が中止となったこと及び安芸市土居廓中伝統的建造物群の修理が一部中止となったことによるものでございます。

次の2の埋蔵文化財発掘調査事業費でございますが、調査委託料は、国土交通省から委託を受けました国直轄の公共事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査業務を公益財団法人高知県文化財団に委託をして行っておりますけれども、調査員の人件費が当初見込みを下回ったこと及び南国安芸道路整備業務のうち東野土居遺跡について、報告書に掲載すべき遺物が当初見込みよりふえたことから開発事業者である国交省四国地方整備局と協議いたしまして、報告書の印刷製本を次年度事業とすることとしたため減額するものでございます。

3の埋蔵文化財センター管理運営費でございますが、管理運営委託料は、県立埋蔵文化財センターの管理運営について公益財団法人高知県文化財団を指定管理者として行っているものですが、清掃業務の入札減により見込みを下回ったこと等による委託料の減額及び文化財団が国に申請しました補助金が交付されました。交付を受けたことに伴いまして不用となった出土品の整理作業に要する経費等を減額するものでございます。

321ページをごらんください。

繰越明許費について御説明いたします。

高知城保存管理費は、公園北側の駐車場のトイレの整備につきまして入札が不調となったことや、軟弱な地盤への対応が工事着手後に必要となるなど想定以上の日時を要したことから、年度内完了が難しいため繰り越しをお願いするものでございます。また、石段組積造舗装工事につきまして、石段の雰囲気を生かすための設計及び工事に想定以上に日時を要したことにより年度内完了が難しくなりましたことから、繰り越しをお願いするものでございます。

以上で文化財課の説明を終わります。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 この木ですが、何か行き当たりばったりのような気がして、新しい博物館から見たときも余りよろしくないですね。要するに、植栽のデザインをすべきやと思えますけれどね。ここにこういう木があって、それを残してこういうふうなものになるとか、あるいは足していくとか、のけるとかというのは、やっぱりある一定デザインをつくられたほうがええんじゃないでしょうかね、そういうことはやっておられますか。

◎土居文化財課長 この高知公園につきましては、明治6年に県立公園になって以降、各所にさまざまな植栽が施されてきております。一方、斜面地の樹木につきましては、飛ん

できた種等自生しておる木等がたくさん生えてきております。

それらの木が全てといたしますか、特に自生してきた木等はずっと放任されてまいりました。かなり木も大きく成長してきておりまして、委員おっしゃるように景観にもちょっと支障を及ぼしてきておるといことがございます。それだけじゃなく、文化財に対しても支障が出てきておるといこともございます。そういったことから、平成23年度から平成26年度にかけて、日本樹木医会にも御協力いただいて樹木の悉皆調査を行いました。そして専門家の指導のもと、現在、平成23年度から剪定や伐採等を行ってきているところであります。順番に行っておりますので、なかなかすっきりいっていないところもありますけれども、まず一定の木に関して、これをどうしていくということを専門家の意見も聞きながら、エリアを決めて剪定、伐採等を行っております、その剪定した結果を見て、また一定期間を置いて、様子を見てからまた次の段階に進んでいくという流れでして、徐々に進めていっておりますので、全体像をデザインしていくというのは非常に大事なことだと思っておりますので、そのあたりを意識して行ってまいりたいと思っております。

◎**金岡委員** その公園をつくるときはやっぱり全体をデザインして、植栽をするときも、この樹種やったら、これだけの大きさになるからこうやるとかというのは、普通やりますよね。ですから、これだけのものなんですから、きちんと計画を立てて、例えば30年後はどうなるかとかということは、ある程度決めておかないと。ふだんから見させていただいて思うんですが、これはいかなもんかというように見えました。多分、観光客に天守閣が見えるようにとやったんでしょうけれども、いま一つ、あの周辺が余りよろしくないと思います。やっぱり整備はきちんと計画を立てて、デザインもして、木ですから10年、20年、あるいは30年、50年先はどうなるのかを見通してやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

◎**土居文化財課長** いただいた御意見をもとに、また専門家とも相談しながらやっていきたいと思っております。

◎**三石委員** 高知城の保存等々、非常に貴重なものですから、随時やっていっていただいているので非常にありがたいなと思うんですが、今、高知城を国宝にということで非常に運動が盛んになりつつあります、こういう旗なんかもつくったりしてね。一度国宝だったものが取り消されているんですよね。国宝だった、前はね。石にも書いていますわね。これ将来的に本当に国宝になるんじゃないかな。、ずばり、どうですかそのあたり。

◎**土居文化財課長** まず、おっしゃった国宝が取り消されているというお話でございましてけれども、これは取り消されているということではなくて、当時全て国宝になっておったんですけれども、改めて基準を整理し直しまして、当時の国宝だったのを一旦全部重要文化財にして、その中で、また国宝というのをまた選び直したというところで、取り消しじゃないと思っております。

それと、ずばり国宝になる見込みについていかがという御質問でございますけれども、現在、国宝に指定されておりますほかの城郭の建築というのが江戸時代の初め、江戸時代は1600年ぐらいに始まるわけですが、1615年、いわゆる一国一城令が出されるまでに建てられた建築物でございます。高知城のほうも、最初に建っておった建物はその範疇に入っておったかと思えます。ただ、その後火災がありまして焼失したことから、その全てが江戸時代中期以降、天守は1749年、150年ぐらい後に建て直されています。そういった再建されたものであることから、高知城が国宝となるためには、江戸中期に建築された城郭として、これまで検討されていなかったような知見、つまりこの中期の城郭にはこういう特徴があるんだと、あるいはこういう工夫がしてあるんだという新たな知見が明らかにされた上で、その価値について専門家によっていろいろ文等で発表がされて、それに対して評価もされて、そういう中で価値が認められてくれば、国宝といったことも見えてくるかと思えます。

やはり国宝というのは、一定学術的な知見が求められるところでございますので、火災等なければ十分に対象になったと思うんですけども、火災があったことから、こちらのほうの価値をまた改めて明らかにできるかどうかといったところで、今調査をしているところでございます。

◎三石委員 調査の結果、国宝になる可能性はあるわけですか。初めからないものを、のぼり立てて運動したってどうしようもないでしょう。可能性があるのか、調査の結果ね。

◎田村教育長 これまでの基準からいうと、正直、大変厳しいもんがあるんじゃないかなと思っております。ただ、国宝についての基準自体も時代によって変わってくることもあろうかと思っておりますので、そういう中で、今できることを高知県としてしっかりやっとうと。今課長から御説明させていただいたようなことで、高知城の価値というものをしっかりと学術的な批判にも耐えられるような形で、まずは証明しようというところを今やらせていただいておりますので、そのことを生かして、しかるべき時期には、国宝になれることもあわせて別途、我々としてもいろんな形で対応していきたいと、そういうことかなと思っておりますけれども。

◎三石委員 結論は、可能性もあるので、のぼりも立てて、そういう活動を継続的にやってもよろしいと、こういうことでええですかね。ないものをやったってどうしようもないでしょう。

◎田村教育長 可能性はあると思えます。ただし、相当時間はかかるんじゃないかと、こういうことかと思えます。

◎三石委員 県民そろって、県知事を筆頭に運動を高めていかにやいかんですね。よくわかりました。

◎横山委員 三石委員とちょっと関連しますけれども、気合いも重要なんだろうと思うん

ですけれど、やっぱりアカデミックな、学術的な論証というのが必要なんだろうと思うんですけれども、その中で、高知城における新たな知見というのは、どこを掘り下げていこうという計画ですか。

◎土居文化財課長 まず、今残っております資料、これが昭和の大修理の際に作成された図面があるんですけれども、昭和の資料ですので、非常にもろいものやったりするんで、今年度はその記録の複写を行いました。複写を行ったことでデジタル化もしましたんで、きちんと見えることができるようになりました。こういったものをベースに精細な調査を行っていこうと考えていますが、そのどこに新たな知見が見つけれられるのかというところは、まだこれからでございます。あるのかないのかを含めて、今からでございます。

◎横山委員 幕末維新博も始まって、本当に高知城もまた新たに脚光を浴びる中で粛々と進めていただいて、ぜひ新たな知見が発見されるように、かなりアプローチをかけてもらいたいと思いますので、ぜひ頑張ってください。

◎池脇委員 その新たな知見を見つけてくれそうな専門家の方は、いらっしゃるんですか。

◎土居文化財課長 まず、県内の文化財の審議会の委員とかいらっしやいますんで、そういう審議会の委員の方とも相談をしながら、まず詰めていきたいと思っています。その上で、その段階に応じて、また専門家の方なんかを紹介していただきながら検討していきたいと思っています。

◎桑名委員長 それでは、質疑を終わります。

〈スポーツ健康教育課〉

◎桑名委員長 次に、スポーツ健康教育課の説明を求めます。

◎葛目スポーツ健康教育課長 スポーツ健康教育課でございます。

初めに、平成29年度当初予算につきまして、主要なものを中心に御説明をさせていただきます。

資料番号②の当初予算説明書の648ページをお願いいたします。

そのページから649ページにかけて、歳入予算の特定財源について御説明をいたします。

9の国庫支出金、2国庫補助金の(5)児童生徒支援費補助金は、県立中学校及び特別支援学校の要保護児童生徒の医療扶助に係る補助金及びスクールヘルスリーダー派遣事業に係る補助金でございます。(13)体育スポーツ費補助金は、県民体育館のつり天井脱落対策工事に係る交付金でございます。

次の3委託金ですが、(3)児童生徒支援費委託金は、社会的課題に対応するための学校給食の活用事業、学校保健総合支援事業などの委託金です。また、(9)体育スポーツ

費委託金は、武道等指導充実・資質向上支援事業、地域における障害者スポーツ普及促進事業の委託金でございます。

14の諸収入です。これは、タレント発掘四国ブロック展開事業に係る独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託金及び県民スポーツフェスティバルに係る日本スポーツ振興センターからのスポーツ振興くじ助成金、県立学校体育施設開放事業に伴い利用者から徴収をいたします光熱水費などの収入でございます。

15の県債ですが、(10) スポーツ施設改修事業債は、スポーツ施設改修事業費に充当するものでございます。また、(11) スポーツ施設整備事業債は、生涯スポーツ振興事業費に充当するものでございます。

次に、歳出予算について御説明をいたします。

650ページをお願いいたします。

初めに、2の児童費、1児童生徒支援費でございます。右の説明欄をごらんください。

1の学校給食推進費は、学校給食の運営、普及、充実と食育に関するものです。まず、健康診断委託料は、県立学校の給食従事者に対する健康診断委託料です。衛生管理研修会実施委託料は、公益財団法人高知県学校給食会に委託し、衛生管理研修会を開催するものでございます。次の学校給食活用事業委託料は、地産地消の推進などの社会的な課題の解決に資するための取り組みを推進するため市町村教育委員会に委託をするものでございます。次の食育推進事業委託料は、望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を推進し、実践する力を育成するために市町村教育委員会に委託を行い、栄養教諭等を中心に児童生徒一人一人に応じた朝食に関する指導を行うものでございます。また、学校給食会に委託し、ボランティアによる食事提供活動の充実を図るものでございます。

1つ飛ばしまして、定時制高等学校夜食費補助金は、高知商業高等学校定時制の勤労学生の学校給食に要する経費の一部を補助するものでございます。事務費の主なものは、県立夜間定時制高等学校の勤労学生の学校給食に要する経費や栄養教諭等の研修経費などでございます。

2の学校保健推進費は、学校保健の充実と児童生徒の健康管理に関するものです。健康診断委託料は、県立学校の児童生徒の健康診断委託料です。

651ページをお願いいたします。

2つ目の医療扶助費は、県立中学校及び特別支援学校小中学部でございますが、その要保護等の児童生徒が虫歯等の学校病にかかった場合の医療費を扶助するものでございます。事務費の主なものは、学校医、学校歯科医、学校薬剤師など学校三師の報償費及び養護教諭等の研修経費などです。

5のスポーツ費でございます。1体育スポーツ費ですが、右の説明欄をごらんいただきたいと思っております。

1の学校体育推進費は、子供の体格、体力、運動能力の実態調査を実施し、その結果を学校体育活動に活用したり遊びや運動の機会をふやしたりすることにより体力、運動能力の向上を図ろうとするものです。また、教員の指導力向上を図るために研修会などへの派遣や、運動部活動の指導に地域の指導者を活用いたしまして運動部活動の活性化を図るものです。2つ目の大会運営委託料は、中学校、高等学校、定時制、通信制の県大会における運営を競技団体に委託するものなどがございます。

2つ飛ばしまして、事務費の主なものは、各種体育大会に生徒を引率するための旅費及び地域におけるスポーツ指導者や夢先生を各学校に派遣する経費などです。

2の生涯スポーツ振興事業費は、県民一人一人のライフステージに応じた、いつでもどこでもスポーツを楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツを通して地域の活性化と日本一の健康長寿県づくりに取り組むものがございます。

652ページをお願いいたします。

スポーツ施設管理運営委託料でございますが、これは県民体育館と武道館及び弓道場の管理運営を指定管理者であります公益財団法人高知県スポーツ振興財団へ委託するものがございます。スポーツ施設等情報システム保守委託料は、県立のスポーツ施設の利用許可等の管理、施設の紹介、予約システム等に使用するシステムの保守管理を委託するものです。次の地域における障害者スポーツ普及促進事業委託料は、身近な地域で障害者がスポーツに参加できる機会の拡充を図るための実践研究を総合型地域スポーツクラブなどへ委託するものがございます。次のオリンピック・パラリンピック東京大会事前合宿招致事業委託料は、ホストタウン登録、シンガポール、オーストラリア、オランダでございますが、その各国を中心に、関係者とのつながりを充実させるためのスポーツ交流事業やこれらの国、地域から競技団体など関係者を招聘しまして、本県スポーツ施設等の視察を行う経費など旅行業者等へ委託をするものがございます。

1つ飛ばしまして、スポーツ少年団育成事業費補助金は、県内のスポーツ少年団総合交流大会など団活動の活性化と組織の整備強化に要する経費に対して、公益財団法人高知県体育協会に補助するものです。次の高知龍馬マラソン開催費補助金は、龍馬マラソンの開催に要する経費を実行委員会に補助するものです。次の地域スポーツ活動促進事業費補助金は、地域の課題に即したスポーツ施策の実現のため、市町村や総合型地域スポーツクラブなどが連携して行う課題解決に向けた事業経費を補助するものがございます。次の高知市東部総合運動場多目的ドーム整備事業費補助金は、生涯スポーツの普及推進とスポーツツーリズムの推進を目指して高知市が整備を行っている東部総合運動場多目的ドームの整備に対して、高知市に補助するものがございます。次の全国レクリエーション大会対策費補助金は、平成30年度に本県で開催される第72回全国レクリエーション大会開催に要する経費に対して、大会実行委員会準備会に対し補助するものがございます。事務費の主なも

のは、オリンピック・パラリンピック東京大会事前合宿招致活動事業における旅費や、県立学校開放事業における光熱水費及び県民スポーツフェスティバルの開催費などでございます。

3のスポーツ施設改修事業費は、南海トラフ地震に備え、県立スポーツ施設の外壁改修やつり天井脱落対策工事などを実施するものです。

653ページをお願いいたします。

4の競技力向上総合対策事業費は、競技力を向上させるために選手及び指導者の育成強化、組織の充実に要する経費です。2つ目のメディカルチェック検査等委託料は、国体選手や強化指定選手等を対象としたメディカルチェック検査の委託料です。次の競技用設備保守点検委託料は、春野総合運動公園に設置しております山岳競技用人工壁の保守点検委託料です。次の県有馬匹管理等委託料は、幡多農業高等学校で管理をしています馬術競技用馬匹の装蹄及び予防注射等の経費でございます。次の競技力向上総合対策事業費補助金は、高知県体育協会や県中学校体育連盟に加盟の各競技団体が実施します強化練習や合宿、遠征などに要する経費や、中央からすぐれた指導者を招聘し高度な技術、戦術の指導・助言を得るための経費に対する補助でございます。次の高知県体育協会運営費補助金は、県体協の運営費の一部に補助するものでございます。事務費の主なもの、タレント発掘四国ブロック展開事業における旅費や、運動部活動強化校支援事業における使用料及び賃借料などでございます。

5の国民体育大会費の国民体育大会派遣費補助金は、国体へ出場する選手等の派遣経費を県体協に補助するものでございます。また、国体競技施設整備事業費補助金は、よさこい高知国体で建設されました高知市のくろしおアリーナの施設整備費に係る地方債の償還金に対して高知市へ補助するものでございます。

以上、スポーツ健康教育課の平成29年度当初予算は10億3,504万4,000円で、対前年度比は136.5%となっております。

なお、5のスポーツ費、1体育スポーツ費の予算につきましては、1の学校体育推進費及びその他の一部事務費を除き、知事部局の文化生活スポーツ部スポーツ課で執行予定となっております。

続きまして、28年度補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

資料番号④補正予算説明の322ページをお願いいたします。

歳入予算のうち、特定財源の補正について御説明をさせていただきます。

最初に、9の国庫支出金、2国補助金のうち、(5)児童生徒支援費補助金は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金で、スクールヘルスリーダー派遣事業の実績が当初の見込みよりも減少したことによるものです。また、(13)体育スポーツ費補助金は、学校施設環境改善交付金で、武道館分館耐震補強等工事について国庫補助の対象として採

扱われたことによるものでございます。

次の3委託金は、スーパー食育スクール事業の内示額減によるものや、武道等指導充実・資質向上支援事業の委託金が見込みを下回ったことによるものでございます。

15の県債、1県債は、武道館分館の耐震補強等工事について内容精査による設計金額の減などによるものです。

323ページをお願いいたします。

歳出でございますが、総額で4,822万8,000円の減額補正となっております。

まず、2の児童費、1児童生徒支援費で、右側説明欄の1学校給食推進費の減額は、先ほど説明しましたスーパー食育スクール事業委託料の内示額の減によるものです。

次の2学校保健推進費の減額は事務費でございます、スクールヘルスリーダー派遣事業や学校三師の報償費などが見込みを下回ったためでございます。

次の5スポーツ費、1体育スポーツ費、説明欄1の学校体育推進費でございます。これは事務費で、主に学校体育大会のブロック大会への出場校数の減に伴って旅費が減となったもの及び国庫委託事業の見込みが下回ったためでございます。

次の2生涯スポーツ振興事業費でございますが、県民意識調査委託料は、入札により見込みを下回ったものでございます。次の地域スポーツ活動促進事業費補助金は、スポーツを通じたエリアネットワーク事業において、エリア協議会の事業規模が縮小されたことにより見込みを下回ったものでございます。

323ページから324ページにかけまして、3スポーツ施設改修事業費の減額でございますが、これは武道館分館の耐震補強等工事について、内容精査による設計金額の減などによるものでございます。

次の4競技力向上総合対策事業費の減額でございますが、実施設計等委託料は、飛び込み練習場整備事業において、入札等により当初の見込みを下回ったためによるものでございます。全国知事会プラットフォーム事業負担金は、プラットフォーム事業の見直しにより年会費が不用となったためによるものです。事務費の主なものは、ジュニア選手育成事業やスポーツ推進プロジェクト検討会の報償費が当初の見込みを下回ったためによるものでございます。

次の5国民体育大会費の減額でございますが、国体派遣費補助金は、四国ブロック大会及び本大会における派遣者数が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

325ページをお願いいたします。

繰越明許費明細書でございます。

これは武道館分館耐震補強等工事について、計画調整に日時を要したため29年度に繰り越しをするもので、内容精査による設計金額の減などによるものでございます。

なお、昨年12月議会におきまして御報告をさせていただきました須崎海洋スポーツパーク構想に係る関連予算につきましては、須崎市において可能な限り国の補助金を活用することとしており、国の補助金がなく過疎債や辺地債を充当せざるを得ないものについては基金へ積み立てることとしているとお聞きをしているところでございます。県では、交付税措置のない須崎市の実質負担額の2分の1の財政支援を、その積立基金に対して行うことを検討しておりまして、須崎市において財源措置の方向性が決まり、須崎市の実質負担額が明確になった時点で議会にお諮りをしていきたいと考えておりまして、そのため平成29年度の当初予算への計上はございません。

以上、スポーツ健康教育課の説明は終わります。よろしく願いをいたします。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 生涯スポーツ振興事業費、オリパラの推進事業について、カヌーの国際的な指導者を連れてくるということで進めておりますが、それについてどのようにかかわっていく、取り組んでいく、あるいは後押ししていくのか、お伺いしたいと思います。

◎葛目スポーツ健康教育課長 カヌーの今度来る方は、ハンガリー出身で韓国のナショナルチームのコーチもやっておりました。世界のチャンピオンでございますので、強化の面において、世界的にこれ以上のない人物だと思っております。

それと、カヌーを早明浦地区、嶺北地区の特化したものにおきましてやることによって、地域活性化にもつながるだろうということで、これは土佐町と本山町の雇用でやるものがございますけれども、県としましても嶺北高校への協力でありますとか、例えば具体的な艇にしても、その部室の管理にしましても、できる限りのことは、現時点では協力できるであろうと考えているところでございます。

◎金岡委員 オリンピック選手を育てるという目的もでございます。しかし、なかなか、それは3年で育てられるかどうかというのは非常に厳しいところもあるかなと思いますけれども、それとは別に地元の者を育てたいということもありますけれども、よその県から、日本全国からトップ選手、高校生のトップクラスにいる方をぜひとも呼んできたいという思いも持っておるわけですね。で、高知県選手として出していきたいという思いも持っておりますが、例えばそういう方たちが来られるということについて、高校になるんですが、もし来られるとしたら、どう受け入れをされるのかわかっておりましたら、高校になるんですかね、それはね。

◎田村教育長 受け入れとなると、例えば住む場所とかというようなことかと思っておりますけれども、今嶺北高校においては、寮とかはございません。ただ、おっしゃるような形で県外からも生徒が来るということも想定をされますので、そこはまた地元の町村とも御相談もさせていただいて、どういった対応できるかということは、そういうことがあれば、いろいろと話はさせていただきたいと思っております。

◎**金岡委員** ぜひともよろしくお願ひしたいんですが、それでもう一点、須崎の海洋スポーツパークと連携をするという形になっておるんですが、移動ですね、さめうら湖でやる部分との移動の関係も出てくるんですが、どう考えていらっしゃいますか。

◎**葛目スポーツ健康教育課長** 早明浦はダムでやって、新聞記事にも出ておりましたけれども、高低はあるけれども、日本カヌー連盟が練習環境としては十分だと言われております。あと、須崎のほうでは大会というところの整備をして、当然練習会場もありますので、どう分かれるか、どうやって合同にするかということは、今後競技団体等としっかりやっていかないといけないと思います。大事な種目になろうかと思っております。

◎**金岡委員** さめうら湖でやるということになると、1キロの直線コースがとれるということで非常に評価をいただいております。ぜひとも実現をして、そしてオリンピック選手を出したいと思っておりますので、強力な支援をお願いしたいと思います。

◎**横山委員** 中村高校が40年ぶりに21世紀枠で甲子園に出て、前橋育英高校と戦うと。明德は早実と戦うということで、2校とも大変注目して見ているわけですがけれども、その御所見は後で聞くとしても、まず野球ですね、当然人口構造によって減っているんだろうと思うんですがけれども、野球の人口が減っている。いの町なんかもすごい野球どころなんですけれど、合同でチームつくったりとかして出ている中において、何かこう一つ、この予算と絡めて言えば、スポーツ少年団育成事業費補助金とかありますよね、何かその辺はどうでしょうね。少年野球の子供たち、野球だけというわけじゃないんですけれど、中村高校と明德にエールも含め、野球少年の確保、どうですか。

◎**葛目スポーツ健康教育課長** 前に、新聞に出ておりましたが、サッカー、バスケットボールの台頭で、野球とかがかなり減ってきたというのは皆さん御存じだと思いますが、野球強化も必死で頑張っております。例えば、昨日の新聞にも出ておりましたけれども、テニールセットをある協議会が寄附をしてくれまして、全て県から小学校に配置して、授業で、そこから入っていくと、そして野球に興味を持ってもらうというようなことでやっております。現在、その使用頻度について、野球協会からの依頼を受けて県のほうで集計をしているところでございます。

そういったこととあと、今回の中村、明德、またファイティングドッグスのマニー・ラミレスが来るというようなことで野球が盛り上がり、そこをいかに競技団体として頑張るか、あと競技団体の統轄団体である体育協会としても、どうやっていくかということがありますし、一スポーツの枠にとらわれず、それを超えた取り組みをやっていくのが、一ついいんじゃないかなと県として考えておるところでございます。2校は頑張りたいと思います。

◎**横山委員** そうですね。高知県っていろんなスポーツもあるんですけれども、やっぱり野球王国高知という時代もあって、野球の底上げ、下から人材確保するというのも、一つ

また絡めていてもらいたい、そこで中村高校と明德義塾に対する、ひとつ課長から御所見、そしてまた戦略的な識見もあれば、ぜひ述べていただきたい。

◎葛目スポーツ健康教育課長 答えにならないかもしれませんが、最近、高野連の会によく呼ばれることがありまして、直近では不祥事撲滅のためということで中央から講習会へ来られて、監督さんが聞いているんですけれど、その監督の中には若い方もおるし、有名な強化校の当然明德の監督もおりまして、非常に勉強熱心にやっております。厳しい中で練習もやられて、今までの科学的じゃないトレーニングから脱却して、休養日も含めて、そういったところをしっかりと一致団結してやらにゃいかんという熱意を非常に感じております。そういうことがつながっていけばええと思いますし、野球でスポーツの春を元気づけていただいたら、4月からの全競技乗っていけるなと思っています。

繰り返すようですけれども、2つのチームに頑張っていたいただければなと思ひゆうところでございます。

◎上田（貢）委員 野球に関連して、例えば香川県の例でしたかね、県で予算を組んで強化チームを呼んで練習したりとか、愛媛はANAとかJALと連携して沖縄に行って練習試合をやったりとかやっています。あと、去年ですかね、鹿児島と山口がアメリカのチーム呼んで試合をして、そのつながりでその後もいろいろ交流しているという話もあって、今幕末維新博やっていますんで、その薩長土肥で、野球に限らずいろいろ別のイベントも一緒にやれば、おもしろいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょう。

◎葛目スポーツ健康教育課長 交流人口拡大のためには非常によく取り組みだと思しますので、また検討させていただきたいと思います。野球に対しての強化というのは、以前委員から意見をいただいたときに、高野連の理事長に来ていただいて話をしているところがございます。各県は、例えば早実を呼んで、それに強い上位校が絡めていくというようなところで競技力の向上にもなるし、人気を上げるという取り組みをしていると聞いていますので、それをまた参考にさせていただければと思います。

◎上田（貢）委員 あと、東京オリンピックに向けて、今合宿ビジネスを高知市なんかも実はちょっと動きがありまして、スポーツ振興といっても、結局、やっぱり経済が一つ大きな目的だと思うんですね。そこで、この3月28日には、大阪大とか京都大とか大学の合宿の誘致に向けて、関西中心にやっついこうということで招致しています。

それで、高知の施設のブランド化というか、商品化というのは仕掛けようということで、もともとスポーツの受け入れというのは梅ヶ辻に四国ホテルってあったんですが、あそこがなくなって、あと旭にも鏡水館ってあった。あそこもなくなって、今はもう受け入れるところがないんで、それをちょっとやろうということで、今パレスホテルさんとかと交渉しているんですけれどね、県のほうは何かやったりしていますかね。

◎葛目スポーツ健康教育課長 その誘致につきまして補助金等を出しておりますのが観光

コンベンション協会でございます、かなり利用度はあると言っています。延べ泊数に対しまして、1人当たり2,000円を補助していることを聞いておりますので、それも相まって春の大学とか高校の合宿がふえているということは聞いております。

◎三石委員 直接予算とは関係がないんですけど、本会議でも出たわね。課が分かれるでしょう、スポーツ健康教育課がよ。そこらあたりの体制はやっていけると思うんだけど、片一方は学校関係よね、片一方はそうでないわね、そこらあたりはかちっといけると思うし、いかさないかんわけだけれども、どうですか、体制は。

◎葛目スポーツ健康教育課長 議会でも答弁、知事も教育長もされていると思いますけれども、現在スポーツ健康教育課が頑張ってきておったんですけども、国体の低迷、3年連続の最下位であるし、この10年とりますと最下位が非常に多いし、かなり競技力をメインとしてということで、一元化して、もっとマンパワーも充実もさせていくということで、しっかり役割分担を、スポーツの中で競技力向上と生涯スポーツとスポーツツーリズム、そして片や学校体育、健康教育、学校給食等をしっかり明文化させて、それぞれを100%しっかり効果を出せるようにした中で、お互いに連携をするということが非常に大切やと思いますので、その点は併任をかけるということも聞いておりますので、新しい体制では十分できるんじゃないでしょうか。必死で頑張らんとできんとは思いますが。

◎三石委員 人事のことですから、ここでどうこう言うわけにはいきませんが、十分その内容というか、そういうものを熟知した者がかっちり部署につかないと、本当にどうやってええかわからない、ぐじゃぐじゃになるようなことになりますから、そこらあたりの体制はかちっとしたものを初年度つくり上げていただきたいなと思いますね。

◎米田委員 650ページにかかわって、1つは中学校給食の現状と、高知市が来年ぐらいにできるのかな、それから南国市も何かやるみたいなの話聞いているので、そこらの動きと、もしそういうところがこの一、二年で実現できれば、実施率はどれぐらいになりますかね。

◎葛目スポーツ健康教育課長 28年度、今年度の末で未実施が、土佐清水市の小中で8校、須崎市3校、高知市13校、南国市5校、宿毛市1校、県中が3校ということで、全部で33校、まだ28年度末ではできておらないということで、小学校では96.4%、実施率でございます。中学校は75.2%。義務教育学校、これは新たにちょっと変えています、それは2分の2ということで100%でございますが、そういう状況になっております。そして29年度末、あと一年後になりますと、南国市の中学校が始めますので、小学校、義務教育学校のパーセントは変わらずとして、中学校が先ほどの75.2%から80%まで上がるようになります。そして30年度末になりますと、高知市の13校になりますので、ぐっと上がっていくというところになります。

◎米田委員 ぜひ子供の体力、健康を考えても、貧困のことを考えても非常に学校給食が

大事な役割を果たしていますので、側面的な支援も含めて市町村と一緒に頑張って汗をかいていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというのと。

さっき紹介された食育推進事業委託料で、本県の朝食をとっている摂取率ですかね、小中どれぐらいなのかというのと、全国と比べてどういう位置におるのか、教えてください。

◎葛目スポーツ健康教育課長 小学校が約87.3%でございます。中学校が81.1%、高校が80%ということで、上がるに従って落ちていきます。県で掲げている目標が、小学校が95%、中学校が90%、高校が85%ということで設けております。

全国調査は、小学校はほぼ同じぐらいです。中学校は、全国のほうが若干高いというところになります。現在私が把握しているのはこれぐらいになります。

◎米田委員 それで朝食の推進、委託されちゅうところもあるし、実際にやりゆうところもあるということで、僕が知っちゅうんでは市内の神田小学校、民生委員の方たちが何かやってくれゆうそうで、大変驚きもしたんですが、今子ども食堂、月に何回かやったりもしていますけれど、本当に朝食を食べるということは非常に大事なことでね、ほんで朝食の到達目標もありますけれど、親に教育してもなかなかいかんわけで、その他経済的な問題だとか、仕事の問題とか、やっぱりいろいろあると思うんです。確かに教育の問題もあるかもしれんけれど、メインはやっぱり経済的な問題や生活サイクルの問題が大きいと思うんですが、摂取率を引き上げようと、県も目標を持って取り組まれていますけど、特にこういう点を対策強化していくとかという方向性については、どんなに考えておる。

◎葛目スポーツ健康教育課長 本年度、先ほど米田委員言われましたように、神田小、鴨田小学校に、学校給食会の協力を得まして「朝食を楽しむ会」と称しまして、生徒から100円、学校給食会が集めてやっておりました。地域の方が、みそ汁と御飯を出してやってきておりました。我々もそれを一緒にやらせていただいて、28年度はそういう形でやりまして、もともと、やはり子供には朝食をつくる能力も腕もつかないかんだろうし、親にも教育等はあるんだろうけれども、現実的に食べれていない子がおるといときには、提供が必要だろろうということでやらせていただきました。

来年度は、その活動の継続ともう一つは、食育の面を考えた事業もあわせて行うということで、市町村に委託をしまして、例えばヘルスメイトさんの協力でありますとか栄養教諭の協力を得まして、つくり方とか内容、考え方とかというものを合わせた、両方合致した事業をつくり込んでいくというところがございます。

◎米田委員 なかなか家庭そのものを変えていくほど、行政が変えるわけじゃないけれど、そういう啓発も含めて、ぜひきっかけづくりとかを含めて、大変ですけど、子供の体力、健康、貧困の連鎖を断ち切るという点からしても朝食の摂取、学校給食、非常に大事な分野ですので、ぜひ頑張ってお願ひしたいと思います。

それで、その神田小とか鴨田小の場合、補助はどんなふうによられよう、財政的な支援。

◎葛目スポーツ健康教育課長 材料費でありますとか、それに係る器具代でありますとか、それを予算化しようと考えております。来年度ですね。

◎米田委員 それは、朝食の場合は子ども食堂の基金からも活用できるん。

◎葛目スポーツ健康教育課長 こちらの面とは別にというところで今考えております。地域福祉部と事業の内容は連携しながら考えておるところなんですけれども、別に教育委員会としてやらせていただくということでございます。

◎米田委員 651ページの事務費の中やろうか、1の運動部活動サポート事業、運動部活動支援員の配置、ここになりますかね。それで必要な学校、中学校、高校を含めて支援員、手は足りているのか、確保されているのか、そういう人らが入ってくれることがどんなに部活動への影響というか、前向きな役割を果たされているのか、ちょっと教えてください。

◎葛目スポーツ健康教育課長 現在、中学校、高校に部活動支援員という方で、54校86部、86名の方が行っていております。総時間数で5,680時間の予算でやっております、若干余りそうなんです、職場の就業の体制によりましてですね。それを来年度は7,120時間まで上げようとしております。そういったことで、まずは、この事業をやるために支援員の方の確保が必要でございますので、今まで地域にお願いしていることとプラスしまして、総合型地域スポーツクラブでありますとか大学に依頼をしまして名簿化をする、リスト化をするということで準備をしております。地域の方がこういった部活動にかかわってくれるということで、競技力の向上に資することもありますし、クラブではいろいろレベルがございますので、楽しむクラブありますので、そういったことで生徒の運動の機会の増加につながることを。

もう一つは、教職員の多忙化の解消でございます。これも大きなところでございますので、間もなく県の望ましい運動部活動のあり方については方向性を示して、来年度は国の動きもありますので、それとずれることなく、来年度にはしっかりしたものをつくり込みたいなど。平成25年に大阪の桜宮高校の体罰問題があったときにつくりました部活動のハンドブックがございまして、それを徹底するために、その方向性をさらに打ち出していくというところでございます。特に休養日の設定も含めてやっていくつもりでございますので、それにあわせて運動部活動の支援員はその事業の理解のもと、学校の生徒の実態を理解して、学校全体の組織の一員として部活動をやっていくと、チーム学校の理論ともずれることなくやっていくシステムでございます。

◎米田委員 その人たちは、メインはボランティアでやるけれど、有償ボランティアですよ、どんな待遇になりますか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 1回2時間以上というところで、3,000円の報酬でございます。

◎米田委員 地域の人がそういう役割を果たすことは非常に大事だし、子供との関係でも、よい関係ができるようにぜひ支援員の方、励ましてもらいたいし、いろいろ行政からも言うべきことはちゃんと言いながら、子供たちのよきリーダーとしての役割を果たしてもらうようにしていただきたいと思います。

それと、今課長言われたように、そのことが子供たちの競技力向上につながるとともに、先生たちの負担軽減に結びつかんと、もう一つ意味がないと私も思うんで、この事業は大分役に立っていますかね。

◎葛目スポーツ健康教育課長 やられているところではそういう声も聞きます。さらに、その1本だけではなかなかいきませんので、国ではこの外部指導者、部活動支援員の方の引率業務ができるようなところで調査をしています。本県としましても、中学校体育連盟でありますとか小中学校校長会の会長と話をさせていただきながら、早い時期でそういう条件整備をして、安全面を確実にこちらも勉強させていただいて、やっていきたいなと思っているところでございます。

先生の負担軽減になるには、現場の声からすると、そういったところが非常に大きいという声が聞こえておりますので、あわせてやっていきたいと思っています。

◎三石委員 それに関連して、部活ちゅうのは、顧問になったらなかなか大変なことなわけですね。本当に好きでやっている先生は、それはいいんだけど、割り当てられて嫌々顧問にさせられたと、土曜も日曜も出ていきたくないと、嫌々という先生方も実はおるわけよ。本当に熱心にやられる方もおるけれども、いろいろ先生おられます。

そんな中で、多忙化も解消される。これもいいことでしょう。ほんで競技力が向上する。これもいいことでしょう。しかし、生徒たちよね、クラスに帰るわけですよ。部活やっていたってクラスへ帰るわけですよ。中学生であろうが、高校生であろうが、クラスに帰ったら担任の先生がおるわけよ。ほんで副担任がおる。そんなときに、外部指導員の方も一生懸命やっただいて、それは随分助かります。さっきも言いましたけれど、多忙化の問題だとか、これも解消されるでしょう。競技力も向上する場面がたくさんあるでしょう。がしかし、一員として学校の先生方とやっぱり歩調を合わせて連絡調整しながら、子供たちの言動にも注意を払いながら、本当に学校の先生と一体となった、そういう取り組みをしないと、これは下手したら、ばらばらになりますよ。外部指導員は外部指導員で指導して、子供たちはクラスへ帰るわけですから、前から学校が非常に落ちついて、かちっとやられている。要するに、部活動の推進ちゅうのがあるんですよ。部活動が本当に活発にやられている学校ちゅうのは非常に落ちついて、学習なんかもできるんです。それはなぜかという、部活で一生懸命汗を流しますわね、体育系も文科系も一緒ですよ。そうい

うかちっとやられているところの子供がクラスへ帰りますから、クラスへ帰ってかちっといくわけや。

くどくなりますけれども、外部指導員に頼ることもええことやけれども、本当に学校の先生方と一体となって子供たちのことを見ていくと、学校を運営していくと、そういうところ抜けたらね、抜けていないと思いますけれども、大変なことになりますからね、そのあたりのことは十分留意をして運営していただきたいと思いますね。

◎池脇委員 現在、競技団体の事務局が学校にある競技団体数、どれぐらいですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 正確に把握はしておりませんが、個人についていっているものが非常にありますので、かなり学校の先生が持っているものがあります。

◎池脇委員 教育委員会から知事部局に業務かなり移りますんでね、だから今までであれば、そういう競技団体の事務局を教員が事務長になって、それでその連絡先、基本的に事務局が学校内に常時あって、常に学校に連絡をとりながら競技団体の運営をしているという実態があるわけで、だからこの際、もう知事部局に移るわけですから、競技団体のそういう事務局体制を、学校外のところに移していくということも必要じゃないかと思うんですよね、そのあたりの検討はされておられますか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 スポーツの一元化に伴いまして、あわせて高知県体育協会とスポーツ振興財団の強化をということで上げております。まだ正式にやっておりませんが、体育協会の組織を強化充実させまして、そこでは競技力向上のための動きとか生涯スポーツ振興ありますけれども、柱の中の一つに、委員言われますように競技団体事務局の負担軽減というのがございます。具体的に本年度、さまざまな不祥事も今までありましたので、システム化をして会計がやりやすいようにしておりますし、今後その体協を強化するというところで、脆弱な事務局体制のところにはしっかり補助ができるような体制になろうかと思っております。

◎池脇委員 競技団体の御意見もしっかり聞いて、酌み上げてあげて、この体制の改善をしっかりしていただきたいと思いますので、要請をしておきます。

◎桑名委員長 私もちよっと要請ですけども、学校給食、米田委員が言いましたけれども、めどがついていないのはもう須崎市だけですな。

お弁当を、そのときに持ってこれる人と持ってこれない人がいるというのと、また中身もですよ、いい人も悪い人もあって、そういった劣等感を感じながら一緒に勉強するなんて考えられないんですよ。市長が考えることですけども、ぜひ、もう須崎市しか残っていないということで、須崎市に強く要請していただきたいと思います。

それと高知龍馬マラソン、4回目ですばらしい大会でした。全て、皆さん方かかわって大変だったと思いますけれども、1万人規模になって、本当に名実ともに四国を代表するマラソン大会になっているんじゃないかなと思っています。

自分もいつも走って要望したことは、全部改善もされておりますが、今回も細かいところで、ゴールした後、自分のタイム、成績表もらうのに40分も1時間も待つといったら寒いし、飛行機の時間気にする人もいるんで、あそこの整理をすることと。もう一つ、スタート前がやはり寒いんですよね、スタートするまで寒いんで、あそこで何か準備運動とか、その場で足踏みの軽い運動ができるようなことをすれば、けがとかそういった危険もなくなる。これはお医者さんが言っていましたので、そういったことも、次ですかね、第6回目には考えていただければと思います。本当に龍馬マラソン、お疲れさまでございました。

それでは、以上で質疑を終わります。

〈人権教育課〉

◎桑名委員長 次に、人権教育課の説明を求めます。

◎大西人権教育課長 人権教育課です。

まず、人権教育課の平成29年度当初予算議案について御説明をさせていただきたいと思っております。

資料No.②の当初予算議案説明書の655ページをお願いいたします。

まず、歳入について、主なものを御説明させていただきます。

まず、9国庫支出金のうち、一番右の説明欄にございます教育支援体制整備事業費補助金につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を初めとする教育相談支援体制の整備充実を図るために国庫補助金を受け入れるためのものです。

続きまして、初等中等教育等振興事業委託金は、人権教育の推進に係る国の調査研究委託事業の実施に伴い国から委託金を受け入れるものです。

次に、14諸収入の節の欄にございます(6)教育委員会奨学資金貸付金は、地域改善対策奨学資金に係る現年度分の返還額を、(23)の人権教育課収入につきましては、過年度分の返還額をそれぞれ見込んだものとなっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

人権教育課の29年度の歳出予算額は5億8,547万円となっております。前年度に比べまして5,849万2,000円の増となっております。増加の主な要因といたしましては、児童生徒や保護者の悩みを気軽に相談できる相談体制の充実を図るため、心の教育センターへのスクールカウンセラーの配置に要する経費が増加したことなどによるものです。

続きまして、それぞれの事業について御説明をさせていただきます。

まず、1教育総務費、6人権教育費の1人権教育推進費です。右端の説明欄をごらんください。

人権教育研究推進事業委託料につきましては、国からの委託を受け、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の

改善及び充実に資することを目的とした実践研究を学校を指定して実質し、人権教育の推進を図るものです。職員研修等負担金は、四国地区人権教育研究大会に事務局職員や県立学校教員が参加するための諸経費等を負担するものです。高知県人権教育研究協議会補助金は、一般社団法人高知県人権教育研究協議会が実施いたします人権教育に関する各種研修会開催の経費等に対し補助するものとなっております。

続きまして、2の地域改善対策進学奨励事業費です。3つ下にございます奨学資金返還相談員設置委託料につきましては、返還金未納者の戸別訪問等を行い、納付指導や返還免除手続等の相談活動を行う返還相談員の委託配置に要する経費です。その下の債権調査回収委託料につきましては、県外在住の債務者や債務者の所在や資産状況の調査、未収金の回収などを専門家に委託するための経費となっております。その下の地域改善対策進学奨励貸付金等事務費交付金につきましては、奨学生等への返還通知や免除申請などの手続は市町村を通じて行うこととしておりまして、この事務に要する経費として25の市町村に交付するものとなっております。

次のページをごらんください。

2の児童費、1児童生徒支援費の1豊かな心を育む教育推進費です。上から2つ目の電話相談事業委託料は、いじめ等に悩む子供や保護者等が24時間いつでも電話相談ができるよう、夜間及び休日における電話相談業務を民間業者に委託するものです。

1つ飛ばしまして、学校ネットパトロール委託料は、民間業者に委託をしまして、児童生徒が学校公式サイトやツイッターなどへの誹謗中傷の書き込みなどによってネット上のいじめ等のトラブルに巻き込まれていないかを監視を行い、早期発見、早期対応を図るものです。スクールソーシャルワーカー活用事業委託料につきましては、教育分野に関する知識に加えまして社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを、各市町村等に配置するための経費です。29年度につきましては、新たに2つの町と県立学校7校に配置を行うとともに、特に厳しい状況にある児童生徒が多い7つの市に対しまして継続して15名の重点配置を行ってまいります。なお、県立学校につきましては、事務費のほうで予算を計上させていただきます。

いじめ防止イベント開催等委託料につきましては、県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の児童会、生徒会の代表が集まり、ネットいじめを含むネット問題をテーマに実践交流や協議を行う「ストップいじめ「高知家」児童会・生徒会サミット」の開催に要する経費です。このサミットにつきましては、高知県いじめ防止基本方針に基づき、ネットいじめを含むネット問題の解決に向けて児童生徒が主体となった取り組みを推進することを目的といたしまして、児童会、生徒会の代表が一堂に会して開催することとしております。

事務費につきましては、主に各学校に配置をしておりますスクールカウンセラー等の報酬や、子供に内在する力や可能性を引き出す開発的な生徒指導の充実を目指した指定事業であります高知夢いっぱいプロジェクト推進事業におけるアドバイザー等の活動に要する経費です。スクールカウンセラーにつきましては、公立学校への配置校数を322校から350校へ拡充し、未配置となっている公立の小学校への配置を進めるものとなっております。また、不登校などの課題の多い6市の教育支援センターにアウトリーチ型スクールカウンセラーを配置して支援を図ってまいりたいと考えております。

高知夢いっぱいプロジェクト推進事業につきましては、平成28年度に引き続きまして、4つの中学校区の小中学校を指定いたしまして、小中学校が協働して子供たちの自尊感情や社会性を育むなど9年間を見通した一貫性のある生徒指導を推進するとともに、県内の1中学校、2小学校を推進校に指定いたしまして、アドバイザー等の指導・助言のもとで話し合い活動や主体的に活動できる、そういったような場の充実を通して自尊感情や自己有用感を育む組織的な学級、学校運営の実現を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、2の心の教育センター費につきましては、次ページをごらんいただきたいと思えます。

1段目の設計調査等委託料ですけれども、昨年9月議会におきまして債務負担行為の承認をいただいております心の教育センターの建てかえ整備に関する基本設計と地質調査の委託料を29年度予算として計上するものとなっております。事務費につきましては、心の教育センターの管理運営に要する経費のほか、不登校等の悩みや不安を抱える児童生徒や保護者等に対しまして、面接、電話、メール等による相談業務を行いますカウンセラーなどに要する経費となっております。29年度は、相談を一元的に受理し、問題解決までトータルな支援を行うことができる体制の強化というところから、スクールカウンセラーを2名増員してまいります。

次のページをごらんください。

債務負担行為といたしまして、心の教育センター整備事業費2,407万5,000円を計上しております。先ほど御説明させていただきました建てかえ整備に関する基本設計と地質調査を行った後、実施設計を平成30年度にかけて行うものです。

29年度当初予算議案の説明については以上でございます。

続きまして、2月補正予算議案について説明をさせていただきます。

資料No.④の補正予算議案説明書の326ページをお開きください。

まず、歳入予算につきましては、国費の補助事業等の内示減によるもので2,360万5,000円の減額となっております。

次のページをお開きください。

歳出予算の合計は、補正予算として28万4,000円の減額となっております。

右端の説明欄をごらんいただきたいと思います。

増額するものとしたしましては、5つ目にごさいます、1教育総務費、6人権教育費の2となります地域改善対策進学奨励事業費の国庫支出金精算返納金になっております。地域改善対策奨学資金につきましては、国から3分の2の補助を受けて貸与を行ったものです。このため、貸与を受けた者から返還された額と県の基準により免除した額について、27年度の実績額に基づきまして国庫補助該当分、これを国への返還額として計上しているものです。

また、減額の主な理由につきましては、先ほど歳入予算の減額のところでも説明させていただきましたように、これらにつきましては、国の内示額が当初計画を下回ったことによるものというふうになっております。

以上、人権教育課からの説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 ネットパトロールについて、今SNSがすごい多様化してきて、この予算が今回320万円ですか。補正を見ると200万円減になっていますね。これは、見込みとか委託したところの入札残とかというようなことなのかなと思うんですけど、実際十分にできているんですかね、今の事業量で。

◎大西人権教育課長 現在、中学校、高等学校においては年間6回、そして小学校、特別支援学校につきましては年間2回の検索をかけていただいております。その中で、かなり検索することができ、また対応することができております。その意味では、結構効果的に活用できているのではないかと考えております。

◎横山委員 実際、発見した場合、その後の対応はどうなっていますか。

◎大西人権教育課長 義務教育関係の学校でありますと、市町村教育委員会から学校に連絡をし、そしてまた学校でそれぞれの児童、また内容によっては保護者への対応も行っていただいております。また、県立学校の場合は直接学校へという形になりますけれども、緊急の事案につきましては県教育委員会のほうに連絡が入り、そしてまたそこからの対応ができるような流れになっております。

◎横山委員 しっかり取り組んでいただいているので、安心はしているところなんですけれども、見えないところってどうしても出てくると思うんです。それってぼろっと生徒から出てくる言葉とか、ネットのパトロールと現場で聞こえてくるものと、両方合わせながらやっていくということが、未然に防ぐことで重要だなと思うので、またよろしく願いいたします。

◎桑名委員長 実際、緊急で対応したという件はありますか。

◎大西人権教育課長 昨年度までの状況を見ていく中で、委託業者のほうから、それぞれAランクからDランクまで分類で来るんですけども、Aランクというところでは、今ま

でに検索されているものはございません。ただ、BランクというのがAランクに近い、または準ずるといようなことなんかもございますので、そういうようなものについてはすぐに対応を行っております。

◎橋本委員 確認をさせてください。当初予算の地域改善対策進学奨励事業費の中で、今議会にも条例案として出ていますけれども、要は債権管理条例ですよ、これを踏まえた予算というのを、どうここに組んだのかということをお教えいただきたい。

◎大西人権教育課長 債権回収の難しいところに対しての取り組みを強化していくために、外部の専門家への委託料を予算計上させていただいております。

◎橋本委員 債権管理条例が通れば、その条例に従って債権の一応整理ができてくるわけじゃないですか。ある意味、もうこの時点でそういう形の取り組みというか、そういうものに対する予算上程というのはしておかなければならないんじゃないですかね。これの中でしていると思えないんですけれども、全く前と一緒にしたいな気がしますけれど、逆に減ったような気がしますけれども。

◎大西人権教育課長 確かに、橋本委員のおっしゃるとおり、さらにというところがあるかと思いますが、まず今、私どもも全ての債権の状況の分析と、それからそれによって債権回収の強化と、それからまた債権放棄のほうに行くのか、分けている段階ということもございまして、今回のところでは、そういうものを上積みしていないというところがございまして。

ただ、減っている分につきましては、一定、返還相談員さんの活動が定着してきましたので、その分、私たちとの情報共有をさせていただいて、資産調査等の背景、そういうところにもつなげていきたいということなどもございまして、若干その部分が減っておるところがございまして。

◎橋本委員 債権管理条例ができたなら、非常に回収不能の言えは債権を、じゃどうするかということになるかと思います。要は、その方向の整理がやっぱり大事ですので、抜け目のないような形である一定調査をできるような予算の張りつけというのは、ある意味、できた段階では、初期はきちっとやらなきゃだめだなと思ってございまして、当初でこういう状態なんですけど、必要とあれば、ぜひとも補正の対応も考えた上での形を、要は大事なものをどうするかで決めるものですので、その辺の調査はしっかりやっていただきたいと思っております。要請で。

◎池脇委員 心の教育センター機能というのが、これからもかなり重要になってくると思いますね。この主要事業の47ページに現状と課題というので3点述べられているんです。相談件数が確実に増加していると。それから、そのために、相談や訪問依頼の増加によってSC・SSW・相談員等の日程調整等が非常に困難になってきている。さらには、学校の支援体制確立に向けた訪問支援の充実が必要となってきていると。これ3つとも大変大

きな課題だと思うんですが、実施内容で人員の増加が上げられているんですけども、こういう対応で、この現状と課題について対応するという理解でよろしいんですか。

◎大西人権教育課長 今池脇委員がおっしゃられた、そういうところを含んでの部分もございまして、それからまた各学校の校内支援体制への支援、これはこれまでもやってきておりましたけれども、そういったところもしっかりやっていくということを含んでの増員となっております。

◎池脇委員 相談員等の日程調整が困難なというのは、具体的に今の日程調整のあり方に問題があるのか、これは相談件数が多くなるということと学校支援体制がさらに悲鳴上げて、もっと来てもらいたいと、それに対してS C・S S Wの人の問題との相関性で日程調整がつかないのか、現在の仕組みですね、派遣の仕組みで日程調整が難しくなっているのか、問題点はどこにあるんですか。

◎大西人権教育課長 まず、これまでは全て受けているような形がございましたけれども、やはりそれでいきますと、指導主事はまだ外に出ているんですけども、やはり常駐しているスクールカウンセラーさんたちはなかなか相談が受けられなくなります。そういうこともあって、いろいろと研修等の依頼が来た際には、まず心の教育センターのほうで期限を区切って、そしてその中で、それまではお応えできないという形で対応するようにすることで、できる限り相談に、来所とか、あるいはそういった相談に対応できるような形をとるべくして今やっているところです。ただ、なかなか特定の方にニーズが高いということがございまして、その方への要望というところが集中するところもあって、こういった課題として上げているところと考えております。

◎池脇委員 これは、例えばS S Wであれば、市町村で学校を指定していますよね。だから、一人のS S Wの人は、行く学校はもう決められていると。非常に課題の多い学校とそうでない学校で、担当の人たちの調整があるかなと。フリーで自由に何か起こったときに行ける人というのはないわけですね。基本的に週間体制で、いつにこの学校に行ってくださいということで日程が決まっていますから、そういう意味では非常に窮屈な状況があって、その上に相談が出てきた場合に、当然これは調整がつかないわけですね。だから、今のあり方に、一つ大きな課題があると思うんですよね。フリーで動ける人をどれだけストックしておくかということですけど、今の制度上は、そういう形でストックできないような状況にあるわけですね。けれども、これだけ相談件数が上がってきて、学校としても、もっと期間を詰めて来てもらいたいという状況が発生してくれば、それに対応する体制をどうしても考えていかないといけないと思うんですが、その点はいかがなんでしょう。

◎大西人権教育課長 来年度ですけども、今池脇委員さんが言われたようなところを少しでもカバーできるということで、3層構造での支援の体制を考えております。学校の配

置のカウンセラーに対しては、6市に配置するアウトリーチ型のカウンセラー、そういった方々であるとか拠点校型の配置を次年度考えてまいりますので、そういった方々が管内の学校に支援ができるように、また、そしてその部分でも足りない、あるいは難しい事案については心の教育センターがという形で、3段階を組むような3層構造を考えております。

同じようにスクールソーシャルワーカーにつきましても、まだ未配置のところがございますので、チーフスクールソーシャルワーカーを7名から4名増員して11名体制で、東、中、西それぞれに位置づける中で、まず第1段階はそちらの方々が支援をする。そして、心の教育センターのスクールソーシャルワーカーの方々がさらにそこにカバーをかけてというような体制を来年度考えております。実際1年やってみて、今委員のおっしゃったような形でうまくいくのかどうか検証が必要になりますけれども、そういう体制を考えておるところです。

◎橋本委員 補正で確認をしたいんですが、返納金です。7,000万円の返納金のうちの、一応貸付金収入でどれぐらいの割合になっているんですかね、この中に入っているやつが逆に言うと、どれだけ持ち出ししているのかということ。

◎大西人権教育課長 この分は、全て県のほうの分になります。

◎橋本委員 持ち出しですか。

◎大西人権教育課長 はい。国のほうの分につきましては、国基準の中でおさまりますので、これはその差額の県の分となっています。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で教育委員会の議案を終わります。

《報告事項》

◎桑名委員長 続いて、教育委員会から4件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることといたします。

最初に、教育等の振興に関する施策の大綱及び第2期高知県教育振興基本計画の改訂案について教育政策課の説明を求めます。

◎渡邊教育政策課長 教育政策課でございます。よろしくお願いいたします。

当課からは、教育等の振興に関する施策の大綱及び第2期高知県教育振興基本計画の改訂案について報告をさせていただきます。

お手元にお配りしております青いインデックスのついた資料、平成29年2月高知県議会定例会報告事項の1ページ目、教育政策課と赤いインデックスがついたページをお願いいたします。

教育大綱及び第2期高知県教育振興基本計画につきましては、昨年3月に策定をし、本年度は教育大綱等に基づいて施策を進める初年度として取り組んでまいりましたが、教育

大綱等のP D C Aについては、大綱については総合教育会議において、基本計画については県内の有識者を集めました第2期の高知県教育振興基本計画推進会議において慎重管理を行い、それぞれの場における議論を、連関させながら検討を進めてきたところでございます。

このたび、1月に開催いたしました総合教育会議懇談会及び2月に開催いたしました第3回の基本計画推進会議における議論を経まして、おおむね大綱及び基本計画の改訂案が取りまとまりましたので、報告をさせていただくものでございます。

資料1ページ目からは、大綱の改訂案の概要となっております。実行1年目の成果と課題を踏まえて、大綱の取り組みをさらに充実強化する観点から、10項目の改訂のポイントを整理し、その上でそれぞれ大綱の5つの取り組みの方向性に沿って整理をしてまいります。以降、順次それぞれ改訂のポイントについて説明をいたします。

2ページ目をごらんください。

1つ目のポイントは、教員同士が学び合う仕組みの強化であります。

教員同士が学び合う仕組みの強化に向けましては、本年度より県内9つの中学校を指定して、いわゆる強化のタテ持ちの研究を進めてきたところでございますが、それらの指定校においては、活発に教科会が開催されるなどの成果が得られているところでございます。

この取り組みをさらに強化するための改訂の内容といたしましては、1つ目、タテ持ち実践校における教員同士の学び合いの質の向上を図るために、主幹教諭や教科主任等のミドルリーダーの育成を図るということ。2つ目、特に課題となっております数学の質を高めるために数学の専門力の高いスーパーバイザーを招聘して、教育事務所等に配置をしている数学専任の指導主事とチームとなって訪問指導を強化するということ。3つ目、同じ教科を担当する教員同士が学び合う仕組みを設けることが困難な小規模の中学校においても、教員同士の学び合いを活性化するために近隣の小規模の中学校の教員が連携して教科指導力の向上を図る仕組みを構築するということ。また、それぞれの小規模の中学校の中においては、異なる教科を担当する教員同士が日常的に授業について協議し合う仕組みを研究するということを上げてございます。また4つ目、教科会などに十分な時間を割くための教員の多忙化解消ということにつきましては、別項で整理をしております。

2つ目のポイントは、若年教員の資質・指導力の向上でございます。

このことにつきましては、教育センターにおける研修や各種指導手引書の活用などにより着実に指導力の向上につながっているところでございますが、さらに教員の大量退職、大量採用の時期を迎え、ますます若年教員の資質・指導力の向上が喫緊の課題となっております。

これに関する改訂の内容といたしましては、1つ目、若年教員の配置校におけるO J T

を効果的に進める観点から、若年教員への指導・助言及び若年教員に対する学校の指導体制についての指導・助言を行う体制を強化するということ。2つ目、正式に採用された若年教員のみならず教員採用候補者への研修であるとか臨時的任用教員や時間講師を対象とした研修の機会の充実を図るということ。3つ目、直接の若年教員への研修のみならず管理職や中堅教員を対象とした研修において、若年教員をOJTにより育てるための内容の充実・強化を図るということを上げてございます。また、4つ目として上げました教員同士が学び合う仕組みの強化については、先ほど申し上げたとおりでございます。

3 ページ目をごらんください。

3つ目のポイントは、教員の多忙化解消による子供に向き合う時間の確保であります。

教員の多忙化につきましては、現在、社会的にも大きく取り上げられており、本県においてもチーム学校の取り組みを中心として取り組みを進めておるところでございますが、子供に向き合う時間の確保をするために、さらなる取り組みの充実が求められているところでございます。

これに関します改訂の内容といたしましては、1つ目、教員が担っている業務のうち、事務職員に移譲することが可能な業務などについて研究をするために、事務職員を加配して研究を行うということ。2つ目、特に教員の大きな業務負担となっているとの指摘があります運動部活動につきまして、外部指導者の配置を拡充するために外部指導者のリスト化とマッチングを行うということ。3つ目、運動部活動の適切な練習時間や休養日の設定といった望ましいあり方について県としての方向性を示し、周知徹底を図るということ。また、外部指導者等が単独で部活動の指導や引率が可能となる条件整備などを進めるということ。4つ目、ICTによる業務効率化を進めるために、市町村立学校における校務支援システムの導入について研究を進めることとしております。

4つ目のポイントは、高等学校における多様な生徒の社会的自立の支援であります。

高等学校の生徒の学力や社会性、進路希望の状況などが多様化しており、それに対するこれまでの取り組みにより、基礎学力の定着や生徒指導上の諸問題の状況については一定の成果があらわれてきているところでございますが、さらなる成果を生むためには、高等学校の標準的な教育課程による対応では限界があると考えられるところでございます。

このために、これに関する改訂の内容といたしまして、生徒の多様な学力、進路希望に対応でき、将来社会に参画したときに必要とされる基礎的な学力や社会性を身につけさせることができる仕組みを構築するための教育プログラムを実践することとしてございまして、具体的には、習熟度別授業などの学力の定着を図る取り組みや地域協働学習などの社会性を育む取り組みを、それぞれの学校の実態を踏まえながら、適切に組み合わせて実施していただく取り組みを進めたいと考えてございます。

4 ページ目をごらんください。

5つ目のポイントは、放課後等における学習支援の強化であります。

放課後等における学習支援については、これまでの取り組みにより、児童生徒が学習支援を受ける機会は着実にふえてきているところでございますが、課題として支援に当たる人材が不足しているということ。また、その内容についても、質を高めていく必要があるといったことが浮かび上がってきているところでございます。このため、これに関する改訂の内容といたしまして、1つ目、学習支援ができる人材を確保するために、地域人材の登録、マッチングを行う仕組みを活用するなどしていくということ。2つ目、一人一人に寄り添う指導を充実させるために、昼間の授業から放課後までを一貫して担う学習支援員の配置をさらに拡充するという。3つ目、効果的な学習方法の事例を収集して市町村教育委員会などに周知することとすることを上げてございます。

6つ目のポイントは、チーム学校による生徒指導上の諸問題への対応でございます。

生徒指導上の諸問題に関しましては、指定校等における取り組みやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがかかわる範囲では一定の成果が得られているところでございますけれども、全県的な生徒指導上の諸問題の状況についてはいまだ深刻な状況にあるところでございます。

このため、これに関する改訂の内容といたしましては、1つ目、暴力行為も含めた生徒指導上の課題を早期に把握し、その上でスクールカウンセラーなども含めた校内支援会を定期的開催をし、学年部会を中心として日々の見守りを行うといった組織的な対応の徹底を図るということ。2つ目、スクールカウンセラー等を講師として、不登校状態にある児童生徒や発達障害のある児童生徒などへの対応に関する研修を充実するということを上げてございます。

5ページ目をごらんください。

7つ目のポイントは、保護者に対する支援の充実であります。

子供たちの知・徳・体の育成のためには家庭における取り組みが極めて重要な役割を担っており、これまでの保護者を対象とした研修などにより一定の成果が得られているところですが、全県的に効果を生み出していくためには、さらに支援の輪を広げていくことが求められているところでございます。

これに関する改訂の内容といたしましては、1つ目、全県的な親育ち支援の取り組みを充実するために、親育ち支援の中核となる保育者を中心とした園内の保育者対象の研修を全保育所・幼稚園等において実施することを促進するという。2つ目、保護者を対象とした講話会等に参加していただける保護者をふやすために、就学時健診等の機会を捉えて講話会等を実施するという。3つ目、家庭の支援に特に重点的に対応を行う家庭支援推進保育士の配置拡充を図ること。4つ目、保護者の間で自然に支援の輪が広がることを目指しまして保育所・幼稚園等を中心として、保育者、地域の子育て経験者、子育て世

帯が交流できる場づくりを推進し、さまざまな交流事業の展開を図るということを上げてございます。

8つ目のポイントは、地域との連携・協働の深化でございます。

地域との連携・協働については、特に学校支援地域本部の設置、活動内容の充実に取り組み、広がりが見えてきているところでございますが、これらの活動による子供たちの見守り機能をさらに発揮し、より多くのより幅広い層の地域住民の皆様にかかわっていただくことが必要となつてございます。

このために、これに関する改訂の内容といたしまして、1つ目、学校支援地域本部の活動へさらに民生・児童委員の参画を促進するということ。2つ目、定期的に地域住民等と学校とが話し合う場の設置を進めるなどして、学校支援地域本部の活動をさらに一歩進め、地域と学校がパートナーとして子供たちを見守り育てる地域学校協働本部の活動へと展開していくということを上げてございます。

6ページ目をごらんください。

9つ目のポイントは、幼児教育の充実の加速化であります。

幼児教育の充実につきましては、これまで教育・保育の質向上ガイドラインを策定し、また、保幼小接続期実践プランにつきましては、幾つかの市町村において策定が進んでいる状況でございます。

これに関する改訂の内容といたしまして、1つ目、県内各地域での説明会や教育センターにおける管理職を対象とした研修等において、でき上がったガイドラインの周知徹底を図っていくということ。2つ目、保幼小接続期実践プランについては、県版実践プランを策定し、それについて市町村教育委員会の指導事務担当者等を対象とした説明会を開催し、県版プランに基づく市町村におけるプランの作成、実践を支援していくということを上げてございます。

10項目めのポイントは、スポーツ競技力の向上でございます。

本県におけるスポーツ競技力につきましては、一部の競技においてはジュニア選手の活躍が見られるようになってきているところでございますが、国体成績等についてはいまだ低迷しているところであり、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、さらに競技の力の向上に向けた取り組みを進めていくことが必要と考えてございます。

このために、これに関する改訂の内容といたしまして、1つ目、ジュニアからの育成において重要な役割を占めます高等学校の運動部活動における競技力の向上を図るために、県立高等学校の中からスポーツ強化校を指定し、重点的に支援するということ。2つ目、学校の運動部活動の強化のために県外の優秀な指導者を招聘するということ。3つ目、現在青少年センターにあるスポーツ医・科学面からのサポート機能につきまして、専門スタッフの配置拡充や拠点施設の整備の検討を行うということ。4つ目、今議会においても御

審議をいただいておりますスポーツ行政組織の一元化によって総合的・一体的にスポーツ施策の展開を図るということ。5つ目、県を挙げてスポーツの推進を図るために官民協働によるスポーツ推進体制を構築するということを上げてございます。

以上が教育大綱の改訂案の概要でございますが、本案につきましては、来週開催予定の本年度第4回目の総合教育会議において御協議いただいた上で、今月中に決定することを予定してございます。また、教育委員会が決定をいたします基本計画につきましても、大綱の改訂案のうちスポーツ行政の一元化が行われましたら、教育委員会の所掌から外れることとなりますスポーツ競技力の向上を除いた9つの項目について同様の改訂を行うとともに、対策に関する指標の設定や個別事業の実施計画を整理した上で、今月中に開催予定の教育委員会において決定することを予定してございます。

私からの説明は以上でございます。

◎桑名委員長 お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については13日月曜日行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、以後の日程については13日月曜日の午前10時から行いますので、よろしくお願いをいたします。

本日の委員会はこれにて閉会といたします。

(17時2分閉会)